研究論集

第14集

特集

国際学術討論会

東アジア世界の歴史と現代
――グローバル化の中で――

2019年6月

河合文化教育研究所

研　究　論　集
第 14 集

■■ 目　次 ■■

〔特集〕 国際学術討論会 東アジア世界の歴史と現代――グローバル化の中で――

はしがき …… 山 田 伸 吾　1

有沢広巳の傾斜生産方式，日本モデル …… 王　新 生　9
（田村俊郎 訳）

魏晋南北朝時代の朝貢 …… 赤羽奈津子　21

華夷変態の三つの形態 …… 周　頌 倫　35
（陳　海冰 訳）

民国期杭州から見た蔡元培の教育思想の欠点 …… 彭　小 瑜　45
（中田和宏 訳）

内藤湖南と朝鮮 …… 山 田 伸 吾　55

〔論考・特別寄稿・史料紹介〕

［論考］谷川共同体論と家族・宗族 …… 小 林 義 廣　65

［論考］清代中期に於ける火薬・火器の使用状況について …… 谷口規矩雄　83

［論考］王莽の長安都改造について …… 馬　彪　93

［特別寄稿］『アフターダーク』における「暴力」とその克服 …… 徐　谷 芃　105

［史料紹介］明治六年政変前後の日朝関係と副島種臣の東アジア政策について
…… 名 和 悦 子　132

特 集

国際学術討論会

東アジア世界の歴史と現代

――グローバル化の中で――

主催　河合文化教育研究所・北京大学歴史学系
協力　龍谷大学文学部歴史学科東洋史学専攻
第13回日中共同学術討論会（2018年８月）

はしがき

河合文化教育研究所と北京大学歴史学系との共同学術討論会の第13回は，2018年８月26日に，龍谷大学文学部歴史学科東洋史学専攻の協力により京都の龍谷大学清和館ホールで行われた。この第13回は諸般の事情により日本での最後の開催となった。日本での最後の開催ということで，北京大学歴史系のみならず第11回開催でお世話になった吉林省長春市にある東北師範大学歴史系及び第12回開催でお世話になった滇西科技師範学院の方々にも参加していただこうと依頼したのだが，滇西科技師範学院の先生の都合がつかず，結局中国側からは北京大学歴史系と東北師範大学の先生方に参加していただくことになった。

今まで13回開催されてきたわけだが，第１回が開催されたのは2002年３月であり，足かけ16年にわたって兎にも角にも継続されたことを言祝ぐと共にそれを支えていただいた河合文化教育研究所及び北京大学歴史系の関係者各位に感謝の気持ちを捧げたい。またこの討論会に参加していただいたすべての人々にも同様の感謝の気持ちを捧げたい。今後どうなるかについては未定だが，この第13回を一つの節目として，この学術討論会のこれまでの経緯を簡単に振り返ってみたい。

この共同学術討論会が開催されるに至った経緯についてはこの『研究論集』の「第１集」に収録されている「第１回共同学術討論会」の「はじめに」に詳述されているからここで繰り返

す必要はないが，河合文化教育研究所と北京大学歴史学系との関わりは1990年に始まっている。この時点から換算すれば実に30年近く何らかの関係が持続されてきたことになり，感無量というような言葉が思い浮かんでくるが，しかし実態としてはこうした感慨を懐くような余裕はまったくなかったと言わねばならない。

私たちの行ってきたこの文化交流は「学術討論」と名乗ってはいるが，大学などが主宰するような所謂「学会」的なものではないし，高度な中国に関する専門家を前提としたような「学術討論」を目ざしていたわけではない。共催している北京大学歴史学系の先生方も，私たち河合文化教育研究所を大学に匹敵する学術集団などとは見なしていなかっただろう。あくまでも民間交流という形で，お互いに学術的なレベルの向上というよりも自由闊達な意見交換，人的交流が目ざされていたといった方がよいだろう。政治的なあり方からいえば，中国社会が日本社会に比較して緊張を強いられる世界であるということは，中国の地に足を付けた瞬間から実感せざるを得なかったわけだが，かといってその緊張故に政治的な課題を封印するなどというような忖度を私たちが行うことはなかったように思われる。勿論，そのことで中国側に多大の緊張を強いることになったのかも知れないが，ある種の「率直さ」を示し合うことで何となくお互いの許容範囲を広げていくことができたようで，それが13回の持続に繋がっていったように思われる。しかし，この13回に及ぶ交流によって中国の人々とそれなりの信頼関係は築けたようであるが，かといって私たちは，中国という社会のあり方についての理解が深まったとは到底言い得ないということを自覚せざるを得ないのである。それが私たちの余裕のなさの基本的な理由である。不断に中国社会のわかりにくさが突きつけられているようで，それが逆に持続を可能にしたかもしれない。勿論，異文化を「分かる」とはどういうことなのかということ自体大きな問題であるが，容易にはわかり得ないということが解ったことだけでも大きな収穫であったと考えたい。

ともあれ，私たち自身の備忘という意味合いにおいて，今までの12回の日中共同学術討論会の概要を記しておきたい。第13回の具体的な内容は本文に譲りたい。

第１回　2002年３月23・24日　於　北京，北京大学歴史学系会議室
　発表者　谷川道雄・八箇亮仁・堀江雅明・山田伸吾（河合文化教育研究所）
　　林承節・閻歩克・王小甫・王新生（北京大学歴史系）

第２回　2003年３月21・22日　於　北京，北京大学歴史学系会議室
　発表者　谷川道雄・山田伸吾・金瑛二・河上洋・森本英之（河合文化教育研究所）
　　榮新江・閻歩克・王小甫・蒋非非・宋成有（北京大学歴史学系）

第３回　2004年８月29日　　於　京都，河合塾京都校教室

発表者　谷川道雄・河上洋・八箇亮仁・大谷敏夫（河合文化教育研究所）
閻歩克・蔣非非・劉浦江・高岱（北京大学歴史学系）
特別講演　牛大勇（北京大学歴史学系教授・歴史学系主任）

第４回　2005年８月27日　　於　京都，京大会館会議室
発表者　谷川道雄・八箇亮仁・吉尾寛・大塚克彦（河合文化教育研究所）
陳蘇鎮・張帆・王天有・王新生（北京大学歴史学系）

第５回　2006年８月26日　　於　京都，京大会館会議室
発表者　杉井一臣・小林賢治・金瑛二・山田伸吾（河合文化教育研究所）
蔣非非・王小甫・宋成有・徐勇（北京大学歴史学系）

以上第１回から５回までは「アジアの歴史と近代」というテーマを掲げて開催されてきた。ただ，このテーマはほぼどのような内容にも対応しうるものであり，アジア世界に関わるものであれば何でも可能であるというような拘束力の弱いものであったが，第６回からは開催地と絡めて若干の縛りを加えた「副題・サブテーマ」も設定されるようになった。

第６回　2008年３月17・18日　於　中国，新疆ウイグル自治区石河子市
石河子大学政法学院歴史系・新疆屯懇・文化研究院
（河合文化教育研究所，北京大学歴史学系，石河子大学共催）
「副題」　シルクロードと東西文化交流―日中の歴史，文化と教育―
発表者　河上洋・吉尾寛・山田伸吾・金瑛二・井上徳子（河合文化教育研究所）
宋暁梅・鄭亮・郭院林・王宗磊・張安福（石河子大学）
王小甫・李志生・彭小瑜・徐凱・蔣非非（北京大学歴史学系）

第７回　2009年８月23日　　於　名古屋，河合塾千種校ホール
「副題」　唐宋変革と東アジア世界
発表者　杉井一臣・金瑛二・八箇亮仁・山田伸吾（河合文化教育研究所）
辛徳勇・李志生・張帆・王暁秋（北京大学歴史学系）

第８回　2010年８月23日　　於　京都，龍谷大学大宮キャンパス
（河合文化教育研究所・龍谷大学文学研究科東洋史学専攻・北京大学歴史学系共催）
「副題」　世界史としての中国史
発表者　高木智見・葭森健介・吉尾寛・山田伸吾（河合文化教育研究所）

劉華祝・辛徳勇・何晋・王新生（北京大学歴史学系）

第９回　2011年７月22日　　於　中国，内モンゴル自治区フフホト市，
内モンゴル大学学術会議センター
（河合文化教育研究所・北京大学歴史学系・内モンゴル大学・内モンゴル師範大学共催）
「副題」　東アジアと遊牧社会
発表者　石本利宏・河上洋・山田伸吾（河合文化教育研究所）
常宝（内モンゴル師範大学），党宝海・張帆・李新峰（北京大学歴史学系）

第10回　2013年８月26日　　於　京都ガーデンパレス 鞍馬の間
「副題」「現代」と歴史学
発表者　八箇亮仁・山田伸吾（河合文化教育研究所）
王元周・張帆（北京大学歴史学系），王宗磊（石河子大学）
巴孟和（内モンゴル師範大学）

第11回　2014年８月27日　　於　中国吉林省長春市　東北師範大学歴史文化学院
（河合文化教育研究所・北京大学歴史学系・東北師範大学歴史文化学院共催）
「副題」　日中民間交流の昨日と明日
発表者　山田伸吾・八箇亮仁・柴田幹夫（河合文化教育研究所）
楊棟梁（南開大学），王元周（北京大学），巴孟和（内モンゴル師範大学）
周頌倫（東北師範大学）

第12回　2016年８月27日　　於　中国雲南省臨滄市　滇西科技師範学院
（河合文化教育研究所・北京大学歴史学系・滇西科技師範学院共催）
「副題」　近代化と地方史
発表者　八箇亮仁・柴田幹夫（河合文化教育研究所）
王元周・唐利国（北京大学歴史学系），羅春梅・楊明輝（滇西科技師範学院）

山田伸吾

第13回日中共同学術討論会　実施プログラム

◉ 研究発表および討論

Ⅰ　（司会：河合文化教育研究所研究員　河上 洋）

○有沢広巳と傾斜生産方式，日本モデル

北京大学教授　王　新 生

・コメンテーター：河合文化教育研究所研究員　八 箇 亮 仁

○魏晋南北朝時代の朝貢

龍谷大学非常勤講師　赤 羽 奈津子

・コメンテーター：王　新 生

Ⅱ　（司会：王 新生）

○華夷変態の三つの形態

東北師範大学教授　周　頌 倫

・コメンテーター：河 上　洋

Ⅲ　（司会：周 頌倫）

○民国期杭州より見る蔡元培の教育思想の欠点

北京大学教授　彭　小 瑜

・コメンテーター：河合文化教育研究所研究員　山 田 伸 吾

○内藤湖南と朝鮮

山 田 伸 吾

・コメンテーター：彭　小 瑜

◉ 全体討論（司会：河合文化教育研究所研究員　金 瑛二）

有沢広巳の傾斜生産方式，日本モデル

王　　新　生
（田村俊郎 訳）

有沢広巳（1896–1988）は，日本の著名な経済学者であり，戦後初期に「傾斜生産方式」を提唱し，日本経済の復興に大いに貢献したが，政策が徹底されず，まもなく「ドッジ・ライン」に取って代わられた。本稿は，この政策がどのような経済思想に基づいて提出されたのか，政策実施の結果はどうであったのか，また戦後日本経済史においてどのような歴史的地位を持っていたのか等について深く検討するものである。

一　有沢広巳の経済思想の形成

有沢広巳は，1922年に東京帝国大学経済学部を卒業後に経済学部助手となり，翌年にオーストリア学派経済学理論に精通するとともにマルクス経済学を研究し，ドイツ社会民主党の党員であったハイデルベルク大学教授のエミール・レーデラーが経済学部の客員教授として招かれると，その助手を務めることで彼の影響を受け，オーストリア学派経済学やマルクス主義経済学の研究に打ち込むことになる。この頃，統計学の講座を担当していた同僚の糸井靖之助教授が逝去し，有沢はその講座を兼任したが，糸井の厳格な実証主義的研究方法も有沢に大きな影響を与えた。

1926年，有沢はドイツのベルリン大学に留学し，二年間の留学期間に，戦争経済から平和経済への移行における，賠償問題，インフレーション，安定恐慌，産業合理化，金本位制復活など第一次世界大戦後のドイツ及び世界経済が直面した諸問題について系統的な研究を行うとともに，世界政治経済研究所の『世界経済年報』やベルリン景気研究所の『景気四季観』等著名な経済学者が主編する雑誌を幅広く閲読し，集団統計を用いて現状を分析する研究方法を学んだ。またドイツ社会民主党大会を傍聴したり，留学生の読書会に参加することを通して次第に社会主義の学説に近づいていった[1)]。

1928年に帰国した有沢は，引き続き東京大学経済学部の統計学の講義を担当したが，その講義内容には大きな変化があった。それは大量のデータを収集・分析することを通して偶然性

1）香西泰「経世家の思想と政策(7) 有沢広巳――戦後日本復興のプランナー」『経済セミナー』（通号620）日本評論社，2006年10月。

の中に貫かれている必然性を探求するものであった。1929年に世界恐慌が勃発した後，有沢は学生を集めて教室で討論を行い，不景気から世界的な恐慌へと向かっていった現状について分析するだけでなく，さらに若い研究者らと恐慌に関する研究会を立ち上げ，深く恐慌に対する分析を行った。また「世界経済批判会」の名称で，『中央公論』や『改造』など当時一流の雑誌に明確な視点から学術論文を発表した。それは豊富な事実とデータを含み，かつマルクス主義理論の立場から出発してその意義を明らかにしたものであった。この時期，有沢は著書及び共著として『産業合理化』，『カルテル，トラスト，コンツェルン』上巻，『世界恐慌と国際政治の危機』などを出版した。その後1937年までに，有沢は『統計学講義案』上巻，『産業動員計画』，『戦争と経済』，『日本工業統制論』等の著書を続々と出版し，なかでも『日本工業統制論』は当時の日本の大企業の独占集団が実施した自主的統制の現状を分析したものである[2)]。

しかしながら指摘すべきことは，「古典的なマルクス主義が主張する国際主義と比較して，有沢広巳の見方は強く民族主義的な傾向を帯びており，それは民族国家間とりわけ西洋の国家と非西洋の国家間における競争のなかで，日本の競争力を増強することを強調するもので，従って，このような観点から技術に基づく生産力や大企業の革新における作用を強調するものであって，生産関係を強調するのではなく，また大企業を独占企業の代表として対応しようとするものでもなかった。そのうえ，有沢広巳式のマルクス主義では，階級衝突は回避しなければならないものであり，経営陣と労働者が協力することを提唱し，とりわけ国家の危機にあっては，尚更そうすべきだ」[3)]ということである。

実際には，1931年の「柳条湖事件」から1937年の「盧溝橋事件」まで，日本経済は次第に戦時経済体制，すなわち統制経済体制へと向かう過渡期であり，このような体制は「国防経済体制」あるいは「準戦時経済体制」とも呼ばれ，これは官民の協調を基礎として，軍需産業及び重要産業を中心とする総合計画的な拡大再生産と経済動員体制，すなわち総力戦体制である。学界では，これに対する比較研究や検討が進められ，ドイツ式の経済体制の採用を主張するものまであった。例えば，「柳条湖事件」の首謀者である石原莞爾や，「満鉄」調査員の宮崎正義が主導した「日満財政経済研究会」（通称「宮崎機関」）がそれである。この研究会では，初めソ連モデルを模範として日本の経済体制を構築しようとしていたが，次第にナチス・ドイツモデルへと変わっていった。「公益の優先の原則」のもとで，ドイツモデルは国家的統制を実施すると同時に，私企業の活動や決定を最大限度認めているため，企業の集団的組織化は国家的統制と企業の自主的行動が相互に結びつくうえで鍵となる要素であった。

2）中村隆英《追悼有泽广已先生》，《日本问题》1988年8期。

3）高柏《经济意识形态与日本产业政策：1931-1965年的发展主义》，上海人民出版社，2008年，第50页。

この過程において，ドイツ経済研究の第一人者[4)]であった有沢も同様な見解を多く発表した。例えば有沢はヒトラーの1936年の四カ年計画についてこのように評論している。「近頃の流行語を藉りれば，ナチス政権下のドイツ経済は準戦時体制にあると云はねばならない。実際，現在のドイツ経済は恰も大戦時中の国家経済管理を髣髴せしめるものがある。ナチスは確に戦争しつつある。『ナチオナールゾチアリスムス』のために，外国ともそして国内でも」[5)]。有沢はさらに論を進めて，「我国においては準戦時体制といへば，簡単に兵器や戦争のための準備，特にその財政的準備施設の如く考へてゐる者があるが，これは皮相の見解である。馬場蔵相がその大増税のために税制改革案の発表にあたって，この画期的増税をいはば準戦時体制だと述べて以来，この言葉は各方面において愛用されてゐるが，言葉の真の意味は，単に戦争に対する財政部面における準備の意味に局限されて解すべきではなく，それは全国民経済の戦争準備のための体制化の意味でなければならぬ。なぜなら，ここに予定されてゐる戦争は全体戦争であり，これがための準備を単に財政的施設に局限することは，再び大戦前の時代に逆行することにほかならないからである」と述べている。有沢はその理由として将来の戦争はあきらかに全体戦であり，資源戦であり，客観的情勢が緊迫しているため，各国においては経済における戦争準備が議事日程にあげられ，準戦時経済体制や国防経済が問題とされるのは正にその現れであるとした。「準戦時経済体制」と「国防経済」とは同じ意味を持っており，客観的情勢が日増しに緊迫するなか，予想される全体戦争や総力戦に対して経済面において準備する独特な体制であり，日本のみならず，列強各国で共通にみられる現象なのである[6)]。

また有沢は，「準戦時経済」や「国防経済」を単純に理解して時代の流行語として片づけてはならず，社会科学的意義を持った客観的概念であると指摘する。有沢はドイツの学者の国家社会主義論を分析し，「準戦時経済」，「国防経済」は「戦時経済体制化」であるとして，さらに説明を加えている。「全体戦争」は「兵器戦」と同列に論じることができるが，それ以上に経済戦的性質を帯びている。この経済戦を遂行するためには，軍隊の動員と同様に重要である国民経済の動員を行わなければならない。こうなると戦時経済の体制化にほかならない。各国は第一次世界大戦で学んだ経験からこれらに対して改善を行い，先ず軍需工業動員法から，その後国家総動員法を制定するのである。そこで，平時経済は開戦と同時に戦時経済体制へ移行するのではなく，最近の動向では平時経済から戦時経済に入るまでに中間の過渡的段階があり，この段階において戦時経済のための基礎工作がすすめられるのである。これが準戦時体制もしくは国防経済化なのである。このような国防経済化の段階においては，国防的見地が第一義的であり，経済政策はこの点に集中され，すすんでは国家が直接的に経済を指導するのであ

4）柳沢治「日中戦争開始期日本におけるナチス経済政策思想の受容――国防・準戦経済体制の構想を中心に」『明治大学政經論叢』72(2･3)，2004年，37–78頁。
5）有沢広巳『戦争と経済』日本評論社，1931年，327頁。
6）有沢広巳『戦争と経済』日本評論社，1931年，7頁。

る。したがって国防経済の段階は，性質的には戦時経済に接近するものであり，いまだ直接的な戦時状態ではないにしても，「既に戦争経済の前段階であり，準戦時体制」[7]なのである。

軍国主義化の色合いが日増しに濃くなっていく雰囲気のなかで，有沢らのようなマルクス主義理論による研究方法や活動は次第に政府に受け入れられなくなり，二度にわたる「人民戦線事件」が起こった。1937年12月，コミンテルンの反ファシズム統一戦線の呼びかけに呼応し，日本でも左翼が人民戦線の結成を企てたとして，日本無産党委員長で国会議員であった加藤勘十，社会大衆党の国会議員の黒田寿男，「労農派」学者の向坂逸郎，猪俣津南雄ら446人が逮捕された。これが史上「第一次人民戦線事件」と呼ばれる事件である。1938年２月，政府は再び「労農派」と密接な関係にあり理論的に指導したことを口実に東京大学教授の大内兵衛，助教授の有沢広巳，法政大学教授の美濃部亮吉ら38人の学者が逮捕された。これが史上「第二次人民戦線事件」あるいは「教授グループ事件」と呼ばれる事件である。有沢は禁固14ヶ月の判決が出されたが，大学からの辞職要求を拒絶し，停職という立場で引き続き研究を行った。二度の事件による逮捕者は，いずれも「国体変革」，「私有財産否定」等『治安維持法』違反という罪名で起訴され，一審の判決では有罪とされたが，1944年９月の二審の判決で「第二次人民戦線事件」の逮捕者すべてが無罪とされた。

停職期間の1939年，有沢は陸軍省経理局秋丸次郎が主宰する「陸軍省戦争経済研究班」（通称「秋丸機関」）に参加した。この研究班の趣旨は「仮想敵国の経済戦力を詳細に分析・総合して，最弱点を把握すると共に，わが方の経済戦力の持久度を見極め，攻防の策を講ずる」[8]というものであった。参加者には，有沢の他に著名な経済学者や国際関係学者，各省の少壮のエリート官僚，満鉄調査部の精鋭分子など各界にわたるトップレベルの人材が集められた。秋丸機関は，最終的に『英米合作経済抗戦力調査』，『独逸経済抗戦力調査』等の報告書を提出し，日本がアメリカとの戦争を遂行できると結論づけた[9]。この結論は陸軍省の意見を支持する色合いを帯びており，また有沢は1941年秋に「秋丸機関」を離れたけれども，有沢がこの機関でマルクス主義経済学の再生産モデルを用いて産業相関構造図を提出したことは戦後の日本経済復興に大きな役割を果たした傾斜生産方式を提唱する基礎となった[10]。

二　傾斜生産方式の提唱と実施

終戦後，有沢は東京大学経済学部の職に復帰し，自身の第一次世界大戦後のドイツの経済復興に対する重厚な歴史的研究を存分に活用して，日本経済の復興について自らの主張を提出し

7）有沢広巳『戦争と経済』日本評論社，1931年，8頁。
8）牧野邦昭「陸軍秋丸機関による経済研究の結論」jshet.net/docs/conference/79th/makino.pdf，20170521
9）座談会「経済政策論の発展過程およびその周辺」『中山伊知郎全集』別巻，講談社，1978年所収，62頁。
10）有沢広巳『有澤廣巳 戦後経済を語る 昭和史への提言』東京大学出版会，1989年，13頁。

た。その戦後最初の論文「不可避的なもの」が雑誌『世界』1946年第３号（後に有沢広巳著『インフレーションと社会化』日本評論社，1948に収録）に掲載された。有沢は当時の日本経済が全面的な危機状態に置かれており，例えば食糧危機，インフレーション，生産停滞，失業などであり，目前に差し迫った課題は，戦争によってもたらされた縮小再生産の日本経済をいかに拡大再生産へと転化させるかであるとした。有沢は過剰な労働力を，戦時中拡大し，かつ戦争によって破壊されなかった基礎原料部門に投入し，これによって拡大再生産の起動力とすることを主張した。具体的には，拡大再生産の順序として，先ず食糧の分配を増加し年間2000万トンの石炭を増産し，増産された石炭を鉄鋼業へ分配して鉄鋼生産を増加させ，増産された鉄鋼資材を炭鉱業へ再分配し，さらに増産された石炭をその他の産業へ分配することで，産業全体の拡大再生産を刺激して，日本経済を回復させるという目標を達成するものであった。

それでも，有沢は直ちに上記のプランが日本経済を復興する最良のプランとはしなかった。なぜならインフレーションが最大の問題であったからである。有沢は投機売買や買い占め行為を防止するためにはインフレの根絶が必要であるとしたが，財政金融の引き締めは生産率を一時的に低下させるため，そこで計画経済の手段を用いて生産を戦前の水準の60％にまで引き上げたのちに強力なインフレ抑制策が打ち出されるべきだと主張した[11)]。さらに有沢はインフレ問題を解決できるのは「外国経済」だけであるとした。言い換えれば，有沢はもし外国の原料を充分に輸入することができれば，拡大再生産を実現することができると確信していたのである。吉田内閣成立後，GHQ に緊急物資輸入の要請を出し，マッカーサーは考慮してもよいことを表明したが，日本が輸入を要請した石油は日本の石炭生産の回復に影響するという理由で拒否した。有沢は吉田首相に再度要求を出すことをすすめ，その理由は石油の輸入によって鉄鋼の生産が増加し，増産された鉄鋼を炭鉱業へ分配すれば，速やかに石炭の産出量は向上するというものであった。1946年12月，石油輸入の要求が許可され，有沢は首相直属の「石炭特別小委員会」の委員長として，傾斜生産方式政策の策定と実施に尽力した[12)]。

すなわち，吉田内閣は先ず1946年８月に経済安定本部を設置し，経済政策の策定と実施を担当させた。同年12月，経済安定本部の提案のもと，政府は有沢広巳を中心とする経済学者が提出した「傾斜生産方式」の建議を採用したが，それは石炭と鉄鋼を中心とする基礎産業の発展を優先することで，その他の産業の回復と発展を促進させるものであった。1947年１月，吉田内閣は政府が出資する「復興金融金庫」を正式に設立し，同年２月には「経済同友会」などの経営者団体と各労働組合がみな参加する「経済復興会議」を組織し，３月には『産業資金

11）大野健一『途上国ニッポンの歩み――江戸から平成までの経済発展』有斐閣，2005年，159頁。（中国語版：大野健一《从江户到平成――解密日本经济发展之路》中信出版社，2006年，第135页。）
12）香西泰「傾斜生産方式の再検討」一橋大学経済研究所編『経済研究』58(1)，2007年。

貸出優先順位表』を作成し，石炭・鉄鋼産業に対する融資を保証した。例えば，1947年の炭鉱業に対する融資は復興金融金庫の融資総額の35％を占めた[13]。またこれらの産業に対して価格の補助や生産資材を優先的に提供するなどの措置を実施した。例えば1947年に炭鉱業が得た価格補助は政府の価格補助総額の44％を占め，各産業のなかでも首位に立った。炭鉱業に必要な生産資材や消費財はほぼ政府の保証を得ることができたが，その他の産業では需要量の三分の一以下しか得ることができなかった。ひいては「炭鉱労働者優遇のための賃金引き上げ，食糧及び物資の特配，炭鉱労働者用住宅建設の促進も続けられた」[14]。このような生産資材を重要視する経済政策の方向性は正しくはあったが，その効果が現れるのは緩慢で，短期間のうちに国民の生活困窮を解決することが難しいだけでなく，そのうえ産業へ資金を提供するために債権を大量に発行してインフレの激化をすすめ，1947年の卸売物価は対前年比の三倍に跳ね上がった[15]。これによって，吉田政権は労働者や市民の激しい反発にあい，まもなく退陣に追い込まれた。

後継の社会党の片山哲内閣は，吉田内閣での「傾斜生産方式」を引き続き実施し，これは「吉田茂政権よりも，むしろ社会党政権（片山内閣）に親和性が高かったというべき」[16]ものであった。さらにこの経済政策を強化すると同時に，社会党の社会主義的色合いを示すためにも炭鉱業の国家管理を実施した。片山内閣は組閣後まもなく，経済安定本部と商工省で『臨時石炭鉱業管理法案要綱』の作成に着手した。それは，国家による石炭生産現場の直接管理と労働者を国家管理の組織に参加させるといった内容であった。しかし法案化の過程で，連立与党の民主党の反対にあい，社会党はこの法案が時限立法であることや，炭鉱の指定を制限することなどで譲歩を迫られ，また生産計画は企業本社が制定し現場管理者も企業本社が決定し労働者は管理に参加できないことなどが規定された。

結果からみれば，「傾斜生産方式」の実施によって1948年には，石炭・鉄鋼を中心とする日本経済の回復現象がみられた。例えば1948年の石炭産出量は3500万トンに達し，生産計画の96.6％を達成した。鉱工業の生産指数を，1930年から1934年の平均を100とした場合，1948年は61.4，そのうち鉱業は100.5，金属工業は71.1，機械工業は76.7，化学工業は78.1であった。しかし，国民生活と密接な関係にある軽工業つまり消費財は生産発展が緩慢であり，例えば繊維工業の生産指数はわずかに24.2である[17]。さらに生産を刺激するために提供した巨額な融資や価格の補助金は本来すでに厳しい状態であったインフレを一層激化させることとなった。

13）孙执中《荣衰论——战后日本经济史（1945-2004）》人民出版社，2006年版，第23页。
14）通商産業省通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』第３巻，通商産業調査会，1992年，87頁。（中国語版：通商产业省编《日本通商产业政策史》第３卷，中国青年出版社，1994年版，第74页。）
15）正村公宏『図説戦後史』筑摩書房，1988年，69頁。
16）浜野潔ほか『日本経済史1600-2000——歴史に読む現代』慶應義塾大学出版会，2009年，239頁。
17）吴廷璆主编《日本史》南开大学出版社，1994年，第832页。

1945年８月から1947年までに，日本銀行が発行した日銀券は，303億円から2191億円にまで増加し，卸売物価の上昇率は1946年が464％，1947年は296％，1948年は266％で，1948年の主食品の価格でみると終戦時に比べ８倍に増加している[18)]。

政府職員の一ヶ月の給与水準は，1948年２月の2920円から同年の６月には3700円に上昇し，同年12月にはさらに5300円へと上昇したが，政府は依然として日増しに厳しくなるインフレに対応できず，市民の激しい不満と労働争議の再燃を招いた。一方で，物価の急激な変動は対外貿易にも影響をもたらし，典型的な加工貿易国として日本は必要な原材料を輸入して，加工後製品を輸出することで，正常な国際貿易を維持しなければならなかった。しかし，飛躍的に増加する物価では安定した為替レートを維持することが難しく，対外貿易の正常な進行に影響することとなった。

1948年になって以降，冷戦構造が日増しに鮮明となっただけでなく，極東情勢にも重大な変化が起こった。南北朝鮮ではそれぞれ政権が立ち，中国大陸では共産党が次第に優勢となるなど，極東における二大陣営の対立局面が形成された。これと同時に占領負担を軽減させるためにも，日本経済の自立を促進することが必要とされた。それゆえ1948年10月アメリカ国家安全保障会議は新しい対日政策を決定し，「まずアメリカの安全保障の利益を保証したうえで，その後のアメリカの対日政策の主要目的は日本経済の復興である」と述べ，「経済復興を実現するためには，勤勉な労働を生産に提供し，高い輸出水準を維持し，争議による作業停止を最小にし，厳格な国内政策をとってインフレを収め，かつできる限り速やかに均衡予算を達成することが必要である」[19)]と強調した。これに併せて，収支バランスのとれた予算の制定や，物価の安定，輸出の促進などを内容に含む「経済安定九原則」を日本政府に提出した。

1949年２月，アメリカ大統領トルーマンは，デトロイト銀行の頭取で自由主義経済の信奉者であり，かつて駐ドイツ米軍軍政部財政部長であったジョセフ・ドッジを連合国軍最高司令官財政・金融政策顧問および大統領特使に任命し，日本へ派遣した。ドッジは，アメリカの援助というのは「日本経済を支える柱の一つであり，それが竹馬の脚の一本ということができる。もう一本の脚は日本国内の補助金で，この補助金が日本経済を支えるもう一本の柱である。この竹馬の脚を切らなければならない」と指摘した。ドッジはさらに，日本人に「無条件降伏の敗戦国に駆け引きする余地はなく，国民の苦しみは当然で避けることはできない」，「日本経済の唯一の道は国民の耐乏生活と財政支出の減少しかない」と警告した[20)]。1949年３月，ドッジ自らの指導と監督のもと，GHQは予算案を編成し日本政府へ提示した。この予算案は，インフレを収束させたうえで，収入に応じて支出しひいては余剰が生じる，いわゆる「超均衡

18）金子貞吉『戦後日本経済の総点検』学文社，1996年，19頁。
19）山田敬男『新版戦後日本史――時代をラディカルにとらえる』学習の友社，2009年，101頁。
20）御厨貴，中村隆英編『聞き書　宮澤喜一回顧録』岩波書店，2005年，102-103頁。（中国語版：御厨贵，中村隆英编《宫泽喜一回忆录》东方出版社，2009年４月，第86-87页。）

予算」であり，公共事業費や失業対策費を大幅に削減し，「傾斜生産方式」政策の実施を終わらせたのである。

三　戦後日本経済の発展モデル

現在，論壇における「傾斜生産方式」の評価は賛否両論である。1987年11月18日付の『日本経済新聞』は，インフレの悪化や昭和電工賄賂事件という負の面の影響を考慮しても，少なくとも鉱工業生産水準を必要最低水準にまで引き上げたというこの一点をもって積極的に評価できるとし，「後世その成果が評価されるべき政策」の一つに挙げている。その他の二つは，池田勇人内閣の「国民所得倍増計画」と，中曽根康弘内閣の「三大国営事業の民営化」である。永江雅和は『日本経済史1600–2000』のなかで，「日本政府主導による復興計画が，日本の石油輸入に対するアメリカの許可を導き，戦後日本の重工業復興の呼び水となった点は評価される必要がある」[21]ことを指摘している。高橋洋一は逆に「傾斜生産方式はアメリカからの援助を引き出したという点で，ポリティカルな意味では成功でしたが，エコノミックな意味ではほとんど効果のないものだった」[22]としている。三輪芳郎らは，傾斜生産方式の政策は政策と呼ぶに値する実体がなく，現実には傾斜生産方式のような統制経済は有効に機能せず，ここ数十年の歴史からみても統制経済に優れた成果を期待することはできないといった三点から「傾斜生産方式」を否定した[23]。

「傾斜生産方式」が一種の統制経済であることに疑いの余地はないが，問題は，もし市場の作用を重視する「ドッジ・ライン」がなかったとしたら，この経済統制政策は継続して実施され，成功をおさめることができたか否かということである。さらにいえば，もし朝鮮戦争が勃発しなければ，「ドッジ・ライン」が継続して実施され，成功をおさめることができたか否かということである。客観的にいえば，占領初期にはアメリカを中心とするGHQは日本に対してかなり徹底した非軍事化，民主化改革を行い，制度面からみれば戦前とは断絶がみられたが，占領中後期にはアメリカの対日政策に比較的大きな変化が起こり，日本経済の自立を促進するものから日本の再軍備を認めるようになり，日本政府もGHQから下達された各種の指令を大幅に改訂したので，体制上の連続性は強かった。換言すれば，占領終了後に日本はかなりの程度統制経済体制が復活し，政府主導の経済・社会の発展モデルが形成されたのである。まさに中村隆英が強調しているように，「戦前と戦後は戦中を飛び越えて結びつけることはできない。多くの社会制度，経済制度，技術，生活様式や風俗はみな戦時中につくられたもので，戦後に引き継がれてきたのである。当初から必ずしも長期的な観点でこれらのすべてがつくら

21）浜野潔ほか『日本経済史1600–2000――歴史に読む現代』慶應義塾大学出版会，2009年，241頁。
22）高橋洋一『戦後経済史は嘘ばかり』PHP新書，2016年，34頁。
23）三輪芳朗，J. Mark Ramseyer「経済規制の有効性――「傾斜生産政策」の神話（2・完）」『経済学論集』70(3)，2004年10月。

れたわけではないが，これらが最終的には戦後の企業や産業組織および生活様式の形態を確立したのである」[24)]。

エリート官僚により構成された政府は経済発展過程においてきわめて重要な役割を果たしてきたにもかかわらず，多くの日本の学者はこれまでこのような見方に賛同していないようである。アメリカ人学者のチャルマーズ・ジョンソンの『通産省と日本の奇跡』が日本に紹介された際，学界の反応は比較的冷淡で，この本に分析を加えた書評も多くはなかった[25)]。もう一人のアメリカ人学者のケント・E・カルダーの『戦略的資本主義――日本の産業金融における民間企業と公共目的』が出版されると，逆に日本に大きな反響を呼んだ。これは，日本の経済発展の動因の問題において，前者は「官僚主導説」を主張し，後者は「民間主導説」を堅持しているからで，日本政府と経済発展の関係はしっかりと議論されていない問題なのである。

確かに，多くの事例を挙げて「官僚主導説」に反駁することはできる。例えば，1955年通産省は生産規模を拡大する計画を達成させるために，数社の自動車工場を合併しようとしたが，自動車メーカーの激しい反発にあい計画は頓挫した。しかし日本の自動車産業の発展はこの影響を受けることなく，かえって日本で最も国際的な競争力をつけた産業の一つとなったのである。1952年にソニーが政府に外国の半導体技術導入の申請をした際，通産省は二年もの長い時間をかけてようやく許可をだした。その後，半導体製品は世界に日本の名を知らしめることとなった。1960年代の初め，経済自由化の圧力に対して，通産省はある特定の産業の競争力を向上させるために，産業界，金融業界，行政機関の三者を相互に協調させる法案を通過させようとしたが，この努力が実ることはなかった。商工業界が反対していた他に，大蔵省もこの構想に賛同していなかったのである。このことは，日本の行政機関が必ずしも一枚岩ではなかったことを表している[26)]。

市場経済を採用している資本主義国家において，政府がしばしば経済活動に関与することは必須のことであり，「市場の失敗」を予防し，また道路・港湾・教育・衛生などのインフラ建設においては社会資本の不足を補い，市場経済が合理的な資源の配分問題に持つ限界性を解決するのである。しかしながら日本が他の資本主義国家と違うところは，日本の政府がそのうえ具体的な経済成長政策を策定し，勝者を優遇する手法で特定の部門や企業を刺激し，市場インセンティブのメカニズムを変化させて間接的にインセンティブを与えるといった面で経済発展を促進する役割を果たしていることである。

24）高柏《经济意识形态与日本产业政策：1931-1965年的发展主义》，上海人民出版社，2008年，第123页。

25）山口定《战后日本的产业政策和CH・约翰逊》复旦大学日本研究中心编《日本政府在经济现代化过程中的作用》复旦大学出版社，1995年，第83页。（参考：山口定「戦後日本の産業政策と Ch. ジョンソン」『政策科学』2(1)，1994。）

26）金滢基等边《日本的公务员制度与经济发展》中国对外翻译出版公司，1997年，第180页。

学者たちが政府のこのような役割の大きさの問題に関して論争する理由は，このような政策が法律の明文によって規定されていないからであり，そのうえ「責任を負う政府官庁なり官僚なりが，明示された法的権限なしに，民間の企業や個人に対して，ある行動をとること，またはとるのを控えるように指示したり，誘導したりすることができ，かつそれをする」[27]からであり，また政府の経済活動に対する関与の大部分は『ロンドン経済学雑誌』で「条文化されない命令」と定義された行政指導を通して行われるからである。

行政指導は「勧告」，「要望」，「指示」，「希望」および「助言」など，非強制的な言語で表されるが，それでもなお比較的強い拘束力と実行性を持っている。その理由はまずは制度上の保証からくるものであり，この制度上の保証は政府が持っている公共資金の分配権，許認可権，財政投融資の権限および政策減税などの権限として体現される。

日本政府の財政規模は小さいけれども，比較的少ない公務員，少ない社会保障費および少ない軍事費の支出によって行政機関に比較的多くの公共資金を持たせることができ，特定の政策目標を実現するために第三者に交付した返済する必要のない補助金は，1970年代以前には政府の一般会計予算の三分の一を占めていた。次に行政機関は「規制」と呼ばれる数多くの許認可権をもつが，これらには，ある特定の産業のメーカーの数や設備基準，生産量や価格を規制して公正な競争を達成することを目的とした「経済的規制」と，消費者や労働者の安全，環境保護の促進，社会的安定の維持を保護するための「社会的規制」があり，これらは一万項目以上にも達する。1990年代になっても国民総生産のうち約40％がこれらの「規制」を受けており，これに対してアメリカは6.6％しか規制されていない[28]。一方で，行政機関はさらに郵便貯金や簡易保険，国民年金など国営金融機関が集めた資金を用いて国営企業や民間企業に貸し付けることができる。これは一種の長期低利息の融資で，政府の融資はかなりの程度担保としての役割を果たすので，企業はこの融資を受けた後も容易に民間金融機関から融資を受けることができるのである。このような財政投融資と呼ばれる融資規模はかなり大きく，政府は重要産業の主要な資金提供者となっている。これら，民間企業を政府の敷いたレールに引き込むためにぶら下げた「人参」の他に，政府は指導に従わない企業に懲罰を加える「棍棒」も持ち合わせている。もちろんこれらの「棍棒」も目に見えない形のものである。

ここで補足しておきたいのは，ただ制度あるいは体制上の保証だけで行政指導の実行性あるいは操作性を説明するにはまだまだ不十分である。まず認めておかなければならないのは，日本モデルにおける「権威主義」「集団主義」「国家主義」など文化的要素の重要性である。国民は，「官尊民卑」といった伝統的観念以外にも，政府の権威は社会的エリートによって構成さ

27）都留重人《日本的资本主义——以战败为契机的战后经济发展》复旦大学出版社，1995年版，第117頁。（日本語版：渡辺敏・石川通達訳『日本の資本主義——創造的敗北とその後』岩波書店，1995年，156頁。）

28）白石一郎『規制緩和の経済学』ダイヤモンド社，1996年，5頁。

れる国家公務員集団にあると認識している。一般の国民が東京大学出身者に対する心からの賛嘆や，わずか５％の合格率ひいては２％の採用率の国家公務員上級試験についてはひとまず論じないが，ほとんどの中国の専門書から見落とされていると思われるのは「キャリア官僚」の日本の行政機関における役割，さらには同じキャリアの者はできるだけ上下関係を避けるという不文律の慣例が行政効率に与える影響は，まさにこの「権威主義」，「集団主義」または「国家主義」の基礎となっていることである。それら「キャリア官僚」がもっている「エリート意識」，「命がけでやる精神」および自らが「国家利益」の代表者であるという態度は，もともと「集団主義」の意識が非常に濃厚な経営者に政府の「指導」を拒絶しがたくさせた。おまけにこのような「指導」はまた当時の社会経済発展の方向に合致するものであった。

このような外部の人からははっきり見ることができず，内部の人からは正視することが難しい「行政指導」は，日本社会を全体として緊密かつ有効に結びつけ，経済発展を至上とする国家目標のもと，一定期間ごとに政府から「予測」と呼ばれる「国民に自信を持たせる」経済発展計画を発表し，その後政府が優先的に発展させる産業を決定し，並びに選定した産業が速やかに発展する最良の方策を選択して，例えば低利息融資，財政補助，設備投資減税などの優遇政策を与え，産業部門内部の競争を監督・指導することによってこれらの産業が健全かつ効果的に発展することを保証する。まさに衰退の途中にある「斜陽産業」に対しても，十分な援助を与え，企業の合併や，減産または生産転換を促す。「有効競争」を維持するためには，行政機関は許認可権を使ってある分野の企業数を制限し，また製品の品質や生産量を監督する。政府の指導のもと，商工業における中小企業は業界団体を結成し，資源の公平な分配や過度の競争の防止のために，団体内部で相互に協調する。大企業とサプライヤー・販売業者との間に強い提携関係を作ることを奨励するほかに，さらに政府は終身雇用を強調することで労資間の提携を奨励したり，ひいては政府が表に出て労働組合を説得し賃金上昇率を経済成長率に相応しい程度におさめたりする。

ここで強調しておかなければならないのは，このようなモデルは追いつけ追い越せ型の近代化過程に対しては大きな役割を果たしたが，日本が世界第二位の経済大国となってからは市場機能を尊重しなければならず，もし速やかに改革を行うことができなければ，経済の持続的な発展に大きなマイナスの影響をもたらし，まさにバブル経済の出現とその崩壊に体現されたようになるということである。

魏晋南北朝時代の朝貢

赤　羽　奈津子

はじめに

近年，歴史研究の新たな視点として「グローバル・ヒストリー（global history・全球史）」という語が散見される[1)]。いまだはっきりした定義がない語であるが，羽田正氏は「地域間の交流や相互連関の歴史，さらにはこれまで見逃されてきた新たな研究トピックに着目することによって，一国史の存在を当然視しこれを基盤として形成されてきた従来の世界史理解の刷新を目指す歴史研究叙述」[2)]とまとめている。

グローバルとは「地球規模」であることを指し，現代社会における「地球規模」とは「世界規模」と同義であると考えられる。しかしながら，通信・輸送手段が未発達な古代・中世において，そこに生きる人々の「世界」は決して「地球規模」にはなり得ない。自身が所属する集団を中心として，目に見える範囲，彼らが知り得る知識が彼らの「世界」の限界である[3)]。このような「世界」を軸に据えて歴史を捉える場合，まずは各地域で形成された個々の歴史的世界について考察しなければ，広範なグローバル・ヒストリーという視点は生きてこないだろう。

かつて，上原専禄氏が「近代以前には一体化された世界は存在せず，自立性を持ち，独立した複数の歴史的世界が併存していた」[4)]と述べたように，古代・中世の「世界」とは限定された範囲であったといえよう。

こうした独立した歴史的世界の一つとして「東アジア」に注目したのが，東アジア世界論を

1）このような新動向について，妹尾達彦氏はグローバル・ヒストリー・世界史（world history）・人類史（human history）・環境史（environmental history）など国境という枠組みを超える歴史と，従来の国家史（国民史・国政史，national history）と，特定の地域を一つの歴史空間と見なす地域史（local history）という三種の歴史学の新動向は互いに関連し合っており，相補いながら現在の歴史学を構成していると指摘している。妹尾達彦『グローバル・ヒストリー』中央大学出版部，2018年，5頁参照。

2）羽田正『グローバル化と世界史』シリーズ・グローバルヒストリー①，東京大学出版会，2018年，156～157頁参照。

3）例えば，日本の遣唐使が持ち帰った文物は，唐が所謂シルクロードなどを通して多様な地域から入手したものであるにも関わらず，日本国内ではすべて「唐物」として認識された。河添房江『唐物の文化史――舶来品からみた日本』岩波新書，2014年，河添房江・皆川雅樹編『唐物と東アジア――舶載品をめぐる文化交流史』勉誠出版，2016年，田中史生『国際交易の古代列島』角川選書，2016年など参照。

4）上原専禄『世界史講座』月報1，東洋経済新報社，1954年（『世界史像の新形成』上原専禄著作集8，評論社，1993年）。

提唱した西嶋定生氏である[5]。西嶋氏のいう東アジア世界とは，政治圏・文化圏が一体となった自己完結的な世界であり，「漢字文化・儒教・律令制・仏教」を構成指標として「中国・朝鮮・ベトナム・日本」を東アジア世界として包括的に捉えようとするものである。

東アジア世界においては，中国と周辺諸国の間で爵位授与（冊封）を媒介とする一定の政治的秩序が成立し，それを背景に中国文化は周辺地域へ波及した。冊封体制に参加した周辺諸国には，君臣関係に基づく行礼の義務（朝貢）が課せられ，それを怠った場合には討伐を受ける。この論理が６～８世紀の中国と東辺諸国（朝鮮三国・渤海・日本）との国際政局を動かす主要な要因となった。10世紀に入って唐が滅亡し，中国は東アジアの中心としての権威を保持できなくなったが，大規模な交易関係の出現を背景として，明清時代に至るまでこうした体制は維持されたという。

西嶋氏の説に対しては様々な批判があるが，少なくとも中国を中心として広がる世界が存在したことは確かであろう[6]。

また，冊封体制に代わる中国王朝の統治秩序として天朝体制を提唱したのが，檀上寛氏である。中国皇帝を中心とする世界の範囲は，皇帝の徳治が及ぶ範囲，すなわち天下である[7]。広義の「天下」には，中国とその周辺諸国（周辺地域）が含まれる。周辺諸国は中国を宗主国とする冊封・朝貢国となり，課せられた行礼の義務（朝貢）を行うことで中国との関係を維持する。

茂木敏夫氏は，冊封・朝貢国は朝貢に関する儀礼を履行している限り，中国から直接的な内政干渉を受けないため，冊封・朝貢体制は双方にとって軍事力に必要以上の負担がかからな

５）西嶋定生「東アジア世界と冊封体制――六～八世紀の東アジア」『岩波講座日本歴史』２，岩波書店，1962年（『東アジア世界と冊封体制』西嶋定生東アジア史論集 第３巻，岩波書店，2002年）など参照。西嶋氏に先駆けて東アジアに注目した研究として，前田直典「東アジヤに於ける古代の終末」『歴史』114，1948年（『元朝史の研究』東京大學出版會，1973年），松本新八郎「東アジア史上の日本と朝鮮」『世界の歴史』６，筑摩書房，1961年などがある。

６）西嶋氏の諸説に対しては，旗田巍「十～十二世紀の東アジアと日本」『岩波講座日本歴史』４，岩波書店，1962年，鬼頭清明『日本古代国家の形成と東アジア』校倉書房，1976年，菊池英夫「総説――研究史的回顧と展望」『隋唐帝国と東アジア世界』汲古書院，1979年，谷川道雄「東アジア世界形成期の史的構造――冊封体制を中心として」『隋唐帝国と東アジア世界』汲古書院，1979年（『谷川道雄中国史論集』上巻，2017年），武田幸男「序説 五～六世紀東アジア史の一視点――高句麗『中原高句麗碑』から新羅『赤城碑』へ」『朝鮮三国と倭国』東アジア世界における日本古代史講座４，学生社，1980年，堀敏一『中国と古代東アジア世界――中華的世界と諸民族』岩波書店，1993年，山内晋次「日本古代史研究からみた東アジア世界論――西嶋定生氏の東アジア世界論を中心に」『新しい歴史学のために』230・231，1998年など，様々な視点からの批判がある。一方で，西嶋氏の諸説を再評価し，如何に継承していくかという点に対する指摘もある。李成市『闘争の場としての古代史――東アジア史のゆくえ』岩波書店，2018年参照。

７）檀上寛『天下と天朝の中国史』岩波書店，2016年，3～4頁には，「それゆえ観念的には，天下は天子の徳に応じて自在に伸縮し，明確な境域というものが存在しない。天子の徳が高ければ高いほど天下は拡大し，逆の場合は縮小する。現実の皇帝が統治する天下も同様で，領域の拡大および朝貢国の増大が皇帝の有徳の証しとされ，天下統治の正当化の根拠となった」とある。

い，きわめて安価な安全保障のための装置であったと指摘している[8)]。

このような中国を中心とする歴史的世界があらわれる時期について，西嶋氏は冊封・朝貢を媒介とする「東アジア世界」の存在が顕現化するのは，魏晋南北朝時代であると指摘している[9)]。

また，韓昇氏は「南北朝時代のいわゆる冊封体制は中身より形式に流れる面が大きいのに比べ，隋の対外政策は権力の実質を求めるようになった。即ち，隋になって冊封体制は質的な変化が起こり，それは唐によって継承され実現されていく」[10)]と述べている。

多くの異民族国家が並立した魏晋南北朝時代には，自らが「天下を支配すべき中華王朝である」という正統性が重要になる。一方で五胡十六国・南北朝の対立により，中国は朝貢儀礼を怠った冊封・朝貢国に対して放伐を行う余裕がないため，周辺諸国の自立が促された。結果として，魏晋南北朝時代には冊封・朝貢の形式的な面が強調されるようになり，茂木氏が指摘したように「安全保障のための装置」として機能したのであろう。

故に，魏晋南北朝時代の朝貢は，この後の冊封・朝貢体制を規定する一つの端緒になったと考えられ，中国と朝貢国の関係，あるいは中国を中心とする東アジア世界の内部を規定する論理を理解するためには重要な意義を有している。

そこで改めて魏晋南北朝時代の史料を概観すると，しばしば象徴的な遠夷来貢に関する語を用いて，自国が中華であることを示そうとする例が確認できる。これは魏晋南北朝時代の冊封・朝貢が実質面よりも形式が重要視された一つの証左となるだろう。

本論では，魏晋南北朝時代の諸史料に散見される象徴的な遠夷来貢に関する語を整理することによって，当時の人々が考える理想的な朝貢のあり方，そして彼らにとっての「天下」の広がりについて改めて考察していく。

1．象徴的な朝貢品

魏晋南北朝時代は，分裂・混乱の時代である。統一王朝である漢の崩壊によって，北方には異民族王朝が乱立し，南方には中華王朝の継承国である南朝諸王朝が中原を喪失したまま存続していた。

川本芳昭氏は，五胡十六国時代の世界秩序について，秦漢から魏晋へと受け継がれてきた中

8）茂木敏夫「中国から見た〈朝貢体制〉――理念と実態，そして近代における再定義」『アジア文化交流研究』1，2006年参照。また，茂木氏は，清代，英国大使・米国大使に対して，総理衙門が「朝鮮は属国自主の国である」という趣旨の回答を行ったことを指摘している（同氏「伝統的秩序をどう踏まえるか――東アジア新秩序の構想をめぐって」『国際問題』623，2013年）。

9）西嶋定生「総説」『岩波講座世界歴史』4，岩波書店，1970年（「序説――東アジア世界の形成」李成市編『古代東アジア世界と日本』岩波書店，2000年）。

10）韓昇「隋と高句麗の国際政治関係をめぐって」『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』，汲古書院，1995年参照。

国史の流れは一転し，従来非正統であったものが正統になるという逆転現象が起こったと述べている。つまり，秦漢魏晋的秩序からみると「夷狄」であったものが，「中華」として君臨することになったのである[11)]。

また「中華」の分裂によって周辺諸国はその圧迫から解放され，高句麗・百済・新羅など朝鮮諸国や倭は，様々な部分において中国の影響を受けながら自立・成長していった[12)]。

周辺諸国は中国との関係を良好に保つため，また中国による放伐を被ることがないように，頻繁に使者を派遣し，積極的に朝貢するようになる。それは自国の利益を重視する対外政策の一環として行われたが，結果として冊封・朝貢体制は魏晋南北朝時代の中国と周辺諸国の関係に一定の秩序を与えることになった。

異民族王朝である北朝は，自国が「中華」であることを誇示する必要があった。南朝は中華王朝の継承国でありながら，華北地域を奪還することができず，漢の旧域を復興することができなかった。つまり，北朝は血統的に，南朝は領域的に，自国こそが正統な中華王朝であることを示す必要があったといえる。そうした状況において，南北両朝を中華たらしめる一つの指針が周辺諸国からの朝貢である。

金鐸敏氏は，新の王莽など古代中国の政権簒奪者が自身の正統性を示すために，夷狄による「重訳来庭」を重視した点を指摘している[13)]。南北両朝もまた，自身の正統性を示すために夷狄の朝貢（遠夷来貢）を必要とした。

そこで，まず史料にあらわれる遠夷来貢を示す象徴的な語句を整理していく。

(1) 東方の遠夷来貢――「粛慎楛矢」

粛慎とは，古来，中国東北端に居住した夷狄であり，周代に「楛矢石砮」[14)]を貢納した。

『国語』魯語には，以下のような記事がある。

> 仲尼 陳に在りしとき，隼有りて陳侯の庭に集いて死し，楛矢 之を貫く。石砮にして，其の長さ尺有咫なり。陳の惠公 人をして隼を以て仲尼の館に如きて之を問わしむ。仲尼曰く，「隼の來たるや遠し。此れ粛慎氏の矢なり。昔，武王 商に克つや，道を九夷百蠻に通

11）川本芳昭「漢唐間における「新」中華意識の形成」『九州大学東洋史論集』30，2002年，同氏「魏晋南朝の世界秩序と北朝隋唐の世界秩序」『史淵』145，2008年（いずれも，『東アジア古代における諸民族と国家』汲古書院，2015年）参照。

12）当時の冊封・朝貢を介した中国と東夷諸国の関係や世界観については，葭森健介「東アジア世界の形成と中国の皇帝権」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』20，2012年参照。

13）金鐸敏「중국고대 정권찬탈자들의 重譯來庭論――朝貢・冊封 질서에 대한 새로운 해석의 단서를 찾아서」『歴史学報』213，2012年参照。

14）楛矢石砮とは，楛木（朝鮮空木）で作られた矢で，石砮（青石製の石鏃）をつけたものであり，粛慎の他に，挹婁・勿吉・靺鞨・室韋なども楛矢を使用したとされる。池内宏「粛慎考」『満鮮地理歴史研究報告』第13冊，1930年（『満鮮史研究』上世篇1冊，吉川弘文館，1979年），中山久四郎「満州の楛矢につきて」『市村博士古稀記念東洋史論叢』冨山房，1933年，林樹山「楛矢小考」『求是学刊』1989-6など参照。

じ，各々をして其の方賄を以て來貢せしめ，職業を忘るること無からしむ。是に於いて肅慎氏 楛矢石砮を貢ず。其の長さ尺有咫なり。先王，其の令德の遠を致すを昭かにし，以て後人に示し，永く監ぜしめんと欲す。故に其の栝に銘して曰く，『肅慎氏の貢矢』と。以て大姫に分け，虞胡公に配して諸を陳に封ず。古は同姓に分くるに珍玉を以てし，親を展ぶるなり。異姓に分くるに遠方の職貢を以てし，服を忘るること無からしむるなり。故に陳に分くるに肅慎氏の貢を以てす。君，若し有司をして諸を故府に求めしむれば，其れ得べきなり」と。求めしむるに，之を金櫝に得ること，之の如し[15]。

これは，肅慎の朝貢品が楛矢であることを記した最初の記事である。孔子は周の武王が殷に勝利すると，九夷百蛮に方賄を以て来貢させ，職貢を忘れさせないようにしたと述べている。そのため，異姓の諸侯に遠方の職貢（肅慎の楛矢）を与えて，服従することを忘れさせないようにさせたという。

また，『晋書』肅慎氏には，

周の武王の時，其の楛矢石砮を獻ず。周公の成王を輔くるに逮び，復た使を遣して入賀す。爾後千餘年，秦漢の盛と雖も，之を致すこと莫きなり。文帝の相と作るに及び，魏の景元末，來りて楛矢石砮・弓甲・貂皮の屬を貢ず。魏帝 詔して相府に歸し，其の王に儁雞・錦罽・緜帛を賜う。武帝の元康初に至りて，復た來りて貢獻す。元帝の中興，又た江左に詣りて其の石砮を貢ず。成帝の時に至りて，貢を石季龍に通じ，四年 方めて達す。季龍 之に問う。答えて曰く，「毎に牛馬を候うに西南に向かいて眠ること三年，是れ大國の所在 有るを知る。故に來たる」云々と[16]。

とある。肅慎は周に楛矢を貢納して以降，秦漢時代には一度も使者を派遣してこなかったが，文帝（司馬昭）が相国になると，景元年間の末[17]に楛矢等を献上してきたという。ここでは肅慎の朝貢に関する語が，司馬昭の威德を称えるために使用されている。

『晋書』は中国正史の中で唯一「肅慎氏」の専伝を立てている。実際に肅慎の朝貢を受けた魏末以降，西晋時代には，肅慎楛矢の貢納は天子の德が遠方まで及んだことを示す象徴的な行

15)『国語』魯語「仲尼在陳，有隼集于陳侯之庭而死，楛矢貫之。石砮，其長尺有咫。陳惠公使人以隼如仲尼之館問之。仲尼曰，隼之來也遠矣。此肅慎氏之矢也。昔武王克商，通道于九夷百蠻，使各以其方賄來貢，使無忘職業。於是肅慎氏貢楛矢石砮。其長尺有咫。先王欲昭其令德之致遠也，以示後人，使永監焉。故銘其栝曰，肅慎氏之貢矢。以分大姫，配虞胡公而封諸陳。古者分同姓以珍玉，展親也。分異姓以遠方之職貢，使無忘服也。故分陳以肅慎氏之貢。君若使有司求諸故府，其可得也。使求，得之金櫝，如之」。

16)『晋書』巻97 四夷 東夷 肅慎氏「周武王時，獻其楛矢石砮。逮於周公輔成王，復遣使入賀。爾後千餘年，雖秦漢之盛，莫之致也。及文帝作相，魏景元末，來貢楛矢石砮・弓甲・貂皮之屬。魏帝詔歸於相府，賜其王儁雞・錦罽・緜帛。至武帝元康初，復來貢獻。元帝中興，又詣江左貢其石砮。至成帝時，通貢於石季龍，四年方達。季龍問之。答曰，毎候牛馬向西南眠者三年矣，是知有大國所在。故來云」。

17)『三国志』巻4 三少帝・『晋書』巻2 文帝によると，肅慎の朝貢は景元3年（262）である。

為と認識されるようになった[18]。

また，先述の『晋書』粛慎氏では，後趙の石虎（石季龍）に対して粛慎が朝貢を行っているが，粛慎楛矢の象徴性は異民族間でも有効であった。

『資治通鑑』咸康６年（340）[19]には，

> 初め漢將李閎 晉の獲うる所と為り，逃れて趙に奔る。漢主壽 書を趙王虎に致して以て之を請う。署して曰く趙王石君と。虎悅ばず，外に付して之を議す。…中略…會々挹婁國 楛矢石砮を趙に獻ず。（王）波 因りて以て漢に遣らんことを請いて曰く，「其れをして我れの能く遠方を服することを知らしめよ」と。虎 之に從い，李閎を遣して歸し，厚く之が為に禮す。閎 成都に至るや，壽 詔を下して曰く，「羯使 庭に來りて，其の楛矢を貢ず」と。虎 之を聞きて怒り，王波を黜して，白衣を以て領職せしむ[20]。

とあり，楛矢が成漢・後趙間で贈答されている。この史料から，飯塚勝重氏は粛慎楛矢の象徴性は異民族間でも有効であったと述べている[21]。また『資治通鑑』では，楛矢の貢納主体が粛慎ではなく挹婁とされている。西晋時代以降，粛慎の朝貢品である楛矢自体が遠夷来貢の象徴としての意義を有するようになるため，ここに見られる挹婁による後趙への楛矢貢納は，先述の『晋書』粛慎氏の「成帝の時に至りて，貢を石季龍に通じ，四年 方めて達す」を指すと考えられる[22]。

以後，北朝に対して，楛矢を頻繁に貢献しているのは勿吉である。北魏・北斉に対して，計８回の勿吉による楛矢貢納記事が確認できる[23]。

こうした粛慎楛矢の象徴性は，南朝でも同様に認識されていた。

① 是を以て辮髪左衽の酋，款關して吏に請い，木衣卉服の長，航海して庭に來たる。豈に惟だに肅慎 楛を獻じ，越裳 翬を薦むるのみならんや[24]。（『南斉書』高帝蕭道成 上）

② 是を以て始めて義師を創りて，紫雲 彩を曜かせ，肇めて尊主を惟いて，黄龍 舟を負う。

18）粛慎楛矢の象徴性については，赤羽奈津子「粛慎朝貢の意義について――東夷朝貢の一側面」『河合文化教育研究所 研究論集』7，2009年参照。

19）『晋書』巻106 載記 石季龍上にも同記事が見られるが，『晋書』では「贈以楛矢」と記されるのみで朝貢主体が明記されていない。本論では，朝貢主体が確認できる『資治通鑑』の記事を提示する。

20）『資治通鑑』巻96 晋紀18 顯宗成皇帝中之下 咸康６年（340）「初漢將李閎為晉所獲，逃奔于趙。漢主壽致書於趙王虎以請之，署曰趙王石君。虎不悅，付外議之。…中略…會挹婁國獻楛矢石砮於趙。（王）波因請以遣漢曰，使其知我能服遠方也。虎從之，遣李閎歸，厚為之禮。閎至成都，壽下詔曰，羯使來庭，貢其楛矢。虎聞之怒，黜王波，以白衣領職」。

21）飯塚勝重「粛慎の楛矢に関する一試論」『アジア・アフリカ文化研究所研究年報』9，1974年参照。

22）粛慎と挹婁の関係については，楊保隆『粛慎挹婁合考』中国社会科学出版社，1989年など参照。

23）北魏の太和12年（488）・景明４年（503）・正始４年（507）・永平４年（511）・延昌元年（512）・延昌４年（515）・熙平２年（517），北斉の天保５年（554）に勿吉による楛矢の貢納記事が確認できる。

24）『南斉書』巻１ 高帝蕭道成 上「是以辮髪左衽之酋，款關請吏，木衣卉服之長，航海來庭。豈惟肅慎獻楛，越裳薦翬而已哉」。

楛矢素翬，梯山して以て至り，白環玉玦，德を慕いて臻る[25]。(『陳書』高祖陳霸先 上)

③ 孝武帝 大明三年（459）十一月己巳，肅慎氏 楛矢石砮を獻ず。高麗國 譯して至る[26]。(『宋書』符瑞下)

①②は，それぞれ蕭道成・陳霸先が皇帝に即位した際の詔である。いずれも，皇帝の威風が遠く及んだことを示す語として「肅慎」「楛矢」の語が使用されている。また③では，肅慎楛矢の貢納は瑞祥の一つとして捉えられていることが分かる。これは南北朝の動乱期にあって，中華の威信を著しく傷つけられた南朝において，肅慎の象徴性が増大した結果であろう。

また肅慎は元来，中国の北方境界線上の夷狄と認識されていた[27]が，南北朝時代には東方の夷狄と認識されるようになった。例えば，北魏献文帝の即位に際して，高閭が上表した頌の一部には「東のかた肅慎の貢を引く」[28]とある。このように肅慎が東方の夷狄として認識されるようになった背景には，北朝・南朝各々の「北方の夷狄」に対する認識に変化が生まれたことを示している。これについては後述する。

⑵ 西方の遠夷来貢――「西王母白環」

西王母白環とは，白玉器の一種を指す[29]。

① 舜の時，西王母 來りて其の白玉の琯を獻ず[30]。(『風俗通義』所引『尚書大伝』)

② 昔 虞舜 天德を以て堯を嗣ぎ，功を布きて德を散じて禮を制す。朔方幽都 來服し，南のかた交趾を撫す。日月を出入し，率俾せざる莫し。西王母 來りて其の白琯を獻ず[31]。(『大戴禮記』少閒)

③ 皇甫謐 帝王世紀に曰く，西王母 舜の德を慕いて，來りて白環及び玦を獻じ，并びに益地圖を貢ず[32]。(『太平御覧』貢賦下)

④ 西王母 使を使わして，白鹿に乗り，羽車に駕し，紫旗を建てて，來りて白環の玦・益地

---

25)『陳書』巻1 高祖陳霸先 上「是以始創義師，紫雲曜彩，肇惟尊主，黄龍負舟。楛矢素翬，梯山以至，白環玉玦，慕德而臻」。

26)『宋書』巻29 符瑞下「孝武帝大明三年十一月己巳，肅慎氏獻楛矢石砮，高麗國譯而至」。

27)『史記』巻1 五帝本紀 帝舜には「方五千里，至于荒服。南撫交阯・北發。西戎・析枝・渠度・氐・羌，北山戎・發・息慎，東長・鳥夷，四海之咸戴帝舜之功」，『春秋左氏伝』昭公伝9年（前534）には「及武王克商，蒲姑・商奄，吾東土也。巴・濮・楚・鄧，吾南土也。肅慎・燕・亳，吾北土也」，『文選』巻42 呉季重答東阿王書には「謂可北懾肅慎，使貢其楛矢。南震百越，使獻其白雉」とある。また，『漢書』巻27下之上 五行志 五行皆失 射妖に引用された先述の『国語』魯語の話に関する臣瓚の注には「肅慎，東北夷」とある。

28)『魏書』巻54 高閭「伏惟太上皇帝，道光二儀，明齊日月，至德潛通，武功四暢。霜威南被，則淮徐來同。齊斧北斷，則獫狁覆斃。西摧三危之酋，東引肅慎之貢，荒遐款塞，九有宅心」。

29) 西王母の貢納品は「白琯」「白環」「玦」等と記されているが，本論では「西王母白環」と統一表記する。

30)『風俗通義』巻6 聲音 管 所引『尚書大伝』「舜之時，西王母來獻其白玉琯」。

31)『大戴禮記』少閒「昔虞舜以天德嗣堯，布功散德制禮。朔方幽都來服，南撫交趾，出入日月，莫不率俾。西王母來獻其白琯」。

32)『太平御覧』巻626 治道部7 貢賦下「皇甫謐帝王世紀曰，西王母慕舜德，來獻白環及玦，并貢益地圖」。

の圖・乘黄の駟を獻ぜしむ[33]。(『金楼子』興王篇)

①～③から，西王母が帝舜の徳を慕って白環を贈っていることが分かり，その様子については④に詳細に示されている[34]。

また，『搜神記』には，

漢の時，弘農の楊寳，年九歳の時，華陰の山北に至る。一黄雀の鴟梟の搏つ所と為り，樹下に墜ち，螻蟻の困しむ所と為るを見る。寳 見て之を愍み，取りて歸り巾箱の中に置き，食せしむるに黄花を以てす。百餘日にして，毛羽成り，朝に去りて暮に還る。一夕三更，寳 書を讀みて未だ臥さず。黄衣の童子有りて，寳に向かいて再拜して曰く，「我れ西王母の使者なり。蓬萊に使して慎まず，鴟梟の搏つ所と為るも，君の仁愛もて拯わる。實に盛徳を感ず」と。乃ち白環四枚を以て寳に與えて曰く，「君の子孫をして潔白ならしめ，位 三事に登ること，當に此の環の如くなるべし」と[35]。

とあり，西王母の使者が楊寳の仁愛に感謝して白環を与えている。これは西王母白環自体が，有徳者に対する象徴的な貢納品として理解されていたことを示している。つまり，西王母白環を贈られることは帝舜に等しい有徳者であることの証となるのである。

また，西王母白環の語句が皇帝の威風が遠く及んだことを示す美辞として使用された例として，以下のような記述がある。

⑤ 遂に鳳皇を高梧に棲まわせ，麒麟を西園に宿し，僬僥の珍羽を納め，王母の白環を受く[36]。(『後漢書』馬融 廣成頌)

⑥ 獻帝傳 禪代の眾事を載せて曰く，…中略…令して曰く，「…中略…蓂莢 未だ階庭に植えず，蓮莆 未だ庖廚に生じず，王母 未だ白環を獻じず，渠搜 未だ珍裘を見さず。…後略…[37]」(『三国志』文帝曹丕 延康元年（220）注)

⑦ 來りて白環を獻ずるは，豈に直だに皇虞の世のみならんや。入りて素雉を貢ずるは，止だに隆周の日のみに非ず[38]。(『梁書』敬帝 方智 太平二年（557))

⑤は漢王朝の繁栄を称える馬融の広成頌の一節，⑥は後漢の献帝から魏の曹丕（文帝）への

---

33)『金楼子』巻1 興王篇「西王母使使，乘白鹿，駕羽車，建紫旗，來獻白環之玦・益地之圖・乘黄之駟」。

34) 西王母の故事に関しては，小南一郎『西王母と七夕伝承』平凡社，1991年参照。

35)『搜神記』巻20「漢時，弘農楊寳，年九歳時，至華陰山北。見一黄雀為鴟梟所搏，墜於樹下，為螻蟻所困。寳見愍之，取歸置巾箱中，食以黄花。百餘日，毛羽成，朝去暮還。一夕三更，寳讀書未臥。有黄衣童子，向寳再拜曰，我西王母使者。使蓬萊不慎，為鴟梟所搏，君仁愛見拯。實感盛德。乃以白環四枚與寳曰，令君子孫潔白，位登三事，當如此環」。また，梁の呉均『續齊諧記』などにも同じ話が収録されている。

36)『後漢書』列伝50上 馬融 廣成頌「遂棲鳳皇於高梧，宿麒麟於西園，納僬僥之珍羽，受王母之白環」。

37)『三国志』巻2 文帝曹丕 延康元年 注「獻帝傳載禪代眾事曰，…中略…令曰，…中略…蓂莢未植階庭，蓮莆未生庖廚，王母未獻白環，渠搜未見珍裘。…後略…」。

38)『梁書』巻6 敬帝 方智 太平二年「來獻白環，豈直皇虞之世。入貢素雉，非止隆周之日」。

禅譲に関する令文，⑦は梁から陳への禅譲の詔である。いずれも「白環」の語が美辞として使用されている。

『宋書』符瑞上には，

（帝舜）帝位に即くに及び，蓂莢 階に生じ，鳳皇 庭に巣い，擊石拊石して，百獸率舞し，景星 房より出で，地 乗黄の馬を出し，西王母 白環・玉玦を獻ず[39]。

とあり，また同書巻29 符瑞下 白環白琯にも「西王母，舜の時 來りて白環白琯を獻ず（西王母，舜時來獻白環白琯）」とある。これらの記事から，少なくとも南朝において，西王母白環の貢納は瑞祥の一つとして認識されていたことが分かる。

ただし，白環はその貢納主体が西王母であるため，粛慎楛矢と同じような遠夷来貢の象徴であるとは言いがたい。しかし，先述の『陳書』高祖陳霸先 上に「楛矢素翬，梯山して以て至り，白環玉玦，德を慕いて臻る」とあるように，東夷の朝貢品である粛慎楛矢等と，西王母白環の語は並列的に使用されることがある。

更に，『三国志』烏丸鮮卑東夷伝には，

書に稱すらく，「東のかた海に漸ぎ，西のかた流沙に被る」と。其れ九服の制，得て言うべきなり。然れども荒域の外，譯を重ねて至るも，足跡車軌の及ぶ所に非ず，未だ其の國俗殊方を知る者 有らざるなり。虞より周に暨ぶまで，西戎に白環の獻有り，東夷に粛慎の貢有り。皆な曠世にして至る。其の遐遠なるや此の如し[40]。

とある。ここでは白環が「西戎」からの朝貢品であると述べられている。つまり「粛慎楛矢」が東方の象徴的な朝貢品，「西王母白環」が西方の象徴的な朝貢品と認識されていたということができよう。

⑶ 南方の遠夷来貢――「越裳白雉」

越裳氏は中国南方，交阯の南に居住したとされ，周代に白雉を献上したという[41]。

① 周の時，天下太平なり。越裳 白雉を獻じ，倭人 鬯草を貢ず[42]。(『論衡』儒増篇)

② 成王の時，越常 雉を獻じ，倭人 暢を貢ず[43]。(『論衡』恢國篇)

③ 交阯の南に越裳國有り。周公 攝に居ること六年，禮を制し樂を作り，天下和平す。越裳 三象を以て譯を重ねて白雉を獻ず。曰く，「道路悠遠，山川岨深にして，音使不通な

39)『宋書』巻27 符瑞上「(帝舜) 及即帝位，蓂莢生於階，鳳皇巣於庭，擊石拊石，百獸率舞，景星出房，地出乗黄之馬，西王母獻白環・玉玦」。

40)『三国志』巻30 烏丸鮮卑東夷伝「書稱，東漸于海，西被于流沙。其九服之制，可得而言也。然荒域之外，重譯而至，非足跡車軌所及，未有知其國俗殊方者也。自虞暨周，西戎有白環之獻，東夷有粛慎之貢。皆曠世而至。其遐遠也如此」。

41) 越裳氏の民族的来源については，王文光「從“越裳”，“滇越”，“撣”看中南半島撣泰民族的来源」『思想戦綫』1991-6参照。

42)『論衡』巻8 儒増篇「周時天下太平，越裳獻白雉，倭人貢鬯草」。

43)『論衡』巻19 恢國篇「成王之時，越常獻雉，倭人貢暢」。

り。故に譯を重ねて朝す」と。成王 以て周公に歸す[44]。(『後漢書』南蛮・西南夷)

以上の記事以外にも,『十二州箴』揚州牧箴には「周の隆に當たり,越裳重譯す(當周之隆,越裳重譯)」とあり,『新語』巻下 明誡には「周公 躬ら禮義を行い,后稷を郊祀するや,越裳 貢を奉じて至り,麟鳳・白雉・草澤,而して應ず(周公躬行禮義,郊祀后稷,越裳奉貢而至,麟鳳白雉草澤,而應)」とあるように,前漢時代の史料ではしばしば周公の徳を称えるために,越裳氏の朝貢に関する語が使用されている。

一方,『漢書』平帝本紀には,

元始元年(1)春正月,越裳氏 譯を重ねて白雉一・黑雉二を獻ず。詔して三公をして以て宗廟に薦めしむ。羣臣 大司馬 莽の功德の周公に比するを奏言し,安漢公を賜號す[45]。

とあり,また『漢書』賈捐之には,

是を以て頌聲 並びに作り,視聽の類 咸な其の生を樂しみ,越裳氏 九譯を重ねて獻ず。此れ兵革の能く致す所に非ず[46]。

とある。いずれの史料においても,越裳氏は新の王莽に対して白雉を献上している。越裳氏の朝貢によって,王莽は周公と並ぶ有徳の君主として賞賛されているのである。これについては,王莽が自身の正統性を示すために越裳氏の入貢を招諭したという指摘がある[47]。

また,『太平御覧』白雉所引『地域図』に

今の九德,則ち古の越裳なり。蓋し白雉の出づる所なり。周の成王 瑞者と為る所以は,其の自來する所の遠きを貴び,其の德化の被むる所の廣きを明らかにす。此れ奇たるを謂うに非ず[48]。

とあるように,越裳白雉の貢納も遠夷来貢の象徴として理解することができる。

④ 若し肅慎をして年ごとに朝し,越裳をして歲ごとに饗せしむれば,固より異を以て書かれ,前策より高きを取るを容れず。聖人 之を荒服と謂う。此の言 蓋し以 有らん[49]。(『宋書』鮮卑吐谷渾 史臣曰)

⑤ 肅慎 貢を奉じ,越裳 珍を效し,此の弊俗を化し,之を至淳に歸す[50]。(『藝文類聚』晉張華武帝哀策文)

---

44)『後漢書』列伝76 南蛮・西南夷「交阯之南有越裳國。周公居攝六年,制禮作樂,天下和平。越裳以三象重譯而獻白雉。曰,道路悠遠,山川岨深,音使不通。故重譯而朝。成王以歸周公」。

45)『漢書』巻12 平帝本紀「元始元年春正月,越裳氏重譯獻白雉一・黑雉二。詔使三公以薦宗廟。羣臣奏言大司馬莽功德比周公,賜號安漢公」。

46)『漢書』巻64下 賈捐之「是以頌聲並作,視聽之類咸樂其生,越裳氏重九譯而獻。此非兵革之所能致」。

47) 池内宏前掲論文参照。

48)『太平御覧』巻917 羽族部4 白雉所引『地域図』「今之九德,則古之越裳也。蓋白雉之所出。周成王所以為瑞者,貴其所自來之遠,明其德化所被之廣。非謂此為奇」。

49)『宋書』巻96 鮮卑吐谷渾 史臣曰「若令肅慎年朝,越裳歲饗,固不容以異見書,取高前策。聖人謂之荒服。此言蓋有以也」。

50)『藝文類聚』巻13 帝王部3 晉武帝 晉張華武帝哀策文「肅慎奉貢,越裳效珍,化此弊俗,歸之至淳」。

④⑤の史料や，先述の『南斉書』高帝蕭道成 上，『陳書』高祖陳霸先 上，『梁書』敬帝 方智 太平二年，あるいは注27で提示した『文選』呉季重答東阿王書では，越裳白雉の貢納が「粛慎楛矢」や「西王母白環」の語と並列的に使用されている。

越裳白雉については明確に地域が指定されているわけではないが，『宋書』巻22 楽志 呉鼓吹曲十二篇 韋昭 章洪德曲凡十句 其八句句三字 二句句四字には「越裳貢じ，扶南臣たり（越裳貢，扶南臣）」という語が確認できる。これは韋昭の章洪徳曲の一部であるが，「呉鼓吹曲十二篇」の一篇であることに鑑みるに，「越裳貢じ，扶南臣たり」とは宋の南方の夷狄を指していると考えられる。越裳氏が居住したとされる地域から考えて，越裳白雉は南方の象徴的な朝貢品として認識されていたと考えることができるだろう[51]。

2．北方の遠夷来貢――南朝の北朝観・北朝の南朝観

以上，東方の「粛慎楛矢」，西方の「西王母白環」，南方の「越裳白雉」といった象徴的な朝貢品に関する語を整理してきた。

このような象徴的な朝貢品に関する語は，概ね南朝の史料において確認され，とりわけ象徴的な朝貢品に関する語が周代の故事などに仮託して，美辞として使用されている点に特徴がある。しかし，北方の夷狄からの朝貢に関しては，粛慎楛矢・西王母白環・越裳白雉に対応するような象徴的な朝貢品は確認できない。

① 元嘉二十七年（450）に暨り，北狄南侵し，戎役大いに起こり，資を傾け蓄を掃うも，猶お未だ供せざる有り。是に於いて賦を深くし斂を厚くし，天下騒動す[52]。(『宋書』良吏 序)

② 當今 皇帝は盛明，天下は安樂，白環 西のかた獻じ，楛矢 東のかた來り，夜郎・滇池，解辮して職を請い，朝鮮・昌海，蹶角して化を受く。唯だ北狄野心あり，沙塞の間に掘強し，歳月の命を延ばさんと欲するのみ[53]。(『南史』陳伯之)

①に見える元嘉27年の「北狄南侵」とは，北魏太武帝の大規模な南征を指している。また，②は梁の臨川王宏が，北魏の将 陳伯之に降伏を勧めた書である。ここでは梁の武帝の治世を称え，西方の白環と東方の楛矢がもたらされ，南方の夜郎・滇池が帰順したと述べた後に「唯だ北狄野心あり，沙塞の間に掘強し，歳月の命を延ばさんと欲するのみ」と記されている。この北狄とは明らかに北朝のことを指している。また，『宋書』巻95には北魏の伝として索虜伝

51）ただし，『漢書』巻96下 西域伝 贊曰には「雖大禹之序西戎，周公之讓白雉，太宗之卻走馬，義兼之矣，亦何以尚茲」とあり，西方からの貢納品として白雉が登場することもある。

52）『宋書』巻92 良吏 序「暨元嘉二十七年，北狄南侵，戎役大起，傾資掃蓄，猶有未供。於是深賦厚斂，天下騒動」。

53）『南史』巻61 陳伯之「當今皇帝盛明，天下安樂，白環西獻，楛矢東來，夜郎・滇池，解辮請職，朝鮮・昌海，蹶角受化。唯北狄野心，掘強沙塞之間，欲延歳月之命耳」。

が設けられているように，南朝は北朝を索虜と呼んで蔑視していた。

しかし，南朝にとって北朝は北方の夷狄であると同時に，実際に戦火を交える現実の敵国でもある。東夷・西戎・南蛮とは異なり，南朝にとっての北狄は単なる象徴ではなく，現実的な存在であったといえる。

先述のように，古来，粛慎は北方に居住する夷狄として認識されていたが，南朝にとっては北朝こそが北狄である。故に，南朝においては，粛慎は東方の夷狄として認識されるようになったのだろう。

一方，北朝にとっては，その北方に居住する蠕蠕（柔然）こそが北狄であった。『魏書』高閭には，北魏孝文帝が蠕蠕の討伐について議論した際の高閭の発言として，

> 高祖又た羣臣を引見して，蠕蠕を伐つを議す。…中略…閭曰く，「昔 漢の時 天下一統，故に北狄を窮追するを得。今 南に呉寇有り，宜しく懸軍深入すべからず」と[54]。

とある。漢代の故事に仮託している部分ではあるが，ここでいう北狄とは蠕蠕を想定していると考えて良い。

また，『魏書』顕祖献文帝には，

> （皇興）五年（471）春三月乙亥，詔して曰く，「天安以來，軍國多務，南のかた徐方を定め，北のかた遺虜を掃う。…後略…」[55]

とある。この前年には蠕蠕に対する北伐が行われており，「北のかた遺虜を掃う」とはやはり蠕蠕を指すと考えられる。

それに対して，『魏書』巻153 天象志には「(天興元年・398）十二月，羣臣尊號を上る。正元日，遂に上帝を南郊に禋る。是に由りて魏は北帝と為り，而して晉氏は南帝と為る（十二月，羣臣上尊號。正元日，遂禋上帝于南郊。由是魏為北帝，而晉氏為南帝)」とあり，南朝（晉氏）の皇帝を「南帝」として，その存在を認める記述が確認できる。

『魏書』高祖孝文帝 太和23年（499）には，

> 都を嵩極に遷し，鼎を河瀍に定む。南のかた甌呉を蕩い，復た萬國を禮し，以て仰ぎては七廟を光かせ，俯しては蒼生を濟わんことを庶うも，困窮早滅し，乃志を永ならしめず[56]。

とある。ここでいう「南のかた甌呉を蕩い」や，先ほどの『魏書』高閭の「今 南に呉寇有り」という表現に見られるように，少なくとも北魏は南朝の領域を「呉」「甌（東甌・甌越)」として認識している。

---

54)『魏書』巻54 高閭「高祖又引見羣臣，議伐蠕蠕。…中略…閭曰，昔漢時天下一統，故得窮追北狄。今南有呉寇，不宜懸軍深入」。

55)『魏書』巻6 顯祖獻文帝「(皇興）五年春三月乙亥，詔曰，「天安以來，軍國多務，南定徐方，北掃遺虜。…後略…」

56)『魏書』巻7下 高祖孝文帝 太和23年「遷都嵩極，定鼎河瀍。庶南蕩甌呉，復禮萬國，以仰光七廟，俯濟蒼生，困窮早滅，不永乃志」。

『魏書』においては，南朝君主の名前の前には「島夷」の語が付されている。「島夷」とは，『尚書』禹貢の記事に基づく名称である[57]。堀内淳一氏は，北魏が南朝に対して「黄甘」を求める記事が散見されることから，島夷の貢納品である「黄甘（橘柚）」を南朝から受け取ることで，南朝の領域を禹貢の九州のうちの「荊州・揚州」と認識していたと指摘している[58]。

『魏書』高閭には，封禅を勧める高閭と孝文帝の問答として，

> 閭曰く，「司馬相如 臨終するや，封禪を見ざるを恨む。今 江介 賓ならず，小賊 未だ殄びずと雖も，然れども中州の地，略ぼ亦た盡く平らぐ。豈に聖明の辰に於いて，盛禮を闕くべけんや。齊の桓公 諸侯に霸たりて，猶お封禪を欲す。而るを況んや萬乘をや」と。高祖曰く，「此れに由りて桓公 管仲に屈す。荊揚未だ一ならず，豈に卿の言の如きを得んや」と。閭曰く，「漢の名臣，皆な江南を以て中國と為さず。且つ三代の境，亦た遠くする能わず」と。高祖曰く，「淮海は惟れ揚州なり。荊及び衡陽は惟れ荊州なり。此れ中國に近きに非ずや」と[59]。

とある。封禅を勧める高閭に対して，孝文帝は「荊揚未だ一ならず」と述べて高閭の進言を却下している。更に高閭が「漢の名臣，皆な江南を以て中國と為さず」と説得しても，あくまで孝文帝は南朝の領域を荊州・揚州と認識し，封禅を行おうとしていない。

つまり，少なくとも孝文帝は，南朝を夷狄ではなく禹の九州の一部と捉えている。北朝にとって南朝は朝貢国ではなく，天子が直接支配すべき地域であると認識されていたと考えられよう。

おわりに

以上，魏晋南北朝時代の象徴的な遠夷来貢に関する語を整理してきた。

魏晋南北朝時代の史料を概観すると，東方の「肅慎楛矢」，西方の「西王母白環」，南方の「越裳白雉」などが遠夷来貢を示す象徴的な朝貢品と認識されていたことが分かる。とりわけ南朝においては，象徴的な朝貢品を示す語は，周代の故事などに仮託して皇帝の徳が遠方まで及んだことを示し，しばしば詔などにおいて美辞として使用された。

ただし，南朝にとって北朝は北狄であると同時に，喪失した中原を回復するために討伐しなければならない現実的な敵国であった。そのため，北方に対しては象徴的な朝貢品が設定され

57）『尚書』禹貢に「淮海惟揚州。…中略…厥貢惟金三品，瑤，琨，篠，簜，齒，革，羽，毛惟木。島夷卉服。厥篚織貝，厥包橘柚，錫貢」とある。

58）堀内淳一「馬と柑橘――南北朝間の外交使節と経済交流」『東洋學報』88-1，2006年（『北朝社会における南朝文化の受容――外交使節と亡命者の影響』東方書店，2018年）参照。

59）『魏書』巻54 高閭「閭曰，司馬相如臨終，恨不見封禪。今雖江介不賓，小賊未殄。然中州之地，略亦盡平。豈可於聖明之辰，而闕盛禮。齊桓公霸諸侯，猶欲封禪，而況萬乘。高祖曰，由此桓公屈於管仲。荊揚未一，豈得如卿言也。閭曰，漢之名臣，皆不以江南為中國。且三代之境，亦不能遠。高祖曰，淮海惟揚州，荊及衡陽惟荊州。此非近中國乎」。

なかったと考えられる。

一方，北朝にとっての北狄とは，その北方に居住する蠕蠕であった。その反面，北朝にとって南朝の領域は九州の一つとして認識されており，中華王朝として領有すべき領域として理解されていた。

魏晋南北朝時代の朝貢の特徴は，実際に周辺諸国から使者が派遣され，方物の貢納が行われることはもちろん，遠夷来貢が瑞祥の一つとして象徴化されていく点にある。これは，冒頭で述べたように魏晋南北朝時代の冊封・朝貢が実質面よりも形式を重んじるようになった結果であろう。

実際，南北両朝とも自国の正統性を示すために，周辺諸国からの朝貢を必要とし，周辺諸国は自国の利益を重視する外交政策の一環として自ら冊封・朝貢体制に組み込まれた。結果，魏晋南北朝時代の朝貢は南北朝・周辺諸国の双方向的な関係として成立し，当該時代の対外関係に一定の秩序をもたらした。このような冊封・朝貢国の存在は，中国を中心とする東アジア世界の論理の中でのみ成立するものである。

また，粛慎楛矢・西王母白環・越裳白雉の語が，皇帝の徳が「遠く及んだこと」を示す瑞祥と考えられている以上，これらの朝貢品の産地は中国から見て東西南端であると認識されていたといえる。それは同時に，当時の人々が考える理想的な「天下」の広がりを示しているだろう。

檀上寛氏が指摘するように，この「天下」は天子の徳に応じて自在に伸縮する[60)]。少なくとも，魏晋南北朝時代に生きる人々にとっては，粛慎楛矢・西王母白環・越裳白雉がもたらされる地域こそが世界の果てであり，この理想的な「天下」こそが彼らにとっての「グローバル」であっただろう。

やがて隋によって南北統一がなされた後，唐による更なる領土拡大によって，粛慎楛矢の産地である東方，西王母白環の産地である西方，越裳白雉の産地である南方の諸国は，唐の冊封・朝貢体制下に組み込まれた。これは魏晋南北朝時代の理想的な天下が，隋唐時代に入ると実際に中華王朝の支配を受ける地域へと変化したことを意味している。

そして，隋唐時代の人々にとっての「天下」は更に広い範囲へと広がっていき，北アジア・西アジア・東南アジアはもちろん，ヨーロッパなど隣接する別の歴史的世界との接触が起こった。結果として世界と世界の関係，すなわちグローバル・ヒストリーという枠組みで語られる歴史が形成されていったと考えられる。

そうした世界の広がりの前提として，魏晋南北朝時代に形成された象徴的な朝貢品が貢納される理想的な天下観がある。こうした意義においても，魏晋南北朝時代は大帝国の崩壊後，東アジア世界が再構築されていく過程として位置づけることができよう。

60）檀上寛前掲書，３頁。

華夷変態の三つの形態

周　　頌　倫
（陳　海冰 訳）

1644年に，清兵は入関して，北京を占領し，明朝は滅亡した。中国の史書ではこれを“明清鼎革”と呼ぶ。中国の歴史上，周辺の少数民族が中原を占領して王朝の交替にいたることはしばしば史書に見られる。ただ，17世紀に入ってからは，中国に政治革命のような重大な事件が発生したことは，伝統の冊封秩序の中においても，さらには国際的にも，その情報はすでに伝わっていた。日本は比較的早くにこの大変事を知っていた国であったといえる。1645年に，南明の都督である崔芝は，部下の林高を使者として日本に派遣し，三千の兵馬の支援を要請し，それを以て反清復明を実現しようとした[1)]。援軍を乞う者たちから見れば，女真は蛮荒の地にあり，突然中原を転覆した。故に長い間儒学の思想に影響されていた日本に救援を求めることは，ちょうど古代列国の間の合縦連衡のように，正当なことと認識されていた。しかし，徳川幕府は慎重な議論を経て，林高の求めをやんわりと拒否した。このことから徳川幕府の中国との交渉に対する慎重な姿勢が窺える。この時から，徳川幕府は情報の収集を重視し，林家一門が幕府の命を受けて「風説」と呼ばれる情報を集めた冊子の編纂を始め，明清鼎革を『華夷変態』と名付けた。この「明清鼎革」と「華夷変態」の意味を深く吟味する必要がある。前者は中国の歴史家が自国の歴史の周期的に発生した王朝交代の呼称であり，重要なことではあるが統治する王朝の変更に過ぎない。後者には文化的価値判断の意味がある。「華」は「夷」に敗れ，「華」の運勢或いは正統な品格がすでに失われたことを意味している。そして，「夷」が「華」に変わったことは，すなわち一は「夷」が「夷」の低賤の身分から「華」に変わることである。二は「夷」が「華」と「夷」の間の文化的な上下尊卑を変えることである。三は「華」と「夷」が互いに変化することである。しかし，我々はまた冊子の記述者の事実に拠る記載に，傍観者の他人の災いを喜ぶような調子が見られないことに注目すべきである。これにより「華夷変態」の最初の形態を探求し，並びにこの概念の変遷をたどり，その後日本の軍国主義者たちが主観的にこれを読み換えて，それをいかに侵略の根拠としていったのかは，必ず答えなければならない問題のように思われる。

1）木宮泰彦（著）・胡錫年（訳）『日中文化交流史』商務印書館，1980年。

一

近年，「華夷変態」という概念は学界で話題となり，よく知られるところとなった。それは石原道博の『明末清初日本乞師研究』という書籍を学者が詳細に検討した結果，その中に悪意が含まれていることを発見したためである。この本は1945年11月に出版されたが，当時の日本はすでに第二次世界大戦で負けていた。常識的に考えて，石原氏がこの本を撰した時はまさに1945年８月の前であろう。この本のために序を記した和田清が最後の所に以下のように明記している。「昭和19（1944）年10月８日，台湾冲航空戦の捷報を聴きつつ」[2)](p. 3）と。記されているように，『明末清初日本乞師研究』が印刷された頃，著者である石原道博は「今や戎衣を着て戦線に立って居られることである。台湾と日本との関係を半生の研究題目にした著者は，その自序の中にも述べておられる如く昨秋縁あって台北の高等学校に赴任せられんとしたが，途端に光栄ある召集令に接し，勇躍して征途に就かれたのである」[3)]。和田清はまた以下のように書いている。「東南の海角に據ってこの澎湃たる怒濤に抗し，一人の身を以て，しばしこの頽瀾を既倒に支へたものこそ国姓爺鄭成功である。時は正しく我が江戸時代の初期に當つたので，新興の江戸幕府は頗る大陸の変態に注目した。況して鄭成功はその母が我が国人であって，鄭氏の一黨は屢次我が国に救援を求めたから，我が国の朝野は最もこの問題に興味を持った」[4)]。どのような興味を持ったというのか？　軍服を着た石原氏が正に台湾の戦事に赴く様子は，まるで400年前に鄭氏が求めた援軍がついにやって来たかのようで，行間に，侵略者が救援者に変身したかのような趣きがこめられているようである。南明勢力或いは台湾鄭氏には確かに徳川幕府に対して「乞師乞資」の動きがあったが，事実としては当時また琉球・南方諸国・呂宋さらにローマにも救援を求めていた。もしこのような動きすべてを「華夷変態」と解釈し，みだりに「中華」を皮肉る材料としたら，それでは，当時のモンゴル帝国の西方の遠征，騎馬民族が西アジアや東ヨーロッパに進撃して次々にハン国を建立したことも，すべて関係のある事案となり得る。だから，誠実な学者たちはみなこのような拡大解釈を望まなかった。石原氏の著作とほぼ同時に出版された木宮泰彦の『日中文化交流史』も，「乞師乞資」に対して専門的な解釈をしたが，誰からも誤解を招くような文章は見られなかった。彼が列挙した17回の「乞師乞資」統計の中で，第２回（1645年）の請援者の周鶴芝は実際には海賊であることがはっきり示されている。第７回（1667年）の乞師使者である黄孝卿は風俗場所に留まり，なんと公務を忘れてしまって，日本人の軽蔑を受けて不満を抱いて帰ってきた。その中に或いは請兵を名目として，実際は金銭を貪る者がおり，或いは援軍の要請が果たせないまま清に投降する者などがあった[5)]。こうした事実を述べたのは，著者も内心では清朝が明朝に取っ

２）石原道博『明末清初日本乞師の研究』冨山房，1945年。
３）石原道博『明末清初日本乞師の研究』冨山房，1945年。
４）石原道博『明末清初日本乞師の研究』冨山房，1945年。
５）木宮泰彦（著）・胡錫年（訳）『日中文化交流史』商務印書館，1980年。

て代わったことには確かな理由があり，わずかに生き延びたものに勝勢がないことはすでに事実であり，それは決して尊卑が移動したとみる必要がなく，ただ古代中国の政治のサイクルであると認識していたのである。

石原道博の「乞師乞資」と和田清の「序」によって発火した「華夷変態」の邪火は，日本の戦敗に伴い速やかに自然消滅した。戦後の長い間に，明清交代の内容に関わる場合でも，学者たちが「華夷変態」の話題に言及することは少なかった。1982年に，塚本学は『日本史研究』に「綱吉政権の歴史的位置をめぐって」という論文を発表し，其の中で以下のように述べている。「日本の政治権力が，自らを華の世界と設定したのは，中国大陸に華なる世界が最終的に消滅したと意識したからである」[6)]。これが再び「華夷変態」に関する議論を促すきっかけとなるかもしれない。筆者の推測からすれば，あるいは当時の中国の長期的鎖国を批判して改革開放し世界に目を向けるという政策転換が，塚本氏のこのような感慨を生む背景であったのかもしれない。

荒野泰典はその代表作である『近世日本と東アジア』の中で，東アジア世界の国際秩序の視野から論述を展開した。これは，中国で発生した明清交代が，避けられない問題であったことを意味している。荒野氏の著作の中に，「華夷変態」に関する評価は一切見出すことはできないが，ただ彼は華夷秩序の再構築と日本型華夷秩序の成立を論じて，「1630年代に朝鮮からアイヌにいたる周辺諸国家・諸民族の『華夷主義』構築作業が完成する」[7)]としている。このような結論の中に華夷秩序に変化が生じたことを暗に示していると考えられないだろうか？　ただ確実に分かるのは，近世東アジア国際秩序の変化はまさに明清鼎革と同時期であり，荒野氏の解説にはそれなりの論理がある。

最近では，川島真と服部龍二が主編した『東アジア国際政治史』に関連する論述がある。この著作の中には「華夷変態」の文字は見られないが，華夷秩序の大「変容」に関する多くの論述が見られる。伝統的な華夷秩序は，具体的に解釈すると冊封・朝貢及び互市が構成する三つの関係に分けることができる。其の中の変化は，①日本と朝鮮はほぼ19世紀半ば以降に，ともに自ら「中華」と認識し，周辺の「小国」を「夷」とみており，複数の「華」が出現した。②中国に往く朝貢者たちは，中国側に臣服を表す場合もあり，また貿易する機会を増やすために朝貢に往く者もあり，恐らく臣服する意志を表示することがすでに本意ではなくなっていた。③基本的に朝貢と冊封と関係がない互市貿易が出現した。④この状態は事実上正に「洋夷」の強制通商貿易要求と関わっている[8)]。明らかに，この四つの変化が強調しているのはやはり「華夷変態」である。ただこの「変態」はすでにかつての「変態」ではなく，伝統的な冊

6）塚本学「綱吉政権の歴史的位置をめぐって」『日本史研究』236号，1982年。
7）荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会，1988年。
8）川島真・服部龍二『東アジア国際政治史』名古屋大学出版会，2007年。

封秩序中の「変態」はすでに終わって，新たに帝国列強が東アジア世界に強引に入ることで導き出された「変態」になっていた。

二

“華夷変態”の解釈を遡るとしたら，そのもとの意味から説き起こすべきである。1674年，林羅山の息子である林鵞峯は長崎奉行が幕府に呈出した「唐船風説書」を詳細に調べて編輯し，『華夷変態』と題して冊子としてまとめた。初めは35冊であり，これが初編となった。この後に林鵞峯の子である林鳳岡がまた追加し，続けて『崎港商説』に収録し，1644年から1724年まで「唐船」によって長崎に至った「風説書」凡そ総計2465件をまとめ，編輯して86冊となった。東洋文庫は1958年にこの本を出版した。解題には次のようにある。

> 崇禎登天。弘光陷虜，唐魯纔保南隅。而韃虜横行中原。是華變於夷態也。雲海渺茫。不詳其始末。如剿闖小説。中興偉略。明季遺聞等。概記而已。按朱氏失鹿。當我正保年中。爾来三十年所。福漳商船來往長崎所傳説。有達江府者。其中聞於公件々。讀進之和解之。吾家無不與之。其草案留在反古堆。恐其亡失，故敘其次第。錄為冊子。號華夷變態。頃間吳鄭檄各省有恢復之舉。其勝敗不可知焉。若夫有為夷變於華之態。則縱異方域，不亦快乎。[9]

当時，1644年清兵の入関からすでに30年間が経っていたが，碩儒である林家は内心では「韃虜が中原に横行する」という現実に大逆転が発生して「夷がまた華に変化する」ことを切に期待していた。この年の７月９日，林春斎はすべての幕府の閣僚の前で，二通の檄文を朗読した。福州商船によってもたらされた檄文は以下のように述べている。「大清十五省の内，雲南・貴州・四川・湖廣・陝西・廣西・福建の七省はすでに大明に復帰している」[10]。その得意でうれし気な言い方は，まるで朱明政権がついに再び廟堂に登ったのをすでに見たかのようである。だから，充分な理由から，『華夷変態』の編輯者たちは最初から最後までずっと明―華・清―夷という文化的立場を遵守していたと判断できるのである。

東洋文庫は『華夷変態』の現代の出版者として，序文の中で以下のように説明した。

これを華夷變態と名づけたのは明清鼎革の際に當たり，夷を以て華を猾す[11]変態と見たからである[12]。

その意味は，ここに「華夷変態」と名付けた理由は，すなわち明清鼎革の際に当たり，夷の狡猾を以て華を顛覆したと考えられるからである，ということである。この本の解説をした浦廉一教授は，実際“崎港商説”の言い方が妥当であると述べた。すなわち，両代の文化的立場

9）林春胜・林信篤（編），浦廉一（解説）『華夷變態』上冊，東洋文庫，1958年。
10）林春胜・林信篤（編），浦廉一（解説）『華夷變態』上冊，東洋文庫，1958年。
11）訳注：“猾す”（みだす）は“乱す”(みだす)に通ずる。明らかに“猾す”を用いて，さらに鋭く編纂者たちの態度を表現するのである。
12）林春胜・林信篤（編），浦廉一（解説）『華夷變態』上冊，東洋文庫，1958年。

は前後が繋がって受け継がれていることを見ることができる。彼らの眼中に，「華夷変態」の「変」は所謂「五胡乱中華」の「乱」と，その意味は軌を一にしている。古くから華夷を区別する考え方は，何も変化していないのである。

清朝は1637年に朝鮮に冊封を実施することを手始めとして対外的に正統な王朝であることを示し始め，1654年・1666年・1673年に琉球・安南・暹羅に相次いで冊封を実施し，ちょうど明朝と同じように，自らの東アジア世界の中心としての位置を確立しようとした。これに対して，幕府は復明運動を支援すれば自らの危難を招くことを深く恐れ，各藩に命令して南明の請求を拒否した。幕府にとっては復明運動の支援よりも対外的に武威を宣揚し，天下太平の威徳を実現し，政権を維持することがさらに緊要なことであった。1681年に清朝側は三藩の乱を平定し，また鄭成功及びその子孫の台湾占領を黙認し，二年を経て，ようやく鄭氏の乱を平定した。1684年に「遷界令」を公布し，中国商船は海外に渡航することを回復し，長崎に往来する商船が急激に増加した。1685年に，幕府によって中国はオランダとともに国交がないが貿易がある「通商の国」と認定され，「通信の国」である朝鮮や琉球と区別した。幕府の鎖国政策はすでに安定し，そして清朝側も叛乱を平定し，天下太平の基礎が漸く形を成し，中日両国の関係は安定無事の状態となった。

つまり，伝統的な華夷の別が認定した秩序を遵守することは，「華夷変態」の一つの形態であったと言えよう。

三

もし『華夷変態』の編纂者がただ喜んで，さらには他人の不幸を喜ぶような心情で明清鼎革を視ていると認定したとすれば，清朝が「蛮族」として約２世紀半の長きにわたって中国の統治を続けることは，まさに彼らの内心の願望に合っているといえる。ただし問題は，1724年以降には『華夷変態』は二度と編纂されず，ひっそりと終わり，ちょうど80年間続いただけであったことである。これは，80年後には中国の情報を毎年収集することは，もうすでに必要がなくなったことを意味している。しかも，『華夷変態』全三冊の中では，凡そ政治と軍事に関わる情報がすでに第２・３冊には見えなくなるという事実があり，人々の思考を触発する内容が年々減っていく傾向になった。

「凡唐船入港，即日郵報。蠻舶則速刻飛報」[13]。幕府の長崎奉行に対するこの指令は，1644年に発布された。このため，『華夷変態』の冊子はすなわち「吾が鎖国時代に，長崎入津の唐船の齎した海外情報を，長崎奉行が唐通事をして聴取せしめ，之を文書として江戸幕府に上達したものであって，『阿蘭陀風説書』とほぼその性質由来等を同じくするものがある」[14]。すなわ

13）林春胜・林信篤（編），浦廉一（解説）『華夷變態』上冊，東洋文庫，1958年。
14）林春胜・林信篤（編），浦廉一（解説）『華夷變態』上冊，東洋文庫，1958年。

ち海外風説の情報収集を集成したものである。これにより，残された問題は，江戸幕府がなぜ17世紀半ば以降の一時期こんなに海外情報の収集に熱心であったかである。

大清の統治者は，所謂後金の女真である。1644年に北京を占領すると同時に，中日の間にも交渉が始まっていた。この年の５月に，日本の越前国三国浦新保村の竹内藤右兵衛は商人58人を率いて，船に乗って松前に往って交易しようとした。『続日本書紀』の中にあるこの地方に関する記録により，渤海時代にはこの地はすでに日渤交通が必ず経由する道であったことが分かる[15)]。ところが途中で嵐に遇い，転々と漂泊して後金の治下の也春屯（現在の琿春海岸）に至った。也春屯の民は漁撈を以て生活手段とし，性格は彪悍で，漂流船が来たと看て，すぐに往って干渉し，翌日には43人の日本の漂流民を射殺した。生存者は後に清朝の歓待を受け，北京から朝鮮を経て移送され帰国した。幕府はこの報告を聞いて大いに驚いた。“韃靼已得北京，送此漂人，正欲誇大，而朝鮮受而送之，必是与韃靼為一也”[16)]。徳川頼宣は曾て兵隊を清に派遣することを考え，徳川家光も“経略中国之雄心”[17)]があった。ただし日本はこの後に何の動きもなく，というのはモンゴルと同じく騎馬民族に属する女真人が，もし「元寇」のように襲来した時には，もう「神風」のような庇護はないかもしれないということを恐れたのである。

『日本後紀』・『日本三代実録』・『日本紀略』などの資料を調べると，近代国家がまだ形成されていない中古時代には，東北アジア区域の民族間の流動は，往々にしてある住民集団が習慣的に生活居住している地域が他の住民集団に侵入され，そして衝突を引き起こしさらには戦争に至ることがあった。それで近代以前には，生存空間を奪い或いは財物を掠奪するような事件がしばしば見られた。813年・869年・834年・997年・998年に，百余年間における新羅・高麗の「入寇」事件が，全て記載されている。このように相次いでやって来る「入寇」事件を防御する中で，663年に日本の大和朝廷は百済と結んで大唐と新羅に挑戦しようとしたが，失敗して日本に退き，九州で相次いだ水城・大野城・椽城などを修築する防御工事は，一定の役割を発揮した。

その中で特に注目すべきは，1019年の４月に太宰府から幕府に送った急報に記されているように，「刀伊」の賊が，対馬と壱岐島に来襲することがあったことである。「刀伊」は高麗人のもとの渤海地域に居住していた女真人に対する蔑称である。50艘の包鉄撞角を装備した戦船によって組織された刀伊軍は，先に高麗に侵入し，人を殺して物を掠奪し，高麗の管轄下の于山国を占領した。さらに九州沿海に侵入して，対馬・壱岐・筑前などの地はみな被害にあった。対馬では36人が殺され，346人が連れ去られた。壱岐島守である藤原理忠以下148人が殺

15）経済雑誌社編『続日本書紀』第2巻，1906年。
16）国史編纂委員会『李朝実録』1955年。
17）粟田元次郎『日本歴史』講談社，1986年。

され，女性239人が連れ去られた。太宰府権帥である藤原隆家は九州武士を率いて力を奮ってこれを迎え討ち，「刀伊之寇」を駆逐した。藤原隆家は「女眞賊を追討して勲功を受けた」[18]。刀伊は朝鮮に道をかりて来襲し，退散したが，ただ太宰府に高麗などに対する軍事的な脅威を含む「警戒心」を増加させた[19]。

1274年，“元寇”と呼ばれているモンゴル軍隊が海を渡って来襲した。西からの脅威から簡単には抜け出すことができなかったのである。1591年・1597年に豊臣秀吉は2度朝鮮を侵略して“倭乱”を興し，明朝と李氏朝鮮の軍隊に敗れて日本に退却し，再び警戒を強めていた。これを鑑にして，徳川家康は江戸幕府を建てた後に，ずっと和平主義の外交政策を行った。50年後，“刀伊”の後裔が大清国を建立し，騎馬民族が再び襲来するのか？と徳川幕府は内心深く心配し，林家一門に命じて情報を収集し，清朝方面の動静を知り，以て不測の事態を防ぐようにした。1720年以後，80年が過ぎ，目下の情勢は，康熙皇帝が全力で内部を統合して基業を強固にし，雍正皇帝が1724年に『聖諭広訓』を刊刻し，各省の督撫に令して勤労誠実な農民を選び，以て嘉賞していた。大清の統治者たちは内政に専念し，その領域も日々充実し，大きな戦争を起こすような何の動きも見られなかった。だから，1724年に，『華夷変態』の情報収集は最早や必要がないことが分かったため中止された。つまり，「蛮族」がその旺盛な「蛮力」を以て思いがけず襲来することを恐れることも「華夷変態」のもう一つの形態であることが窺えるだろう。

四

江戸時代，朱子学が官学と奉じられて以来，儒学内部の他の学派の発展を推進しただけではなく，国学の隆盛も促進した。様々な原因の中に，まっさきに指摘すべきは，日本全土の統一をなし遂げた徳川氏は政権を長く維持するために，学問を奨励する文教政策を実施した。200余年の太平治世に，人々は文事に奔走することに熱中し，今までにない文化的な盛況を呈したのであった。しかし，学問の発達に伴い，官学である朱子学に対する疑いが日々増えていった。文禄2（1593）年に，藤原惺窩は徳川家康に『貞観政要』を講じる命令を受け，慶長10（1605）年に，弟子の林羅山は2代将軍秀忠の命令を受けて文教を掌った。この後，林家は歴代将軍に仕え，儒官の地位が次第に昇り，ついに政治の実権に関わるまでに至った。8代将軍徳川吉宗に至り，文弱化の恐れを鑑みて，儒官が講義する慣行を減らし，代わって実学を重視する政策を実施した。林家は鳳岡の後に俊才が現れることが少なく，そのため伊藤仁斎の古義学派と荻生徂徠の古文辞学派が相次いで全盛期に至った。このほか，契冲が歌学の形式を始め，「真心」を追求する国学が本居宣長に至って相当な勢力となっていった。

18）東京大学史料編纂所（編）『大日本史料』第二編之十四，東京大学出版会，1963年初版，1972年覆刻。
19）荒野泰典等（編）『律令国家と東アジア』吉川弘文館，2011年。

古学の先駆者である山鹿素行は初め林羅山に学び，後に北条氏長に兵学を学び，さらに高野山で神道の秘訣を受けた。このような経歴は，彼が周公・孔子を奉じて祖とし，漢唐宋明の諸儒を師としない学風を育てた。伊藤仁斎は京都堀川の家塾で講義し，古義の研究に専念した。一方，荻生徂徠は長い左遷生活の中でありのままの「人情」を感じ，彼は荀子を奉じて「祖型」とし，「六経」の体系によって朱子学を解釈しようとした。徂徠は古文辞学の優れた才能により，江戸学界に古学の集大成者の名誉を得ていた。古学の明らかな特徴としては，学理上で朱子学と対抗して少しも引けを取らなかったことである。同じく朱子学と対立する立場に立つ国学は，復古思想と復古主義を標榜して時代の精神として台頭し，国学者たちは「日本精神」を発揚することを自らの任とし，神話建国の想像を高らかに歌い，以って国体観念をしだいに明らかにする効果をもたらすことになった。

周辺の諸国の諸侯を夷狄とし，自らを世界の中心とする儒家学説が強調する華夷観念は，日本の儒者たちの間でもまた宗旨として疑うことがなかった。一方，ちょうど『華夷変態』という冊子が毎年出来上がる過程で，成長してきた古学と国学は長い間に浸潤した中華思想を相手として，逆に国粋思想を強調した。まさに「華夷変態」という書が清朝統治が全面的に繁栄した康乾期に入って自然に編纂されなくなった時に，古学と国学両派はかえって日本の国体観が華夷観と対決の上で高い位置を占めていた。儒学者でありながら「垂加神道」を提唱した山崎闇斎は，日本を神国或いは本朝と称し，中国を西土西地と称した。また，聖徳太子が隋煬帝に贈った国書の中に言う「日出処」及び「日没処」の表現を賛美し，『文会筆録』の篇中で，「本地垂迹」の思想に反駁し，彼の日本の国体思想を顕示した。

「彼邦以孔子為大將，孟子為副將，率騎數萬來攻我邦，則吾党學孔孟之道者，為之如何。（中略）曰不幸若逢此厄，則吾党身被堅手執鋭與之一戰，擒孔孟以報國恩」[20]。このような「人口に膾炙した」記述は，山崎闇斎が国体観によって一切の学理を圧倒した文化的傾向を表している。『聖教要録』により幕府の怒りを買い赤穂に追放された山鹿素行は，華夷の別の観点を提唱した最も有力者である。寛文９（1669年）に編纂した『中朝実録』で，完全に嘗て持っていた中国思想に対する敬意を捨てて，直接に日本を中国・中朝とし，古道と神道を聖教とすることを提唱した。この書の「日本書紀神代巻」で，彼は『日本書紀』を典拠とし，『旧事紀』・『古語拾遺』・『令義解』等の古典を援用して，以下の論を提起した。①日本を中国と称したのは往古よりのことであって，天地自然の勢いより見ても，また神々相生，皇統連綿たる開闢以来の歴史を見ても，中国ではなく日本こそが中国であること，②治国の道は儒教の渡来をまって初めて成立したのではなく，天孫降臨の際の神勅や智仁勇の三徳を表わす三種神器が，まさに聖教の淵源となったこと，③儒教は我が国の神道において長所を採り短所を補う役割があり，神道が主であり，儒教は従であること，④仏教は異教でその道は西域に活用され，これを

20）維新史料編纂会（編修）『維新史』第1巻，吉川弘文館，1939年初版，1983年復刊。

中国（日本）に施すべきではないこと，⑤本地垂迹説は泰伯皇祖説と同様に誤りであること，⑥本朝は天の正道に相当し，地の中国を得たわけではない。歴史上からみても外朝は姓を易えることおよそ三十にちかく，戎狄が入って王となった者も数世あるのに対して，日本は天神の皇統が異なることがない。その主旨は，「国体観」を以って伝統観念上の華夷の別に衝撃を与え，あるいはそれを顛覆しようとしたことにあるということである。

荻生徂徠は，言葉の上では華夷観及び儒学原理に対する批判は，穏健なもののようであり，本人は決して絶対的な儒学排除主義者ではなく，神道に対しても決して全面的に賛同してはいなかった。朱子学に対する疑問と批判を出発点として，純粋な孔孟の学を自らの任として，彼は朱子学に対して厳しく批判的な態度を取っていた。「人性」から「人情」まで，「仁」から「礼」まで，「天」から「人」まで，徹底的に朱子学に内在している原理構造を解析すると同時に，近代日本の「非原理」・「非道徳」・「非理想」すなわちいわゆる「三非原理」として学理の基礎を定めた[21]。学問思想の上で朱子学に対する批判は，彼が最も徹底的な作業を完成した。宋学＝朱子学の「理」を徹底的に解析すると同時に，神秘主義の神道が「理」の論理の束縛から脱出するために学問理論の面からの支持を提起した。これらのことにより，「国家主義の祖型」[22]とされたのである。

国学の特徴は，あふれんばかりの情緒を込めて神秘主義に対して感情のままにそれを謳歌することであり，非理性と批評された。国学者には，このような批評はかえって彼らの情緒がさらに高漲していくための刺激であった。本居宣長は，「道」あるいは「神道」はみな不可思議な神秘力のなすところであり，「天地自然生成之道」ではないし，また「人為制造之道」でもなく，実に「諸神之神跡」である[23]，としている。唯一正確に世界の始源を記述した『古事記』に依拠して，建国神話は瞬間的に古代史の事実に転化した。宣長はその神格化された宇宙論を以て，主観上は朱子学―華夷観に対する全面的な制圧を完成したと同時に，客観上でも日本国家の恒久性・唯一性及び普遍性を日本民族主義の基本性格と定義した。

国体観が華夷の別に対して衝撃を与え顛覆させるに至り，日本は早く華夷秩序の内部において自分を中心とする「華夷」秩序を構築する精神的理由を獲得し，この種の理由はその後「内部破壊者」の立場や役割を西欧列強に配して華夷秩序を破壊するのを巧みに準備した。この問題を検討する意義は，妥当性と合理性の面において，華夷の別にしても或いは国体論にしても，後世の人々がそれに対する批判の中で行っているような反省の余地が存在するということである。しかし，両者の間には明らかに大きな区別が存在していた。即ち前者は人が考えたものであり，歴史の進展の中で若干の有益及び有効な功能を発揮していた。後者は想像中の神秘

21）韓東育『従“脱儒”到“脱亜”―日本近世以来“去中心化”之思想過程』台大出版中心，2009年。
22）尾藤正英『荻生徂徠』中央公論社，1974年。
23）本居宣長『本居宣長全集』第1巻，吉川弘文館，1926年。

であり，現実の政治の中では基本的に諸々の消極的な結果を生む役割を果たしていた。前者は秩序の構築と維持することを最終目的として，それが行われる範囲の中で世界諸国の人々に最高と賛美された文明と文化を産み，後者は破壊的な進攻をその基本機能として，その建設したものはそのすでに破壊したものにはるかに及ばないのである。このような国体観を神旨として奉じることによって，「日輪の子」豊臣秀吉は朝鮮へ「倭」乱の発動を「三国」から「五大洲」に向けて飛躍的な壮挙とみなすことができたのであり，或いは日本型の華夷意識中で武威におぼれて自省を失い迷うことを容易にしたのである。

国体観を標榜する声が次々に出て，江戸日本は「日本型華夷秩序」の建設を完成し，昔日の「夷」の文化価値はこの秩序が「華夷秩序」の範疇の中に成立するとともに発見され，或いは自賛の理由をさがし，文化面の「辺境革命説」とでも謂うべきことが説かれている[24)]。これは「華夷変態」説のもう一つの形態と言えるだろう。

結　論

華夷秩序を遵守する「華夷変態」という観念は，17世紀半ばの日本の儒学者の世界観の中に存在し，この観念は現代の「華夷変態」の編纂者に継承された。古代中国の政治のサイクルの中で勝利した「蛮族」が或いは「某寇」の立場で来襲することを恐れたため，命を懸けて情報を収集して，以て「変態」の侵害を防備するというのが，幕府の統治者たちの内心の計算であった。「国体観」を以て古来の華夷秩序観に衝撃を与え，さらに自己中心の秩序を建立するための思想的条件を準備することが，徳川時代の反体制の思想者たちが主導した思想運動であった。この三つ「華夷変態」の観念は，第３の形態を代表として，現実の政治の中で発生した影響は，今日に至ってもなお作用しているのを見出すことができる。古来の「華夷秩序」は最後に「近代国家秩序」に代わっていったのだが，こうした時代の潮流による変遷はどうしようもないこととして当然認めるべきである。最近の学者は，石原道博の『乞師研究』のように異民族が中原に入主することについて人の不幸を喜ぶ観点に立っているが，ただこれは石原氏の言明によれば使用した資料を根拠に分析して出てきた結果であるとしている。上述した「華夷変態」の三つの形態に対して，石原道博はただ「華夷変態」を悪用しているに過ぎず，再度議論していくことはすでに意味を全く失っている。

24）荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会，1988年。

民国期杭州から見た蔡元培の教育思想の欠点

彭　　小　瑜
（中田和宏 訳）

蔡元培先生が教育に関して発表した文章や発言とその実践的活動はともに数多く，彼の北京大学における改革と指導は従来から高い評価を得ている。しかしもし我々がより詳細に彼の教育思想を観察し，とりわけ民国期の社会全体の歴史的文脈の中でそれを見たとき，彼は高等および基礎的国民教育に対して中国の実際と発展が求めるものからひどくかけ離れた見方をしており，そしてそれらの見方は今日においてなお検討に値するものである。この問題は蔡元培を取り囲む何重にも厚い民国社会史の一部として処理すべき問題であるが，ここでは簡単に蔡先生の比較的明らかな誤りについて検討し，さらに杭州の教育の良好な実情を結びつけて手短に議論したい。杭州と浙江は民国期において疑いなく全国で最も豊かで人口も多く文化が栄えた地区の一つであり，杭州と浙江の教育は相対的に充足した財政の支援を得ていた。中央政府の地方教育に対する厳密な統一計画を軽視したことは，もとより当時の情勢のしからしめるところであったが，しかしある程度において蔡元培の大勢および全国への目配りを欠いたエリート教育思想をはっきりと映し出しているのである。

一　蔡元培と陶行知の異なる枠組み

辛亥革命の後，蔡元培は中華民国の教育総長となり，すぐに現代教育の体系構築に対する考えを発表し，基礎教育と高等教育については新たな方法を提出し，法令をもってこれを実行しようと試みた。彼の新教育に対する意見は軍国民主義・実利主義と美育（情操教育）をもって宗教教育に代えるとする三大原則に体現されており，それはすべて当時の国家の環境のしからしめるところで，歴史学者としても十分に評価できるところである[1)]。しかし蔡元培は1912年７月10日の全国臨時教育会議上での開会の辞において，教育の一般的方針を語ると同時に，のちに中国の基礎教育の発展に重大な負の影響をのこす「最上層教育の計画（頂層設計・戦略的最高計画）」を示した。基礎的国民教育のレベルにおいて，蔡元培は全国で統一された資源の平等な配置と質と量のコントロールについては強く提起しておらず，逆に中学校と小学校については地方自身による出資と管理を強調し，「中等以下は，地方税に頼るか，あるいは地方

１）蔡元培「对于新教育之意见」（『蔡元培教育名篇』北京：教育科学出版社，2007年）pp. 1–9。

産業に基金をだしてもらう」と語った。理論の上では，彼は決して中央政府が貧困地区の教育を助成するという考えを排除していなかったが，しかし原則的には地方政府が基礎教育を経営することを強調しており，これは，当時の立ちおくれた経済と不安定な政治条件ではまだ迅速に実現することは不可能であったとはいえ，蔡元培が全国的な範囲において質と量が均等な基礎的国民教育を推進することを理想的な未来図としなかったことを意味している[2)]。

この誤った「最上層教育の計画」のすでに歴史的に証明されている欠陥は，各地の基礎教育に不均等が生じ，はなはだしい場合はその深刻な不均等の弊害がしだいに固定化された常態となり，人々に不均等が当たり前のことと思わせ，たとえ経済や政治の条件が改善した後も人々になおざりにされ続け，真剣に修正しようとする人もいなかったことである。少数のエリート大学にいたっては，蔡元培は全国の力をもちい，中央政府が前面に立って経営すべきと思っていたようで，これは主に当時の北京大学など数か所の大学を指している。蔡元培は1932年5月の武漢大学の第一回卒業式典において，大学生はオックスフォードやケンブリッジの気品を学び，紳士の風格を培い，陸上競技やボートレース，サッカーをする習慣を養わねばならない。大学は衛生と新たな村の建設を重視し，またオックスフォードとケンブリッジの方法に基づき建設を進めねばならず，経費に至っては，「中央政府が必要と認めれば，必ず何とかして支給し，かつ地方政府も全力で協力しなければならない」と語っている[3)]。尋常でないのは，この演説が「九・一八事変【満州事変】」の後に行われていることである。

基礎教育を貧富の格差が巨大な各地に自営させ，これによって生じる不平等な状況に目をつむり，それと同時に，少数の「重点大学」は中央からの全力を尽くした優遇を得て，当時最も豊かで発達した国家の水準に従い経営されていた。蔡元培の教育思想のこのような偏りはかつて陶行知先生により論評され批判されたことがある。蔡元培は陶行知が建てた暁荘郷村師範学院の理事長で，郷村教育の改良が中国社会の発展に対して有する重要性を知悉しており，また，中学小学校教育について多くの演説を発表したが，教育の平等について系統的に論じたり強調することはなかった。より興味深い例は，彼の「貧児院」と貧民教育の議論である。我々の現在の考えと異なり，当時の共産党の人々の主張とも異なり，彼は，このような専門機関の存在自体が教育の平等が損なわれていることを意味し，差し迫った解決の必要があるということを全く考えていなかった。それどころか彼はこれをデューイのいう「即工即学主義【労働即教育】」を実験できるチャンスと考えていた。これは系統的な文化教育に影響することを恐れて他の普通の学校では実行を望まない方法であった。蔡元培はこれによりさらに一歩進んで毎日半日の読書時間を節約できると考え，一日中働くことを学び，料理や裁縫，木製家具とフェ

2）蔡元培「全国临时教育会议开会词」（『蔡元培教育名篇』）pp. 10–13。「教育独立议」（『蔡元培教育名篇』）pp. 159–161。

3）蔡元培「大学生之被助与自助——在武汉大学第一届毕业典礼演说要点」（『蔡元培教育名篇』）pp. 252–254。

ルトの敷物など四項目の訓練時に科学と人文の知識を講じることができると考えた[4)]。ここには当然悪意はなかったが，しかし当時の最高の地位にある教育界の指導者で権威者からの発言であり，フランスの国民教育における平等原則に非常に詳しい一人の学者から出た言葉であり，彼の教育問題におけるエリート志向を鮮明に現わしている。蔡元培は教育の経費の保障に対してまったく心配や要請をしなかったわけではなかったが，彼の基礎教育を地方の業務と明確に認定する考え方は，中国の現実の中では自然に各地の教育の発展が極めて不均衡になり，立ちおくれた地区の教育に耐えがたい局面を生み出した。この局面を蔡元培は十分に理解していた。しかし彼は国を挙げた中央政府の統一的な協力によって基礎教育を創立しようという主張を唱えたことは一度もなかった[5)]。

陶行知は1936年に新たに建てられた，蔡元培が楽しそうに語り，優れたものとした武漢大学について論じて次のように述べている。一種モダンな大学があり，「その大学のやり方は，何千畝もの土地を囲い込み，何百万元ものお金を使い，いくつもの宮殿のような学校を建てるものであった。私が珞珈山の武漢大学を見学した後，ある人が私に感想を尋ねた。私はもし私にこのお金があれば，私の使い方の順序はすこし違うと答えた」。陶行知の構想は大衆の大学を創立することで，それはすなわち大衆の教育であり，基層に深く入り民衆の素養を高め，彼らを積極的な愛国に動員し国の建設に参加せしめる大衆教育で，極端に言えば方法的には「かやぶき小屋大学」「青空大学」と形容できるような民衆教育を設立することであった。彼の具体的目標は500万の民衆を育て東北地方を回復することであった[6)]。郷村教育の改良を推進することに力を注いだ陶行知と「重点大学」を建設することに力を注いだ蔡元培，教育の平等という問題において完全に異なる二種類の思考の枠組みであった。深層に潜在する社会心理として，この二つの枠組みは今に至るもなお我々に大きな影響を与えている。

二　杭州：富裕で人口の多い地域と現代の地方教育

教育の中の宗教と道徳の問題に関して，蔡元培は独特な見方を有していた。西洋近代の啓蒙

4）蔡元培「贫儿院与贫民教育的关系――在北京青年会演说词」(『蔡元培教育名篇』) pp. 86–91。

5）孫科・蔡元培「提议教育经费独立案」(『陕西教育周刊』1928年第1期)（原本にページ数なし），蔡元培「剿赤后之消毒工作」(『中央周報』総第165期，1931年) pp. 1–2。後者の文章の中で蔡元培は「学校を建てるということは，地方において少年および年長者が均しく無料で教育を受ける機会を有らしめるということである。学校の経費は，労働奉仕によって供給する。これらは全国各地がすべて最初に始めることであって，今に至るも行えている地方がないのは，まったく政府が職責を果たしていない証明である。」と書いている。これは当然，大変難しい言語環境の中で国民教育の普及問題について論じている。中国共産党の人々と異なり，陶行知や梁漱溟と晏阳初とも異なっており，蔡元培はおそらく民国期の主流的態度を代表しているのであり，それは貧困でおくれた地区の郷村と郷村教育を軽視しているのである。

6）陶行知「中国大众教育问题」(『陶行知教育名篇』北京：教育科学出版社，2005年) pp. 242–282。引用した内容は pp. 249–251に見える。

運動とフランス大革命の影響下にあって，彼は宗教が持っている道徳と文化についての考え方が現代社会と現代教育には適合しないと考え，そこで「美育（情操教育）をもって宗教に代える」という主張を提出し，「美育は自由であり，宗教は強制されたもの。美育は進歩的であるが，宗教は保守的である」と考えた[7)]。彼は「宗教は頑迷で禁忌にこだわり」，学生が科学を学ぶのを妨げると考えていた。さらに彼は，現代社会において「宗教は徳育に対して，益がないだけでなく，かえって害になる」とさえ述べている[8)]。ところでもし我々が当時の杭州のミッションスクールの状態を観察すれば，たしかにキリスト教の宗教道徳と当時の社会的風習の間の緊張に気づくことができるだろう。1934年に杭州の天主教会が発行した『我存』という雑誌はかつてミッションスクールの使用に適する教材についての問題を議論したことがあり，『紅楼夢』を淫乱不潔な物語と言い，また学校の講義内容が性別の生理学の知識におよぶことに反対した。これらの保守的な特色は確かに容易に蔡元培の宗教批判に合法性や合理性をあたえた[9)]。蔡元培が推進し理想化した経世致用の国民教育は杭州において大きな成功を収めたということができる。

杭州市政府が推進し普及させた無償義務教育の事業は本物であり，優れた成果をあげていたことが説得力を持った基本的状況であった。市政府は1928年に計画表を発表し，1938年に未就学児童の現象を解消し，数万人の杭州の児童を就学できるようにさせると決定した。あわせて一人一人の杭州市民が負担を求められる費用をきっちり推計し，1928年は0.458元で，義務教育が普及した1938年には1.959元とした[10)]。ここでは，蔡元培が不平をつのらせていた地方政府が職責を果たしていないという状況はまったく存在せず，すべての事業の配置が整然と秩序だっていた。たとえば1929年の教育経費は1927年の200％よりも多く，大幅に増加しており，未就学児童解消の事業が着実に前進していたことがわかる[11)]。浙江省政府は1932年にも補助規則を修訂し，県・市立や数県による連立と私立の中等以上の学校および私立の専門学校に

7）蔡元培「以美育代宗教」および「美育」（『蔡元培教育名篇』所収）pp. 229–230，pp. 239–244。蔡元培が美育を社会改良と市政環境の建設にまで拡大しているのを見ると，もしかすると彼はプラトンのごとく哲学者が世界を統治するというような独断的意欲を有していたのではないかと感じさせられる。このような意欲は「美育」の中でとりわけ顕著である。

8）蔡元培「1900年以来教育之进步」，「华法教育会之意趣」，「以美育代宗教说」（『蔡元培教育名篇』所収）pp. 26–41，pp. 57–63。蔡元培は西洋に依拠して自らの立場を強くすることに長けており，つねづね一面的に外国の例を借用して自己の観点を論証している。しかし彼の欧米の状況への理解のレベルには，その実，限界があり，たとえばそれは複雑で困難であるフランスの政教関係および関連する社会情況に対する見方である。彼は「以美育代宗教说」の中で「宗教が世を治めることについて，彼の西欧各国においては，すでに過去の問題となっている。」とも言っており，ここにおいて，彼は完全に近代欧州社会の宗教問題の複雑性を過小評価している。

9）「从公教学校之设立说到公教学生适用教科书编辑之必要」（『我存』第2巻第1期，1934年）p. 90。

10）「杭州市普及义务教育计划表」（『市政月刊』第3巻第10期，1930年）p. 2。

11）「杭州市历年度教育经费分配图（民国16年至18年）」（『市政月刊』第3巻第7期，1930年）p. 1。

継続的に経費を補助していた[12)]。

義務教育の推進と連動したプロジェクトには，杭州政府が私塾を調査，改良するという事業があった。市政府は1928年に私塾改良の計画を公布した。1930年の調査によると杭州には全部で79か所の私塾があった。改良計画の中で，私塾の主要な問題が詳細に指摘されていた。それは学校には公開された住所標識がなく，教育当局の監督指導を受けることができないこと，教育の基準がなく，教師の状況も不明であり，その資格や能力も確認ができていないことであった。政府が提出した方法は，まず公安局に教育当局への協力を求めて調査を行い，改良の方法がない一部の私塾を閉鎖することであった。その他の改良できると認められたものに対しては，教育当局はその年のうちに以下の措置をとることを要求した。強制的に教師を講習に参加させ，講習を修了した教師に対して試験を行い，さらに教室などの施設や設備が教育の最低限度の要求にかなっているかどうかを視察することであった。実地調査に合格した私塾には許可証を発給し，その他のものには「強制的に廃業を命じた」。計画全体に非常に具体的な設計と実施方法があり，たとえば私塾には必ず黒板とチョーク，毎日の時間割表，学生の得点簿がなければならず，トイレと給湯室があり，必修課程は国語・算数・常識と三民主義，体罰は禁止で，教師は必ず政府指定の教科書を使用し，学生には遊び休息する時間および遊ぶ場所とその施設をあたえなければならないというものであった[13)]。実は杭州のすべての私塾改良の活動は，私塾を正規の小学校の基準に基づいてできる限り改良を進め，それにより公立の教育資源の不足を補うことにあった。当局は「児童の机と椅子は，身体の大きさに応じて，高低を分ける」ということまで規定していた。後にはさらに体育・音楽・図画工作科を増やすことを定め，つねに学生の成績を検査していた[14)]。

杭州市政府の官吏が私塾改造への熱意をもっていたのは，義務教育を普及させる過程の中で，私塾を改良することが時間の短縮を勝ち取る方法であったからである。1927年の統計によると，杭州には就学年齢の児童は46443人いて，すでに混み合っている公立と私立の小学校で学んでいる者はそれぞれ6957人と7587人で，私塾で学んでいる者は5646人であり，その他は未就学者であった。したがって私塾を改造して，すぐには廃止しないことは，全面的に義務教育が水準に達する前にあってはすぐれた過渡的方法であった。私塾の先生の月収はおおよそ10元あまりで，私立小学校の教師の平均月収である19.41元よりも低く，しかも市立小学校教

12)「修正浙江省补助县市立联立私立中等以上学校经费暂行规程第一条条文」(『市政月刊』第5巻第10期，1932年）p. 20。

13)「改良私塾计划」(『市政月刊』第1巻第4期，1928年）pp. 6–7。「杭州市各区私塾塾数比较图」(『市政月刊』第3巻第7期，1930年）p. 1。

14)「杭州市改良私塾第一步指导大纲」(『市政月刊』第1巻第10期，1928年）pp. 52–56。「杭州市改良私塾第四步指导大纲」(『市政月刊』第4巻第10期，1931年）p. 11。「杭州市城区塾师讲习会简章」(『市政月刊』第1巻第5/6期，1928年）pp. 39–40。「杭州市私塾教育研究会简章」(『市政月刊』第2巻第12期，1929年）pp. 20–21。

師の平均月収は32.87元あまりで，明らかに私塾の先生より高かったのである[15]。市立小学校の教師は師範学校卒業生が多く，私立小学校の教師資格を有する人は普通の中学を卒業した者が大きな割合を占めていた[16]。市政府は1927・1928・1929・1930と1931年の連続する5年にそれぞれ杭州市第一・第二・第三・第四と第五次の教育計画要綱を制定したが，実質的にこれは五か年計画であり，さらに1931年には「杭州市教育指導計画」を発布している[17]。杭州市が設置された1927年以後，基礎国民教育の建設は驚異的な成績をあげた。1932年に至ると，教育経費は123000余元から371000余元まで増加し，市立学校は42か所から78か所に増加，教職員も212人から457人まで増加し，学生は5444人から13087人まで増加した。その間，市の教育経費は杭州全市の税収の三分の一を占め，明らかに税収増加の速度を超えていた。しかしこの時に私立小学校で学ぶ学生はなお二万人以上おり，公立教育はその規模において需要を満足させることはできなかったが，その発展速度は確かに驚異的であった[18]。

前掲のいくつかの資料から，我々は杭州市政府と民衆が，蔡元培先生の主張した地方が基礎教育を自営するという枠組みの中で，まじめにコツコツとおこない，顕著な成功を得たことを確認できる。市政府は教育事業を総括した時に以下の何点かの長所があったと考えた。郷村と町の市立小学校に同一の予算基準を実行したこと，市立小学校の教師に「年功による昇給」を行い彼らが安心して教育できるよう励ましたこと，私立小学校の経営を監督指導すると同時に経費が不足するものには財政補助をあたえたことなどであり[19]，私立小学校に対するこのような支援は，私塾の改良と同じく，すべて一時の過渡的方法であった。授業料の低廉な市立の小学校と中学校は一貫して義務教育普及の中核であり主流であった[20]。これは前述の5年の計画要綱と指導方式の中にはっきりと見ることができ，政府の教育機関と公立学校が教育の設計と発展において指導的，主導的な役割を果たしたことは疑う余地がない。これらの資料は我々に当時の教育機関が何をしていたか，我々が今日国民教育を認識する際に一体何に注意を払うべきなのかということに対して一定の示唆をあたえている。

(1) 教育はスローガンを叫ぶのではなく，細部に気を配ることである。杭州市設置後の最初の数年の基礎教育事業は相対的に経済条件が良好な状況下で進行していた。市政府教育科の仕

15）趙晨「杭州市改良私塾的经过」(『市政月刊』第2巻第10期，1929年）pp. 11–30。「杭州市私立小学教师月薪统计表」，「杭州市市立小学教师月薪统计表」(『市政月刊』第3巻第4期，1930年）p. 10。

16）「杭州市私立小学教师资格百分比较表」(『市政月刊』第2巻第7期，1929年）p. 41。「杭州市市立小学教师资格百分比较图」(『市政月刊』第3巻第6期，1930年）p. 1。

17）前掲の四つの文献および「輔導方案」は『市政月刊』第4巻第6期（1931年）のpp. 18–31に見える。「第五歩教育計画綱要」は『市政月刊』第4巻第10期（1931年）のpp. 5–9に見える。

18）純人「杭州市的小学教育今后应改进的几点」(『市政月刊』第5巻第4期，1932年）pp. 1–3。

19）「杭州市普及义务教育计划纲要」(『市政月刊』第4巻第7期，1931年）pp. 12–24。

20）「杭州市市立小学征收学生费用暂行规程」(『市政月刊』第4巻第9期，1931年）pp. 12–13。「貧しい学生は市立中小学生無料規定の定めにより学費および雑費を無料とした。」

事はかなり系統だった全面的なものであり，その経費も増加し続け，市立学校の数も大いに増加した。教育科の仕事の顕著な特徴は緻密で行き届いた仕事を通して一つ一つの目標を着実に行っており，大げさなやり方がほとんど見られないことであった。たとえば私塾の改良を進めていた時，教師は講習に参加できるだけでなく，もし成績優秀であれば生活費の援助を与えられ教育研修会に入ることができた。私塾の改造を取り仕切った趙晨先生は彼の詳細な報告の中からはその非常に着実で丹念な仕事ぶりが伝わってきて，驚き感心させられる。最初は現状の把握である。彼は過去の私塾改良の失敗の原因をあるいは目標が低すぎたこと（例えば簡易の識字教室に改めるような）や，もしくは目標が高すぎたこと（例えば一クラスの小学校に改めるような）にあったと指摘している。次にすべての私塾に自ら赴いて状況を調査している。事前に計画と設計図を知らせる表を作成し，忍耐強く塾の先生を改革に参加するように説得し，懸念と抵抗感を取り除いた。もし調査に行った幹部が罵倒や無理解で迎えられた際にも，温和な態度でコミュニケーションをとり，さらに資料と新教科書を置いて行き塾の先生に閲読させ，次の訪問時間を約束するようにした。事業全体の緻密さは至る所に現れており，たとえばいやがる父母に新しい教科書の購入をどのように説得するのか，ということについて４つの方法を示している。また塾の先生が講習を受ける際には，彼らにより便利で生活に影響せずに授業ができるように，教育科は彼らの住所の遠近にもとづき三つの授業時間を設定した。改革を完成して審査を通過した私塾に対しては，教育の各項目の細則を定め，塾の先生が必携すべき多種の字典と教科書を指定した。

⑵　学校教育と工農教育の需要を緊密に結びつける。当時の教育当局の通常のきまりでとりわけ力を集中して進めていた事業は工農教育であり，大きな教育構想としては市立学校と工農教育機構を統合することであった。これは我々の長期にわたって行ってきたやり方と大きく異なっており，今日から見ても新しい意義に富んでいる。このような構想と実践の大きな長所は工農教育が一貫して普通の正規学校の教育事業と併存し，社会と教育機関に重視され，口先だけでなく，形式に流れるのでもなく，運動で採られるやり方のような短期突撃にとどまるものでもなかったことである。「教育指導方針」の四大原則の一つは市立学校の力で工農教育（当時の慣習的な術語では「民衆教育」）を促進することであった。市の教育科は適切に着実に改善しなければならない「社会教育」の各事項を次のように提起した。民衆教育館の設備を完成させて教学に必要な実験器具を購入して提供する。工農教育機構に協力し政府各部門と密に連絡をとり，直ちに発生した問題を解決する。困窮により退学している工農学生の救済に努力し，あわせて識字運動の中でさらに多くの生徒募集を押し広める。各地の芝居小屋の講談師を積極的に動員して研修し，彼らのために学習クラスをつくり，識字運動の宣伝に参加してもらう。市立小学校にも「問字所（文字問い合わせ所）」を設立し，平民学校を開催し，就学できない貧しい人々に文字を識る機会をつくり，さらに通俗図書館を増やして民衆の閲読に便宜を図る。もし市立小学校の先生の能力が不足していれば，教育機関の職員も工農教育を推進する

各事業に加わってもらう。当然ながら我々は教育科も表だって映画演劇と図書の審査委員会を設立し，「淫らな行為や犯罪をあおる」演目や書籍・雑誌が広まるのを防止していたことも知っている。『市政周刊』には工農教育の拡大に関係する資料が非常に豊富で，その中には各種の職業訓練学校と予備学校の規約や規則も含まれ，その量は我々がここで論じた5か年の発展計画をはるかに超えていた。

⑶　郷村学校への支援は役目の境界を逸脱してはならない。学校は農村においては学校であるだけでなく，文化と科学技術の中心でもある。「教育指導方針」のもう一つ別の原則は「郷区教育には特に注意し全市の教育のすみずみまで発展することを期す」ことであった。当時積極的に図書と実験設備の欠乏を改善する方法としては各学校共用の巡回図書館と中央実験室を建てることであり，ほかにも教育科は責任を持って衛生科と協力して学校に医療と防疫を充実させる作業をおこない，医師を招聘して学校の衛生指導員を担当させた。郷村教育改善問題において，前述の発展計画は特に「郷村教育の成果をあげようと望むなら，必ず同時に農民のために実利をはかり，農事の改善を助け，生産を増加させて，初めて共同作業は成功する」と強調し，実践のなかで一歩一歩経験から模索し推し進めることを望んでいた。市政府の教育事業における考えはとても活発で，たとえば郷村実験小学校を建設して農村の学校設立の経験をあれこれと模索した。ほかにも興味深い事例は，学者を招待して小学校教師に夏期講習を催したりして，教師の仕事が必要とする知識，例えば「注音符号，応用科学，医薬常識，党義，合作などの，実用に適うようにしなければならない」科目に対応して知識と視野を広げた。

⑷　私立学校に対しては監督指導を強化するだけでなく，適切な援助をしなければならない。市政府から言えば，私立学校はすべて教育当局の監督指導下にある。そのため「登録しない私立学校を取り締まる」のは教育部門の責任の一つであり，このような学校は「詳細に視察し，厳しく取り締まる」必要があった。しかしきちんと経営している私立学校には，市政府は激励と補助金をあたえ，「本政府の私立学校補助の暫定規定によりこれを補助する」のであった。とりわけ取り上げるに値するのは，当時設立された児童図書館が実はもっぱら私立小学校の図書不足の問題を助けるためのものであり，そこの児童のためになおいっそう豊富で適当な読み物を提供したことである。当然長期的なプランのなかで，政府の考えは大変はっきりしていた。私塾と私立小学校は最後には公立学校に取って代わられるが，しかし「市の小学校がいまだ十分に教育を普及するところまで拡充できていない時にあっては，私立小学校の存在は必要があった」のである。

三　余論

杭州研究の興味深い課題は，民国期のこの都市の発展が全国でどのような相対的位置にあったかを研究することであろう。たとえば我々がここで論じた国民教育の問題である。言い換えれば，これは一種の比較研究である。国民の義務教育を例とすると，当時，全国各都市がこの

方面の計画を持ち実施していた。西部と北方の都市や地区と比較すると，杭州の経済・文化と行政管理のレベルがどのように突出した特徴と長所をもっていたのか，なぜそのような特徴と長所をもったのか，国民教育という事例においてこの特徴と長所はどのような現れ方をしたのか，歴史学者が関心を持ち深く探求するに値する課題である。

私はここでそのような比較研究を展開しようと試みているわけではない。しかし1930年の『済南市政月刊』で発表された一篇の文章は取り上げるに値する。義務教育の普及はその年の４月の第二次全国教育会議が提出した計画から始まった。この文章において，作者が初めから強調したのは，動乱の政局が教育改革に与えるマイナスの影響であり，1930年は蔣馮閻大戦【いわゆる中原大戦】後で，もともと省政府が済南市に義務教育の実験に用いるために支払うことを承諾した20万元の経費はずっと執行されなかったのである。戦争が終結した後，済南は義務教育を実施したが，宣伝とその他各種の準備作業のほか，かなり差し迫った任務としては経費を調達することがあった。作者は，省政府の割当金がもし困難のために結局支払われなかったら，地方の人民がみずから義務教育の費用を負担するしかないと指摘している。財政的困難が引き起こした困難には学校設立の要求を満たす560教室が建設できなかったことも含まれており，そのため以下のような方法を採るしかなかった。廟や寺と道観を利用し，個人による家屋の寄贈や校舎建設費用の寄付を奨励し，政府の統一デザインを採用し経済的で丈夫な校舎を建造したのである。山東省では義務教育への重視と熱意は決して浙江省と杭州市に劣るものではなく，その上大きな特色ある方法がとられた。たとえば各地の省立の郷村師範学校と済南および各県の教育当局が密接な協力をすすめ，各地の義務教育実験区を計画し設立していった[21)]。杭州と済南の民国期の義務教育を比較する研究は大変すぐれた発想であり，それは中央政府による経費への支援がなく，全国的な厳格に統一された質・量の基準がないという条件下において，国民教育の建設と発展が全国的かつ必然的に遭遇する重大な困難をはっきりと示すことになるであろう。

蔡元培でも陶行知でも，他の民国期の重要な教育家であっても，みな国民教育の普及が中国社会の近代化の鍵となる意義を有していることを理解していた。しかし蔡元培が民国初年に提出し，その後も堅持し続けた，誤った「最上層教育の計画（頂層設計・戦略的最高計画）」は，基礎的国民教育の任務を地方社会と地方政府にまかせるものであった。このような「最上層教育の計画」は領土が広大で，各地の経済・文化と政治の発展がきわめて不均等である中国において，はたして適合していたのか，歴史はすでに回答を出している。浙江財閥の代表的人物の一人である蔡元培の考え方は大部分で杭州と浙江には適合していた。しかし中国の他のいくつかの地区で適合したであろうか。どのようにすれば広大な郷村と相対的に発展の遅れた地区で

21）張鴻漸「済南市実施义务教育之商榷」（『済南市政月刊』第３巻第２期，1930年）pp. 1-6。「山东省政府教育厅训令」（『山东教育行政周刊』第123期，1931年）pp. 5-6。

質量ともに優れた高度で均等な小・中学校の教育を建設できるかという事業は，辛亥革命後の中国社会が直面しなければならなかった巨大な挑戦であった。民国期の杭州の経験は深い印象を残したが，しかしこのような成功の模範例をもし経済と文化が全体のなかでもさらに遅れた地方に押し広めようとしたら，おそらく中央政府の強力な介入を必要とし，挙国体制を必要とし，地方社会と地方政府の力にたよるだけにはとどまらなかったであろう。

教育の均等な発展には国家的な社会の団結力が極めて重要である。

内藤湖南と朝鮮

山　田　伸　吾

はじめに

内藤湖南（1866～1934）は，1907年（明治40年）５月に42歳で京都大学文科大学史学科の講師となり，翌々年（1909年）９月に正式に教授に就任し，東洋史の第一講座を担当することになるのだが，それまでは『明教新誌』，『萬報一覧』，『大同新報』，『三河新聞』，『日本人』，『亜細亜』，『大阪朝日新聞』，『台湾日報』，『萬朝報』などの雑誌や新聞の記者及び編集者として所謂操觚界，ジャーナリズムの世界に身を置いてきた。湖南が操觚者として生きた時期には，日本自身が当事者となる日清・日露という二つの戦争があり，この戦争報道を通じて日本の新聞・雑誌が飛躍的に発行部数を伸ばし読者を拡大させていった時代であった。明治維新以降日本は富国強兵，殖産興業に努めてきたわけだが，この二つの戦争は日本をアジアの強国に押し上げ，戦争の成果として台湾を領有し（1895年下関条約），韓国併合（1910年）への道を開くことになった。まさしく東アジアにおける日本の帝国主義的発展の端緒を形成した時代であり，満州事変，日中戦争，太平洋戦争へという日本の軍国主義的膨脹の出発点をなした時期であった。

このような「近代」日本の動乱の幕開きともいうべき時代にジャーナリストとして生きた湖南にとっては，ある意味では必然的であったといわねばならないが，二つの戦争及び台湾領有，朝鮮の保護国化或いは併合という歴史状況に正面から向き合わざるを得なかったのである。台湾領有については僅か一年余りでしかなかったが1897年４月から台北の『台湾日報』の主筆として赴任，この新聞に台湾統治について幾篇もの時事的論説を展開している。朝鮮問題については，まさしく日清戦争の開始された時期に書かれたものから，所謂「三・一運動」直後に書かれたものまで二十数篇の時事論（その大部分は『大阪朝日新聞』に掲載されている）があり，また併合後には朝鮮の開闢伝説や事実的開国に関する歴史論文も書かれている。

こうした台湾領有や朝鮮問題についての湖南の論考は，戦後「帝国主義者」「アジア侵略に加担した学者」「植民地主義者」等という批判に曝されることになる。こうした批判は，無論「戦後的価値観」（民主主義，平和主義，人権思想など）に立脚した，戦前のジャーナリストや学者，思想家などに対する批判視座として極めて自然なものではある。とりわけ戦後の「新しい日本」の出発点を確認するという意味においてそれなりの有効性を発揮したように思われる。しかし，このような「戦後的価値観」からするレッテル貼りは如何に鋭い批判であろうと

も，批判対象を正確に捉える，理解するということではなく，単に自己の立脚する価値を確認しているにすぎないといえる。戦前の学者，思想家達の「時代的な存在被拘束性」を指摘していると思われるこうした批判は，「戦後的価値」自体の「時代的拘束性」についての言及（批判者自らも「戦後的価値」なるものに拘束されており，それを自覚することは至難の業であるという認識）がない限り公平な批判とはいえないだろう。

とりわけ湖南に関して言えば，先に述べたような「戦後的価値観」によって切り刻むことは，湖南の骨格ともいえる思想の本質部分を余りに容易に切り捨てて了いかねず，湖南を湖南たらしめている本質部分をすくい取ることを不能にしてしまうだろう。勿論，戦後に生を受け，戦後的価値の中で生きてきた私たちにとって，「戦後的価値」から自由になることができるわけではないが，この「戦後的価値」というものも，実のところ戦前の日本のあり方を「帝国主義」「植民地主義」「侵略主義」というレッテルを貼ることで切り捨てていくような思考に限定されるわけではなく，戦前がこうしたレッテルに限定されない歴史空間や思考空間の広がりもあったのと同じように，戦後世界も単に「民主主義」「平和主義」「人権思想」などという言葉だけでは覆えないような広がりを持った歴史空間であることも，また確かなことである。ここでは，できうる限り「植民地主義者」「帝国主義者」なるレッテルから離れて湖南の朝鮮論を精確な図柄として描き出し，それを通じて湖南の現代的意味について再考していくことが課題である。

一　湖南の朝鮮に関する時事論の展開，その１（日露戦争まで）

湖南の時事的朝鮮論は，まさしく日清戦争開始の時点で書かれた「朝鮮の経営」から，日韓併合直後の「朝鮮の将来」，そして所謂「三・一事件」後に書かれた「朝鮮統治の方針」に至るまで二十数篇[1)]あるが，内容的に区分すれば，日清戦争から日露戦争前までのものと，日露戦争後から「併合」及び「三・一事件」後のものまで大きく二つに分けることができる。

まず，日清戦争開始から日露戦争前までの湖南の朝鮮論の特徴は，基本的には国としての韓国を存続することを通して日本の利権の維持を目的としている点であろう。「朝鮮の経営」で

1）「朝鮮の経営」は1894年（明治27年）８月25日発行の『二十六世紀』に掲載されたもので，同じ号に「三」で引用されている「所謂日本の天職(上)」も掲載されている。次に書かれたのは「韓国に対する手段」で，これは『萬朝報』の「1899年（明治32年）６月16日」号に載せられている。いずれも『内藤湖南全集』の「著作目録」にはあるものの収録されてはいない。その後「漢城営口間の鉄道敷設権を獲得すべし」（1900年８月17日）から日清戦争前に書かれた「韓国両問題の善後」（1903年２月26日）まで15編が『大阪朝日新聞』に掲載され，総て『全集』に収録されている。その後日露戦争時期に書かれた「日韓新議定書」（1904年２月28日）から日韓併合後に書かれた「朝鮮の将来」（1910年９月１・２・３・４日）まで７編余りがやはり『大阪朝日新聞』に掲載され，『全集』にも収録されている。ただ，朝鮮時事論の最後となる「朝鮮統治の方針」（1920年１月１・４・５日，『大阪朝日新聞』）は「著作目録」にはあるが，『全集』には収録されていない。

は，朝鮮を根拠地とすれば清との戦いで「後顧の憂い」はなくなり，「朝鮮の経営，果たして遺算なくば，一軍を留めて義州を警衛し，而して鴨緑江の南，民皆堵を安ずることを得，而して隣邦扶植の目的已に大半を成し，東洋の経綸の事業，亦其の緒に就ける也」[2]と述べ，「韓廷の改革」（近代的な国家の形成）を実行することを提言している。朝鮮の状況を，日本の維新の時に比べて百倍の難しさがある事を前提としながらも，「朝鮮貧弱と雖も，我之を遇するに儼然たる一独立国を以てす。人の社稷を存する，義之より高きは莫く，名之より美るはなく……」と述べ，朝鮮を独立国家として維持することこそが日本の課題であるとしている。無論，この場合の「独立」とは，宗主国の清から独立して日本の保護国として存続させると言うことであるが。

ところがこのほぼ五年後に書かれた「韓国に対する手段」[3]では，韓国は，以前より悪化した状況にあり，日本の支えなしには国として存続できないような状態に至っており，こうなった責任はすべて日本にあると日本の当局者を鋭く批判し，韓国の国としての蘇生を当面の課題として提示している。こうした言辞から分かることは，先の論文での「我之を遇するに儼然たる一独立国家を以てす」が決して社交辞令ではなく，湖南が当時，韓国を独立国家として存続させることに日本の権益を維持する最良の方策を読み取っていたということである。勿論，韓国の「近代国民国家」としての独立を想定したわけではない。そうはなり得ないだろうとした上で，政治的な統治については韓国当局者に預けて，鉄道敷設権などを獲得して実質的な商工業上の権益を拡大し，それを背景にロシアに対抗して満州での勢力拡大を図っていたと言うべきであろう。後の「併合」についても時期尚早という思いを湖南は抱いていたようだが，これも基本的には経済上の損得勘定が働いていたように思われる。保護国として維持することと，領有してしまうこととが経済的な天秤にかけられていたのである。

当時アジア全体が欧米列強の侵略に曝されており，東南アジアでの勢力圏がほぼ確定していた状況のなかで，中国・満州・朝鮮半島が勢力圏が定まらない残された領域であり，欧米列強に加えて日清戦争に勝利した新興国日本もこの分割競争に加わったというのがこの時代の状況であった。日本は，日清戦争勝利の成果として1897年には台湾総督府を設置し台湾の植民地支配をはじめ，残された領域としての朝鮮半島，満州，中国への経済的，政治的な進出を積極化させていたのだが，その最大の障壁として立ちふさがったのが，同様な意図を持ったロシアであり，この当時の湖南の朝鮮論も基本的には対露戦略を前提とした日本の権益擁護・拡大策であった。韓国の独立国家維持策も，恐らくは対露戦略としての効率を想定してのことであったようだ。この「韓国に対する手段」の方針が日露戦争までの湖南の朝鮮論の基本的な図柄で

2）「朝鮮の経営」（1894年・明治27年8月25日『二十六世紀』第七号，『内藤湖南未収録文集』（河合文化教育研究所，2018年：以下『未収録文集』と略す）287頁。

3）「韓国に対する手段」（1899年・明治32年6月16日『萬朝報』，『未収録文集』348頁）。

あった。

ただ，日露戦争までの日本の朝鮮への対応も様々な紆余曲折を経なければならなかった。湖南は韓国，中国との「把持ある信頼」（日本だけを信頼するという関係）[4]の成就を主張していたが，列強は「借款」を餌に朝鮮における鉄道敷設権などの権益を獲得しようと画策をしており，それが韓国政府（「韓廷」）の勢力争いと絡んで複雑な政争の場を形成していくことになる。日本国内でも，韓国を列国の共同管理下に置くという策（伊藤博文などの一派），「北守南進論」（ロシアに対しては「守り」を固め，もっぱら東南アジアへの進出を積極的に推し進めようとする策），「韓満交換論」（韓国に於ける権益を認めさせる代わりに満州でのロシアの権益を認めるという策）などが提起されていたが，湖南はいずれにも反対の立場に立ち，清韓に対する商工業の進出を図り，その力で列国を凌駕していくことが必要で，そのためには鉄道敷設権を獲得し，更に日本通貨を韓国でも通用させていかなければならないのであり，こうした韓国での日本の権益を守るためには，満州を防壁にすべきであるというような主張を展開していた[5]。「韓国両問題の善後」[6]の末尾で「我は宜しく列国の公認せる，韓国に於ける商工業上の地盤鞏固にして，以て半島平和の維持を図るべし」と述べているが，これが日露戦争までの湖南の朝鮮に対する基本的視座であった。この表題の「韓国両問題」とは，京義鉄道敷設権問題と第一銀行券問題であり，いずれも日露の対立から生じた問題であった。「韓廷」では親露派，親日派の争いがあり，他の列強も介入して，商工業上では大きな勢力を保持していた日本も，政治，外交的には苦戦を強いられることもあり，湖南はこうした状況下で商工業上の優位性を根拠にしてそれを政治的，外交的優位に転化させるべく論陣を張っていたのである。こうした朝鮮論を前提にすれば，湖南が日露戦争について「主戦論」の立場に立った[7]のは極めて自然

4）「把持ある信頼」は1901年（明治34年）４月15日号の『大阪朝日新聞』に掲載された湖南の論説の表題でもある。「把持」とは，最近ではほとんど使われない言葉だが，辞書的には「独占する」「持ちこたえる」の意味であり，信頼関係を独占するというような意味と思われる。

5）「韓国の列国共同保護に就て」（1901年・明治34年５月２日『大阪朝日新聞』，『全集』第３巻）では，伊藤博文一派の，韓国を列強の共同保護下に置き，日本はもっぱら満州に力を注ぐという政策に対して，日露の勢力均衡のあったところを列強勢力の交雑の地とするものであり，幼稚な外交術で「退一歩の方針」でしかなく，こうした伊藤侯の「退譲主義」「軟弱政策」に負けてはならないと主張している。また，「近日の北守南進論」（同年，10月８日『大阪朝日新聞』，『全集』第３巻）では「韓満交換論」（日本の韓国における権益を認めさせる代わりに，満州でのロシアの権益を承認するという策）及び「北守南進論」（韓国満州については守勢を貫き，東南アジア方面への進出に勢力を注ぐという策）をともに「愚論」として斥け，最早「南進」の余地はなく，満州問題こそ最重要課題としている。

6）「韓国両問題の善後」（1903年・明治36年２月26日『大阪朝日新聞』，『全集』第３巻）。

7）湖南は，日清戦争，日露戦争について基本的には「主戦論」の立場に立って立論していた。いずれの場合も戦後に戦争なかりせば，というような反省をなしているのだが，しかし，戦争という手段そのものについては国益や面目の問題として起こりうるものとして肯定していた。日露戦争については戦局の行く末，戦略的な展望さえ述べており，非戦論に対して「迂謬なる非戦論」（1903年・明治36年９月２・３日『大阪朝日新聞』）で正面切って反論を加え，「民族膨脹の運命，韓国独立扶植の国是は，並びに皆今日の事局をして，久しき以前より已むべからざるものたらしめたれば，世界の大勢が，未だ強国列

なことであった。

二　湖南の朝鮮に関する時事論の展開，その２（日露戦争から日韓併合・三一運動まで）

日露戦争（1904年２月～1905年８月）は戦前の予想を超えた戦費と人的損害があり，表面的には勝利という形になったものの戦費と損害に見合った賠償を獲得できず，湖南をして両国にとって戦争をせずに外交交渉だけで同じ結果を手に入れた方が遙かに効率的であったと慨嘆せしめることになった[8)]のであるが，ただ朝鮮半島に限っていえば，ロシアの勢力を駆逐して韓国の「保護国化」を一段と推し進めることになり，「併合」への道筋が踏み固められたといってよいだろう。以後，「併合」までの湖南の論調は，ある意味では「一直線」と形容できる。ただ，湖南自身は「併合」をもう少し先に想定したようだが[9)]。

日露戦争の結果，日韓の攻守同盟が恒久のものとなったこと，京義鉄道，営義鉄道の敷設も自然な形で行われるようになり，大きく「韓国の富源」の養成が可能になったことなどを湖南は評価し，さらに日本の「法貨」の通用の必要性や韓国の改革には日本人顧問よりも直接日本人を官吏に採用すべきことなどが主張されている[10)]。さらに在韓居留民の成功のあり方を「最も殖民の目的に合せり」[11)]と評価し，こうした主張はそのまま「併合」直後に書かれた「朝鮮の将来」に継承されていく。

湖南は，1905年６月から外務省の委託で満州占領地行政調査のため満州視察をし，翌年１月帰国した。さらに1906年７月から外務省に委託を受け大阪朝日新聞社を退社して間島問題調査のため韓国，満州の視察に向かい，11月帰国した。その後この旅行談や間島問題につい

峙，封疆相限るの現状を撤せざる間は，奈何ともすべからざるの事に属し，又此の一旦の惨害によりて，東亜大陸，幾億の生民をして，残亡の禍より脱することを得しめんには，忍で一戦に出づるも亦已むべからざる者あらん。」と述べている。

８）湖南は「満州の未了問題」（1906年・明治39年３月５・６・７日『大阪朝日新聞』，『全集』第４巻）において「若し此の如き結果にして当初より両国（日本とロシア）特に露国の省悟せる所たり，而して加ふるに我が邦に於て露国の若き怖るべき野心を包蔵せしめ，両国が費したる努力を以て，相合同して之を抵抗力薄き他の方面へ用ひしめんには，半歳を過ぎずして，亜細亜大陸の征服を見たらんも知るべからず」と述べ，日露が戦争に費やしたエネルギーを共同して別の方面に費やせばより大きな成果を上げることができたはずであると反省の念を洩らしている。

９）湖南は「三・一事件」後に書かれた「朝鮮統治の方針（上・中・下）」（1920年・大正９年１月１・４・５日『大阪朝日新聞』，『未収録文集』457頁）で，「吾人は必ずしも桂内閣が当時併合を断行したことを上策であると思はなかつた。然し，早晩と云ふことは単に時期の問題であつて，併合することの已むを得ざる事は皆認めて居た」と述べており，「併合」はもう少し先の方がよいという考えを持っていたようである。恐らく韓国に日本の商工業がもう少し浸透してからというような経済的な問題からこう考えていたのだろう。

10）「韓国改革の頭緒」（1904年・明治37年８月30・31日『大阪朝日新聞』，『全集』第４巻）及び「韓国の幣制実行」（1905年・明治38年１月21日，『大阪朝日新聞』，『全集』第４巻）。

11）「居留民団法」（1905年２月26日『大阪朝日新聞』，『全集』第４巻）及び「在韓官民の関係」（1905年３月２日『大阪朝日新聞』，『全集』第４巻）。

ての論説を発表し，明・清時代の韓国の歴史に若干触れているが，朝鮮問題についての時事的な問題への論及はない[12]。また1907年９月には京大講師となり，1909年９月には正式に教授に就任することになる。「朝鮮の将来」はその後書かれたものである。

さて「朝鮮の将来」[13]では，一般的な殖民地の分析から始まり，朝鮮は，１）資本投下の場ではない（日本には余剰資本がない），２）本国の過剰生産品の輸出場所でもない（朝鮮には購買力がない），３）過剰人口の吐き出し場所でもない（国内の労働力需要が増加している）として，一般的な殖民地の役割は果たせないと見なしていた。そして当面日本の課題として教育を受けた人間の就職口が少ないことを挙げ，朝鮮は「殖民地」というより「殖官地」とすべきことが主張されている。また，朝鮮人民を「下等人民」と位置付け，保護の対象として衛生状態を改良し教育を進め「其の種族を保存する」ことこそ文明国日本の「義理」であるとし，早婚の弊風や衛生状態が改良されれば「日本人より智力の劣つたものと極まるかどうかはまだハッキリ判断できぬ」としながらも，「朝鮮民族といふものは日本に統治される為に総ての周囲の状態が幸福になる訳であるから，其れが為に恩恵を施して心配を増すのは日本である」が，歴史的に見れば日本に帰化して貴族として扱われた朝鮮人もあり，同化の方法さえよければ「努めて同化の方法を取つて，日本人と朝鮮人の区別を堙滅してしまふといふやうなことに力を致す必要がある」と述べている。最後にやや学問的な見地から，朝鮮を日本・中国などの「六七百年若しくは千五六百年も前の状態を現在に於て保持している国」と見なし，その風俗の保存を考慮すべきことに触れている。ただ歴史的にも日本の方が統一国家形成が早く，「魏」の国から直接中国文明を受け取っており，「其時は既に日本の方がえらいのであ」り，「日本が朝鮮の文化のために進歩を来したといふことは，決して断言はできぬ」と中国文化圏の周縁国として歴史的にも日本が朝鮮よりも優位性を維持していたなどというような「差別化」に基づいた濃密な自尊の意識を隠そうとはしていない。

しかし，こうした湖南の発想は，決して特殊なものではなく，ある意味では当時の国民の一般的な心情を代表したものであったといってよい。「併合」直後の新聞紙上に現れた日本人の朝鮮観は，湖南のものと大同小異であったことを確認できる。日韓「同化」論も一般的な風潮

12）間島問題とは，清と韓国の国境確定問題であり，明の時代に遡って文献及び現地査察を行い，その調査報告書を外務省に提出した。『全集』にも「韓満視察旅行日記」（1906年・明治39年７月９日～10月20日，第６巻），「余が観たる韓国」（1907年・明治40年３月15日，『日本及日本人』，第６巻，因みにこれは湖南の現地で経験した朝鮮の舞楽についての紹介であり，後に「朝鮮の音楽」という題で『中外日報』（1910年・明治43年６月25・26・27日）に再録されることになる），「韓国東北疆界攷略」（1907年，第６巻），「北韓吉林旅行日記」（1908年・明治41年８月４日～10月11日，第６巻），「間島吉林旅行談」（1908年11月３日～12月６日，『大阪朝日新聞』，第６巻），「間島問題私見」（1909年・明治42年２月，第６巻），「間島問題協定案私議」（1909年２月，第６巻）が掲載されている。この間島問題については『内藤湖南の国境領土論再考』（名和悦子著，2012年12月７日，汲古書院）が詳しい。

13）「朝鮮の将来」（1910年・明治43年９月１・２・３・４日『大阪朝日新聞』，『全集』第４巻）。

であったようだ[14]。湖南の「殖民地」論としての特徴といえば,「殖官地」とすべきという提案であろうが，これも「現実」の追認にすぎなかったとも言えよう。この「朝鮮の将来」は,「併合」前後の新聞紙上に現れた様々な「併合」に関する論点を網羅した上で若干の湖南の見識を加えたものであったようだが，湖南らしさを挙げるとすれば，朝鮮社会が「中世日本社会」を維持していることや古代においても「日本の方がえらい」というような歴史的認定であろう。こうした歴史的見識は，後の『日本文化史研究』[15]に集約されていく。

14）例えば『東京朝日新聞』の1910年８月24日号では,「合併と世論」という記事を掲載し，そこでは６人の識者の合併に対する談話が紹介されている。長谷場純孝（衆議院議長）「今日韓国を我に併合せるを得たるは我邦永遠の禍根を断絶し且東洋の平和を確保するものと云ふべし」，竹越与三郎（政治家，日本史家）「韓国は恰も熟したる柿の如く日本は何時にても其の落ち来るを待ち得るの地位にあるに今や敢て合邦を決行す。予は到底賛成を表する能はず」，堀田正養子爵（貴族院議員）「此際吾人は韓国皇帝に対する処置及び韓国民に対する態度の就ては最も慎重なる注意を要す。然し韓国民をして速かに忠実なる国民たらしめん事を乞ふ」，内田良平（政治家，黒竜会,「日韓合邦」運動の推進者）「韓国合併の断行は兎に角我が対韓政策上の大段落を告ぐるものなれば予等国民たるもの大白を泛べて祝すべきなり，……如何にせば最も速かに同化し得べきやは大に講究せざるあからざるが彼の陰謀術策に長じ妄佞度し難きは彼等中の一小部分に過ぎず一般の農民に至りては醇朴にして個人的には互に信義を有し実に治め易き民なり」，加藤増雄（？）「今日始めて合邦を解決せるが如きは寧ろ其時期の遅かりしを憾みとするものなるも幸ひに解決せられたる以上は将来の統治を如何にすべきかは更に一層重大の問題なりとす」，秋元興朝子爵（外交官）「元より日韓合併の実現当路者の功は没すべからずと雖も何も現当路者に非ざれば出来ぬ事と云ふには非ず，時勢を以てすれば何人の手に頼りても出来る事なり」など，その主張する力点は異なってはいるが,「併合」そのものへの反撥はない。むしろ自然な流れとしてこの事態が受け入れられている。

また，同紙の「四面」には，林董伯爵（外務官僚）の「日韓合邦は予の素論と言はんより寧ろ日韓関係上避く可からざる運命なり……維新以来外交上の二大問題は条約改正と日韓の関係なり而して他の外交問題に就ては朝野の議論一定せざりしに拘はらず此二問題に就ての議論は官も一致民も一致にて一人も条約改正に異議を唱ふるもの無く一人も韓国合併に反対を唱ふるもの無く挙国一致……」という「合併評」と，犬養毅の「産業開発を先にせよ……韓国の如きは先ず殖産工業の開発を計るを以て急務とせざるべからず……」という「合併後の要務」についての談話，さらに松田正久（衆議院議員）の「既に合併断行後の我国の責任は重且大也，即ち我国官民当然の責務は一視同仁能く韓民を指導啓発し文明の余沢を享有せしむるにあり，之を継子扱ひにするが如きは断じて之を避けざるべからず……」という談話が掲載されている。

さらに同紙の「五面」には海老名弾正（牧師，教育者，徳富蘇峰らと明治９年に熊本バンドをつくった）の「朝鮮人は日本に同化し得る乎」という談話が載せられ，人種的には似ており，性格も潔癖で，言語や文章も類似しており「韓民同化の問題は日本の覚悟一つにある」と述べられている。

15）『日本文化史研究』（1930年・昭和５年12月，弘文堂）には,「弘法大師の文芸」（1912年・明治45年６月）を除けば，1919年（大正８年）から1930年（昭和５年）までに書かれた日本史に関する論考が収められている。「応仁の乱以降近世・近代論」及び「日本文化の独立」など湖南の日本史に関する中心的な考え方が展開されているが，これらは朝鮮の開国伝説や歴史的な開国を扱った「日韓の開闢説」（1911年・明治44年３月６・７・８・９日『大阪朝日新聞』,『全集』第６巻),「朝鮮攻守の形勢」（1911年８月９日,『朝日講演集』,『全集』第９巻),「朝鮮の開国」（1918年・大正７年10月，満鉄講演会,『未収録文集』698頁）を踏まえた形で書かれている。東アジアの中国文化圏の中での朝鮮と日本の歴史的岐路という問題意識から「日本文化の独立」が発想されたと思われる。

湖南の最後の朝鮮に関する時事論は「朝鮮統治の方針（上・中・下）」[16]であり，これは1919年３月１日にソウルで生じた反日運動以後の朝鮮統治についての総督府の政策に対して苦言を呈したものである。「三・一運動」の結果，総督府の政策が「武断政治」から「文化政治」へと変換したといわれている[17]が，湖南は必ずしもこうした政策変換に賛同していたわけではなかったようで，「三・一運動」を「陰謀事件」と捉え，こうした殖民地統治における叛乱は起きても当然のことで，これによって「併合」当時の方針を変えてはならず，朝鮮の独立自治を認めることは併合の精神に反すると主張している。ここでの「併合の精神」とは，「併合」が日本にとっては「自衛」のためだが，一面では朝鮮国民多数の救済になる，というものであり，一旦「併合」を決定した以上この精神を貫くことが日本の責任であることが強調されている。植民地統治＝民族抑圧と見なす論者にとっては過激な「植民地主義」ともいえるのであるが，湖南は，一方では「両班」の猟官心へ配慮する必要を述べ，行政と司法が分離した現在の官制の中では，朝鮮人を官吏として採用しても大きな弊害は生じないこと，また日本の教育方針をそのまま朝鮮に適用することの非を述べ，朝鮮の内情に見合った方針を採るべきことを提案している。

三　湖南の「朝鮮論」をどう考えるか

これまでたどってきた「時事論」に表れた湖南の朝鮮統治論は，朝鮮人を「下等人民」と「差別化」したり，政策的にも殖民地を肯定し，殖民地を維持発展させていこうとするものであり，排日運動である「三・一運動」への同情は全くなく，むしろ徹底的な弾圧を以て望むような姿勢を貫いており，確かに「殖民地主義」の如きレッテルを貼るに相応しいあり方である。しかし，湖南が「殖民地主義」であったとすれば，この時代のジャーナリスト達だけではなく，朝鮮統治に言及した学者や思想家なども含めて総てが「殖民地主義」の範疇に入ってしまうはずであり，この当時の新聞・雑誌の論調は総て「殖民地主義」で覆われていたとさえいってよい。朝鮮の保護国化の進行，さらに「殖民地」として領有していくという現実の過程は，日本「国家」の自然な発展過程として新しい「国民」には歓迎されていたようで，こうした「国民」の動向をリードするというよりもそれの乗っかる形で言論活動もなされていたよう

16)「朝鮮統治の方針（上・中・下）」(1920年・大正９年１月１・４・５日『大阪朝日新聞』,『未収録文集』457頁)。

17)「三・一運動」とは，1919年（大正８年）１月に韓国皇帝高宗の死亡をきっかけに反日運動が高まり，ソウルのパゴタ公園で独立宣言書が朗読され集まっていた民衆が「独立万歳」を叫んでデモ行進を敢行したという事件であり，この運動は朝鮮各地に拡大することとなった。朝鮮総督府は徹底的な弾圧で臨み翌年の５月以降には下火となったが，総督府はこの事件を契機に，総督武官制を廃止し，憲兵警察制度を普通警察制度へ転換した。新総督斉藤実は新しい施政方針を訓示し，反日運動を誘発しないような融和政策を説き，この政策変更を一般的には「武断政治」から「文化政治」へという流れで位置付けられている。

で，政府・反政府を問わずジャーナリズム全体がこのような自然なナショナリズムの展開・発展に身を添わせる，あるいは同調していたのである。

湖南も，勿論その例外ではなかった。というより湖南は既に「日本の文明，日本の趣味，之を天下に風靡し，之を坤輿に光被する」ことを「日本の天職」と見なすというような論説[18]を展開しており，湖南なりのナショナリズムの実践形態を提示していた。「台湾領有」も「日韓併合」も「日本の文明」を「坤輿に光被する」ための前提と見なされていたのかも知れない。その意味では，湖南は明治期ナショナリズムに身を添わせる，同調していたという以上に，より積極的にそれを「先導」しようとしていたともいえる。

いずれにしろ湖南を含めてジャーナリズムの世界では，「台湾領有」も「日韓併合」も日本国家の新しい展開として，若干の危惧を含みつつも積極的肯定の議論が多数を占めていたようで，「植民地主義」という批判も，歴史状況の規定としては意味があるとしても個々の思想にこのレッテルを貼ることは無意味としか思えない。「はじめに」でも触れたように「植民地主義」云々は，基本的には個々人の思想・思考の「時代的な存在被拘束性」に関わる問題に他ならず，文化・言語・風俗とも絡んだ重い課題であり，ここで論及することはできない。ここで問題としたいのは，同じく「殖民地主義」と一括りにされるこの時代の朝鮮統治に係わる様々な論説をどう差異化できるかということであり，具体的にいえば湖南の朝鮮統治論の固有性をどう把握できるのかということである。例えば「日韓併合」後に出版された雑誌『太陽』（第16巻，第13号）には，「併合後の朝鮮統治問題」という表題で，林董伯爵（外務官僚），竹越与三郎（政治家，日本史家），目賀田種太郎男爵（財務官僚，韓国政府財政顧問），松田正久（衆議院議員），大石正巳（政治家，農商務相），鶴原定吉（官僚，企業家，総督府総務長官）など９人の談話が掲載されている[19]が，それぞれをどう差異化できるのか，湖南と比較した場合どのような相違を見いだすことができるのか等という課題が浮かび上がってくる。

---

18)「所謂日本の天職(上)」(1894年・明治27年８月25日『二十六世紀』７，『全集』第２巻)。この論考は「朝鮮の経営」が掲載された雑誌の同じ号に載せられている。最初は（上・下）の予定であったが，どういう事情か（上）が書かれただけであった。ただ，この続稿ともいえる「日本の天職と学者」(1894年11月９・10日『大阪朝日新聞』，『全集』第１巻）がある。この論考では，日本は「稚弱民族」とは異なり文明の消化力が旺盛で「宋明の開化を咀嚼」し，さらに欧米の文化も巧みに取り入れようとしており，「文明の中心」は今や日本に移っているのであり，日本は「新文明中心の先声たる大学者」を生み出す必要がある，というような内容が展開されている。

19)『太陽』は，1895年（明治28年）に創刊された日本最初の総合雑誌であり，高山樗牛らを主幹として1928年（昭和３年）まで続いた。この『太陽』の1910年（明治43年）の「第16巻第11号」から「第16巻第13号」(10月１日発行）までの日韓併合後に出されたものの中では，他に山路愛山「韓国の政党及其領袖」，幣原坦「日韓関係の沿革」，加藤増雄「韓国の両班」，望月龍太郎「韓国の政党及其領袖」，濁水鳴蛙「寺内統監着任後の京城」，浅田江村「明治初年以来の日韓関係」，横山又次郎（理学博士）「地質学上より観たる韓国」，坪谷水哉「北韓巡航記」，浮田和民（法学博士）「韓国併合の効果如何」，本多精一「朝鮮の関税」，山口正一郎「社会問題より観たる殖民政策」，永井柳太郎「満韓集中論」などの論考が掲載されている。

ここでは詳述できないが，湖南の特質は，やはり朝鮮を捉える歴史的思考に認められる。「朝鮮の開国」[20]で展開される中国文化圏としての東アジア諸国の「開国」の問題，そして『日本文化史研究』に連なる歴史研究の中に，湖南が朝鮮の歴史を軽んずる理由，さらに「日韓併合」にいたる歴史的な根拠などが述べられ，そこに湖南の朝鮮論の到達点を見いだすことができるが，それは次稿に預けなければならない。

20)「朝鮮の開国」(1918年・大正７年10月，満鉄講演会，『未収録文集』698頁）は，古代における朝鮮の開国（中国文化の刺激で国の意識を形成し，事実的な初期国家の形成したこと）について中国及び韓国の史書を中心として検討したもので，朝鮮の古代史の研究は東アジア諸国の古代史研究のモデルケースであるとして，日本の建国の歴史も朝鮮史と近似しているとしている。ただ「朝鮮と日本と幾らか違ふのは，日本の土地と云ふものは袋町であります。朝鮮の土地と云ふものは通り抜の土地であります。それだけが余程の違ひで，支那文化が段々四方に向つて流れゆく。池に石を抛り込んで波が八方に拡つて行く。朝鮮と云ふ国は，単に土地が波の通るまでで，通り抜けであります。日本だけは袋町で，日本より先へ文化の行き所が無いのであります。それが余程状態を異にして居る所であります。日本まで行けば行き詰まりでありますから，其処で必ず反動が起る。」と述べ，韓国が自分の国の文化を独立した文化として作り上げて行けない「統治の自制もなく，絶対服従しなければならぬと云ふ，歴史的の天然の約束を有つて居る地勢であります」というような日韓の地勢上の相違による文化の違いについても述べている。

［論考］

谷川共同体論と家族・宗族

小　林　義　廣

はじめに

2013年６月７日，谷川道雄氏は87年の生涯を閉じた。その当日，私の手元に発刊されたばかりの『内藤湖南とアジア認識――日本近代思想史から見る』（勉誠出版）が贈られてきた。折角の好意に対して，礼状を書く意味もあって，該書を繙閲し始めると，編者の一人，黒川みどり氏による巻頭論文の，驚倒に値する言辞が突然に目に飛び込んできた。そこには，「『心情に沿って読む』ことを銘打つものなど研究に値しない作品群が多く」と記されていたのである（３頁）。この挑戦的で批判的言辞は，谷川氏が晩年に心血を注がれた研究会の一つの，「内藤湖南研究会」が最初に世に問うた『内藤湖南の世界――アジア再生の思想』（河合文化教育研究所，2001年）に載る，谷川論文「戦後の内藤湖南批判について」の言及（384頁）を言挙げしたものであり，それを代表例として，黒川氏のいう「近代日本思想史」の立場から，今日の内藤湖南研究の現状を断罪したのであった。

谷川氏は，同書の別の箇所で，戦後の内藤湖南に対する否定的な論調を捉えて，何よりも湖南の思想の全体像を解明するためには，ともかく「先入観を捨てて湖南の中国論の真意をありのままに汲み取る必要がある」とも述べ（７頁），黒川氏が引用した箇所と同趣旨の意見を表明している。こうした谷川氏の意見表明は，まずは先入観無しに研究対象を理解しようとするという，いわば研究姿勢としては至極まともな態度を示しているに過ぎない。そのためもあってか，黒川氏の殊更の言挙げは，どちらかというと，曲解の極致ともいうべき印象を読者に与えるのである。当時，私個人としては，「よりによっても，このような日に」という感想を懐いたのであり，その後数年も経過した現在でも，昨日のように苦い記憶として蘇ってくる[1)]。

谷川氏の所説は，生前から多くの議論を巻き起こした。とくに1960年代に「豪族共同体論」

１）黒川氏らの「心情に沿って読む」ことを拒絶した姿勢が，かえって内藤湖南の文章の不正確な読解に基づく立論となり，無惨な結果となったことは，『内藤湖南とアジア認識』に対する山田伸吾氏の書評に遺憾なく指摘されている（『中国研究月報』68，2014年）。また，後述する岡本隆司『近代日本の中国観――石橋湛山・内藤湖南から谷川道雄まで』（講談社メチエ，講談社，2018年７月）には，内藤湖南の『新支那論』に対する橘樸の書評に関係して，「愛読者と批判者とは，往々にして一身に両立しうる。必ずしも矛盾した存在ではない。というより，有効な批判をするには，その対象の文章を愛読といえるほど読み込まなくては，そもそも不可能であろう。ファンとは時に最も辛辣な批評家，湖南に対する橘も，おそらくその例に漏れない」と述べている（118頁）。この指摘は至当といえるだろう。

を表明して以後，1970年代を中心に活発な批判が寄せられていた。それらの批判は，氏が，かつて「史的唯物論」に立脚しながら，悪戦苦闘の上に，「史的唯物史観」を超える境地に達した結果に由来するのであり，それ故に一種の「裏切り行為」として，辛辣な批判に晒されていたのであった。

そうした異端審問的な批判は別にして，谷川氏の所説に対する言及としては，管見の限り，氏の生前のものとしては，奥崎裕司『中国史から世界史へ：谷川道雄論』（汲古選書，汲古書院，1999年）が唯一の専著として挙げられる（現在に至るも谷川論の唯一の専著である）。奥崎氏は，谷川氏の悪戦苦闘の果てに「到達した地点，あるいは到達しつつある地点に共感」して本書を纏めたと述べている（「はしがき」3頁）。それから数年して，谷川氏の龍谷大学勤務時代の受業生である李済滄氏が「論谷川道雄的中国史研究」（『中国史研究』2005年第2期）と題する専論を公表し，いわゆる谷川共同体論や『隋唐帝国形成史論』の内容の詳細な紹介をしており，その上に立って谷川氏の中国研究の特色を，戦後日本の中国史研究の中に位置づけようとしている[2)]。同様の姿勢は，少し前に遡るが，ジョシュア・フォーゲル氏（Joshua A. Fogel）によって，谷川氏の『中国中世社会と共同体』（国書刊行会，1976年）の「第1部 中国中世社会序説」が翻訳されて出版された際に，その翻訳書に付けた解説にもみられる[3)]。

谷川氏の逝去後としては，葭森健介氏が，谷川道雄・溝口雄三という二人の先師の学問内容と学問姿勢とに着目した論文を公表している[4)]。葭森論文から2年後に，『谷川道雄中国史論集』上下（汲古書院，2017年，以下，『谷川論集』と略称）が発刊された。この論文集は，谷川氏が生前に自分で纏められた3冊の研究書から外れた論文を所載するが（したがって，新聞・商業雑誌・全集の月報などに載った文章は除く），巻頭に，谷川氏の高校教師（京都洛北高校）時代の教え子であり，それと同時に，後に名古屋大学時代の同僚となった森正夫氏の手になる「序に代えて」と題する，「序」にしては浩瀚な文章が載っている。この序文は，副題に「『谷川道雄中国史論集』上下を読む」とあるとおり，この論文集に載る論文全体を，論文発表の時代背景を含めて懇切丁寧に紹介しており，この論文集の各論の内容を簡単に知るには極めて便利である。最近，岡本隆司（たかし）氏は，戦前・戦後を通じた日本人の一貫した中国認識を，中国史研

2）李済滄氏は，谷川道雄氏の『隋唐帝国形成史論』（筑摩書房，1971年）の翻訳者である（中国版も同題名，上海古籍出版社，2004年）。同氏著『東晋貴族政治史論』（江蘇人民出版社，2016年）は，「あとがき」に当たる「代跋語従龍谷到随園」において，現在に至るまでの氏の研究の軌跡を辿っているが，その最初に，谷川氏が，不自由な身体をおして，京都の著者の下宿まで訪れたという思い出深い記憶を記している。その記述に象徴されているように，同書は独創に富んだ叙述の中の，至る所に谷川氏の所説が刻印されているように思われる。なお，「論谷川道雄的中国史研究」は，「中日学術交流的動向」と題する論文ともに，『東晋貴族政治史論』の「附編」として載っている。

3）Tanigawa Michio, *Medieval Chinese Society and the Local "Community"*, translated, with an Introduction by Joshua A. Fogel, California U.P., 1985.

4）「『共同体論』と『儒教社会主義論』――谷川道雄と溝口雄三の「公」・「私」概念をめぐって」（『名古屋大学東洋史研究報告』39，2015年）。

究者の所説を中心に纏めた書物を公刊した。その掉尾を飾るのが谷川道雄氏の所説であり，戦後日本の中国史研究を辿りながら（近代日本人の中国観は本質的には遠くは明治時期にまで遡るという），その豪族共同体論を中心に谷川中国論の特質を紹介している。しかし，それと同時に，社会の現実との対峙から生み出された谷川氏の優れた思想性に共感しながらも，「中世共同体」の理論化で「終わらせて」しまい，「生きて動いている中国社会」の実態を，中国史全体から見通すことが出来なかったという不満を最後に洩らしている[5)]。この不満は，叙述の流れからして，一面では充分に理解できるものであるものの（賛同するという意味ではない），加えて本書が一般向けのものを考慮しても，多少，丁寧さに欠けた論断しすぎの感は否めない。しかも，記述には一部の事実誤認を含んでいる。私が論断しすぎと感じた点と事実誤認の点は，以下の小論の記述から自ずと明らかになってこよう。

以上，谷川氏の学問的軌跡に対する従前の所説を大雑把に紹介した。これらの論著で谷川中国論は論じ尽くされたといえるかも知れぬが，私個人の関心からすると，これらの所説に若干の補足と異なった視点とを付け加えられるように思われる。以下，谷川氏の学問的軌跡を辿りながら，その点を少しでも明らかにしてゆこう。

一　学問的軌跡

まず，谷川氏の学問的軌跡を簡単に辿っておこう。『中国――社会と文化』（22号，2007年）には，「自述蹣跚（まんさん）六十年――階級・共同体・国家」と題して，谷川道雄氏を囲む「人と学問」対談集の特集が載っている。この対談は，「附記」によると，2007年3月18日，谷川氏の自宅で行われ，伊東貴之氏を司会として，聞き手に森正夫・葭森健介両氏を配している。そして，最後に「参考文献」として，谷川氏の学問的軌跡を4期に分けて紹介した記述を載せている（なお，氏の生涯の略歴と主な著作は小論の末尾を参照）。しかし，この区分は，谷川氏の学問の大きな転機となった「共同体論」の提起だけではなく，勤務先の変更をも区分の徴表として使用しているので，純粋に学問的軌跡だけを基準に区分すれば，2期乃至3期に分けられるように思われる。その中で，一番に大きな転機は，上述の，「共同体論」の提唱を境とした時期である。氏自身も，前掲の『中国中世社会と共同体』の，「はしがき」に次のように語っている。

> この時期〔1960年頃――引用者〕は，わが国の戦後史にとって大きな転換期であったが，わたくしのささやかな研究史の上においても，やはりそうであった。本書第Ⅱ部第一章として収載した「一東洋史研究者における現実と学問」という一文が，そのことを端的に表

5）『近代日本の中国観――石橋湛山・内藤湖南から谷川道雄まで』。本書は，近代日本の東洋史学創設者の内藤湖南の所説も，かなりの紙幅を割いて言及している。なお，岡本氏が引用する湖南の所説の典拠となる書物名は，一見すると誤解を招きやすい。やはり，『内藤湖南全集』からの引用と全集に載る書名が至当だと思われる。

現している。

引用文中の「一東洋史研究者における現実と学問」（以下，「現実と学問」と略称）は，1961年に民主主義科学者協会（略称は民科）京都支部歴史部会の機関誌『新しい歴史学のために』68号に載った論文である。谷川氏は1925年12月生まれだから，30代半ば頃に大きな転機を迎えたことになる。この「共同体論」の提起を境として，多少，論文の発表時期は入り組むが，第一期と第二期に大きく分けられる。第一期は，1952年に処女論文「唐代の藩鎮について――浙西の場合」（『史林』35-3）を公表して始まった[6]。この論文は，唐末の浙西節度使李錡の反乱から筆を起こして，銭鏐が呉越国を作る基礎となった地域武装勢力の発展過程を辿っている。その後，谷川氏は，安史の乱を初めとして，唐代後半期の反乱を中心とした論文を何篇か発表し続け，1956年に唐朝内の廷争を新興地主層の台頭と絡めて考察した「武后朝末年より玄宗朝初年にいたる政争について――唐代貴族制研究への一視角」（『東洋史研究』14-4）を最後に第一期を終える。この時期の研究について，後年，谷川氏自身は，民衆の国家に対する抵抗運動・反権力闘争という視角からの研究だったと総括している[7]。なお，唐末の反乱や節度使に対する関心は，その後も，完全に途絶えたわけではなく，「河朔三鎮における節度使権力の性格」（『名古屋大学文学部研究論集』74，1978年）や「河朔三鎮における藩帥の承継について」（『中国古代の法と社会――栗原益男先生古稀記念論集』（汲古書院，1988年）などの論文を発表している。とはいえ，残念ながら，これらの研究は，纏まりをもった著書として結実することはなかった。

第二期は，この時期を代表する「北魏末の内乱と城民」上下（『史林』41-3・5，1958年）と題する論文から開始された。この論文は，前掲「現実と学問」よりも少し前に公表されているが，谷川氏自身が回顧するように，機械論的な民衆闘争史観から決別した最初の論文と位置づけられ，その意味で「現実と学問」論文にも通底している（「現実と学問」は次節で詳述）[8]。その内容を大づかみに言うと，次のようになろう。北魏の北方国境地帯に配置されていた六鎮（りくちん）の兵士（「城民」）は，かつては北魏王朝の華北統一の中核を担うという輝かしい栄光の歴史をもっていた。だが，北魏王朝が漢化政策を推し進めてゆくにしたがって，次第に朝廷から冷遇され，官途につけなくなるほど，その地位を低下させていた。この反乱は，こうした地位低下に対する抗議・抵抗であり，西魏や東魏は，その鎮民の想いを掌握し包摂して政権を樹立していった。西魏や東魏，その後に登場する隋朝や唐朝という歴史の流れを考慮すれば，まさに北

6）1952年には，「隋唐帝国をどう考えるか」（『東洋史研究』14-4）もあるが，こちらは学界展望である。

7）「一東洋史研究者における現実と学問」，『戦後日本から現代中国へ――中国史研究は政界の未来を語り得るのか』（河合ブックレット34，河合文化教育研究所，2006年，36頁），前掲「自述躊躇六十年――階級・共同体・国家」（311頁），「戦後歴史学と『国民』」（『歴史評論』723，2010年）など。

8）前掲『戦後日本から現代中国へ――中国史研究は政界の未来を語り得るのか』（36～38頁），「自述躊躇六十年――階級・共同体・国家」（313・314頁）。

魏末の城民の乱こそが，隋唐帝国成立の淵源になる，と。その後，谷川氏は，城民の乱前後の歴史に関して，遡っては五胡十六国時代にまで，下っては北周・隋交代期までの，それぞれの政治の流れを，民衆と国家との関わりを中心に探求していった。その実証研究は，1971年，『隋唐帝国形成史論』（筑摩書房）として結実した。その一方では，この時期の歴史的意義を理論面から探った書物として，1976年に『中国中世社会と共同体』（国書刊行会）を上梓した。それらの成果は，一般向けの書物としては，時代を三国から唐代までに引き延ばして，『世界帝国の形成』（講談社現代新書，1977年）として世に問うている（2008年，『隋唐世界帝国の形成』と改題して，講談社学術文庫に入る）。また，『中国中世社会と共同体』の「続編」乃至「補論」として，1987年に『中国中世の探求――歴史と人間』（日本エディタースクール出版部）を公刊している[9)]。

第二期は，1997年頃を境として更に二つに分けて，第三期を設定できるかも知れない。この年，龍谷大学を退任し，大学教員の生活に終わりを告げたが，第二期の志向を継承しながら，新しい活動を始めている。龍谷大学退任の前年の，1996年10月18日を第一回として「内藤湖南研究会」が始まり[10)]，それと同時に現代中国農民に対する関心を高めた。両者は恐らく，『支那論』や『新支那論』らの内藤湖南の著作を読み直すことを通じて，中国社会を現代との関連で総合的に捉え，中国社会の将来像を見据えようとする意識に基づくと思われる。そもそも，内藤湖南を引き合いに出す志向は，最初期の「唐代の藩鎮について――浙西の場合」（『史林』35-3，1952年）から始まって，どの時期の論著にも現れる傾向であり，しかも単なる先行研究の紹介ではなく，当該論文の内容と深く結びついている。京都大学に転任する以前の，名古屋大学時代には，授業として内藤湖南の著作の講読を何年にも亙って続けている[11)]。「内藤湖南研究会」の最初の成果は，2001年に『内藤湖南の世界――アジア再生の思想』（河合文化教育研究所）として世に問うたが，その前年2000年には「内藤湖南と中国基層社会」（『史林』83-2）という題名の，中国の基層社会の発展過程を内藤湖南と関わらせた論文を発表してい

9）『中国中世の探求――歴史と人間』の「あとがき」に，谷川氏自身が「私は一九五〇年代の終り頃から七〇年代初頭にかけて研究した結果を，『隋唐帝国形成史論』（筑摩書房，一九七一年），『中国中世社会と共同体』（国書刊行会，一九七六年）という二つの書物として刊行した。（中略）ここに上梓するのは，それに続く時期，すなわち七〇年代半ば頃から最近に至るまで折りにふれて綴った文章に若干の書き下しを加えて編集したもので，どちらかといえば，後書の続編ないし補論というに近い」と述べている。

10）「内藤湖南研究会」の発足時に関しては，『内藤湖南の世界――アジア再生の思想』（河合文化教育研究所，2001年）の，山田伸吾氏による「あとがき」に記されている（394頁）。

11）『東洋史研究』31-1，1972年，『東洋史研究』32-1，1973年，『東洋史研究』33-1，1974年の「彙報欄」をみると，谷川道雄氏は，1972年度・1973年度，1974年度の名古屋大学東洋史学研究室の授業において，「内藤湖南の中国史論」という演習授業を行っている。また，「内藤湖南の中国史論」で内藤湖南の何を読んでいたのかは，『名古屋大学東洋史研究報告』1，1972年，『名古屋大学東洋史研究報告』2，1973年，『名古屋大学東洋史研究報告』3，1975年の「彙報欄」に載っている。

る。谷川氏と内藤湖南とは，氏の研究生活と共にある，いわば筋金入りの関係にあるといえよう[12)]。

現代中国農民に対しては，「維権運動」と呼ばれる，法律を楯にして自分たちの権利を守ろうとする農民の活動に着目する。2010年には，河合文化教育研究所の発刊する『研究論集』８集に，「中国現代農民維権活動覚書」を発表したのを皮切りに，『研究論集』９集には，中田和宏・田村俊郎両氏との連名の「現代中国農民の維権（権利擁護）運動――中国学界の討論をめぐって」を公表した。逝去する前年の2012年夏には，「現代中国農民運動の意義」と題するシンポジュウムを開き，そこでは現代中国の農民運動を歴史の中から位置づけようとしており，その成果は『研究論集』10集（2012年12月）に載っている。また，維権運動を学問世界から支えた于建嶸（うけんこう）氏を紹介する「于建嶸（Yu Jiangrong）教授簡介」（『研究論集』９集）と題する文章を記し，王国林氏による維権農民の詳細な記録の翻訳『土地を奪われゆく農民たち――中国農村における官民の闘い』（原題：『失地農民調査』，河合文化教育研究所，2010年）を懇切丁寧な解説（「『失地農民調査』に寄せて――現代中国農民の命運」）を付けて出版している。

二　「（豪族）共同体論」と「人間学」的歴史理解

前節に触れたように，第二期の起点となったのは，1961年に発表された「現実と学問」論文である。最初に，行論の都合から，当該論文の主張内容と論点を以下に整理しておこう（引用文の頁数は，『中国中世社会と共同体』所載文に拠る）。

最初に，この論文は，第一期の研究に対する自己反省を率直に語っている。唐代の反乱を扱った自分の諸論文を振り返って，「それは要するに，『民衆というものが存在し，権力者と闘い，歴史を変化させてきた』という命題の『実証』でしかない」のであり，「階級乃至階級闘争というものに対する機械論的把握を脱却できなかったのである」と総括している（122頁）。谷川氏によると，研究を始めた頃，隋唐帝国の研究は，国家と貴族の対立・相克という図式で行われ，国家や貴族と本来は対決すべき民衆を論じた研究は皆無に等しかった。そのために，何よりも唐代の民衆反乱の解明に努めてきて，それなりの成果を挙げてきてはいた。だが，国家と民衆の対峙という階級闘争の視角からでは，「父は子を励まし，妻は夫を励まし，鋤のさきをけずって」参加したという唐末の徐州反乱の史料から受ける生き生きとした感覚にそぐわ

12）なぜ，谷川氏と内藤湖南の関わりを延々と記したかというと，前掲岡本隆司『近代日本の中国観――石橋湛山・内藤湖南から谷川道雄まで』において，「谷川のいう『共同体論』とは，戦前の『停滞論』『アジア主義』とまったく無縁とはいえない理論概念なのであって，自身もそこは自覚していなかったとは思えない。晩年のかれが内藤湖南研究に従事したのも，時代区分論が言われなくなった『思想状況』に『苦言を呈する』ほか，そのあたりに根源的な動機がありそうである」と述べているからである（204頁）。確かに，岡本氏の指摘も一理あるかも知れないが，内藤湖南に対する興味は昨日今日に発したものではなく，指摘は一面的に過ぎると思われる。

ないことが次第に澱のように心に溜まって，それ以上に研究を進められなくなったというのである（123頁）。氏は，生涯を通じて，史料から受け取る感覚を大事にする研究姿勢を貫いているが[13]，この論文でも，そうした感覚を大切にしようとする志向性をのぞかせている。ともあれ，氏は，こうした反省の上に立って，秦漢六朝から隋唐時代における西嶋定生・増淵龍夫・堀敏一氏らの研究を検討し，その結果，三氏，とりわけ西嶋氏が歴史上の共同体を消極的にしか位置づけていないと，次のように不満を漏らすのである。

> 西嶋氏が家父長的家内奴隷制及びその外延における小作制を漢代豪族の物質的基礎として把握したのは，生産力の不均等発展にもとづく共同体遺制ということが前提になっている。ここでは共同体は一義的に立ちおくれたものとして把握されているのであるが，（中略）結果としてはやはり「アジア変種」説におちこむことになったのではなかろうか。（127頁）

谷川氏は，その上で共同体を積極的に捉え直そうとしている。少し後の箇所で次のように語っている。

> 西嶋氏は奴隷制の全面的貫徹を阻んだ条件として共同体遺制を挙げたが，とおく後世に及ぶ自立小農民の広範な存在を共同体遺制によって説明することは困難であろう。（中略）わたくしがここでいう共同体とは，共同体遺制ではなく，新たに再編された村落共同体である。（129頁）

要するに，中国の歴史を通じて，大土地所有者が存在する一方で，自立小農民が一貫して広範に存在し続ける意味を考えたとき，自立小農民の存在は単なる古い共同体遺制として捉えるべきではないと主張する。むしろ，そこに見出される共同体とは，大土地所有者と自立小農民が併存する状態が作り出す秩序構造だというのである。とすれば，中国の歴史に通時的に存在する共同体は，なぜ成り立つのだろうか。氏によると，

> このように，家父長制，上下関係，階級関係が成り立つ場は，集団の成員が共有している現実的課題にあるとわたくしは考える。（130頁）

谷川氏は，この論文では「現実的課題」の中味を積極的には語っていないけれども，『中国中世社会と共同体』の第1部第二章「中国における中世」や後の論著，とりわけ『中国中世の探求』によると，「現実的課題」として，人びとが饑えにさいなまれ，北方民族の侵入も常態化する極限状態を想定している。両書ともに，塢という山中の防御施設に立て籠もる集団を殊更に取り上げるのも，この「現実的課題」を端的に立証するためと思われる[14]。

13）逝去する十年前に出版した『中国史とは私たちにとって何か――歴史との対話の記録』（河合文化教育研究所，2003年）には，張定和という人物が貧しい生活の中から自弁で南朝の陳討伐に参加した姿に感激し，「この張定和さん，たいへん私は好きでして，いつもそれを論文とかに引用する」と告白している（52・53頁）。

14）『中国中世社会と共同体』（97～101頁）。また，『中国中世の探求――歴史と人間』の「六朝名望家社

それでは，共同体論と階級の関係はどのようであるのだろうか。上の引用文に示唆されているように，共同体は，時代を超えて歴史的に展開する。それは「以上にのべた構想からすれば，中国の村落共同体は私的土地所有者の結合体であり，その結合の強固さはむしろ私的土地所有者によって支えられる」と述べるように（131頁），共同体の中に階級制を含むからだと説明する。後年，川勝義雄氏と共同執筆した「中国中世史研究における立場と方法」(『中国中世史研究』東海大学出版会，1970年）では，より一層鮮明に「階級は共同体のなかから，その内部矛盾によって生みだされるがゆえに，共同体の方が階級よりも歴史的かつ論理的に，より本源的である」（11頁）という表現をとって両者の関係を把持している[15)]。

この論文は，第一期の研究の反省の上に立って，共同体論を提唱すると同時に，「人間学」としての歴史学という観点の萌芽を見せている。論文の最後に「自己の生をきりひらいていく」とあって，「生」の次元から歴史を捉えてゆこうとする志向性が認められる。そのような目でみれば，この論文の中に「自分が現実に生きた研究者」(119頁)，「生きた人間としての自己存在」(120頁)，「人間一般としての普遍性」(121頁)，「普遍的な人間の存在様式」(133・134頁）といった表現を見つけ出せる。それは，その後の谷川氏の骨格をなすようになってくる。そして，「生」「人間（学)」という思考法が身についた後年からすると，その思考が青年時代にまで遡ると思い至ることになる。晩年，学生時代を振り返って，「そうやって〔大学の〕三年間，とにかく卒業までおりました。そういう割り切れない気持ちでいるときに，今日の題目の『生きた人間の歴史とは何か』といったことを，これは自分で作った言葉なんですが，京大の裏門から下宿までを往復しながら，ぼそぼそとうつむき加減に呟きながら今出川通を歩いていた，というのが私の学生時代です」という思い出を語るのである（前掲『中国史とは私たちにとって何か――歴史との対話の記録』17頁)。

しかし，歴史学を「人間学」として捉えるという志向性は，1952年に名古屋大学文学部東洋史学の助手になって，宇都宮清吉氏との結びつきが日常的に復活することを通じて明確な志向＝思考になって顕現していったのではなかろうか。ここに「復活」というのは，宇都宮氏は，名古屋大学に赴任する前に，京都大学の助教授として，学生時代の谷川氏と教室で出会っていたからである[16)]。話を先に進めよう。谷川氏は，名古屋大学での宇都宮氏との出会いを次

会の理念構造」(93～101頁）でも，同様の主旨から塢の集団が取り上げられている。

15)「現実と学問」の終わりは，共同体と階級制の関係を，次のような高揚感に満ちた，些か文学的表現をしている。「反体制運動とは，古代いらい階級制度に辱められてきた共同体の復讐であり，共同体の全面的開花をめざすものだからである。にもかかわらず，このような命題が現実の世界によって検証されてくるような状況がなく，自分じしんの思考の範囲に止まっているとするならば，これは結局一箇の空想にすぎないのではないか。あるいはそうでないのか。現実世界が検証してくれないとすれば，その証明を過去にもとめ，そこから自己の生をきりひらいていくほかはない。わたくしはここに歴史学と現実とのふれあいがあると考えるようになってきた」と。

16）谷川道雄「生いたちの記」(『三豕渡河録――宇都宮先生退休記念文集』名古屋大学文学部東洋史学研

のように語っている。

当時，名古屋大学の東洋史研究室の主任教授は，宇都宮清吉先生。漢・六朝史の大家です。私のような生意気な助手に対しても，とても暖かく指導して下さいました。（前掲「自述蹣跚六十年――階級・共同体・国家」313頁）

一方，宇都宮氏も名古屋大学での谷川氏との関係を，懐かしみを込めて次のように語っている。

史的唯物論に立つ，新進隋唐史研究者としての君は，時正に壮年に当たって文化史観に徹しようとしていた私にとって，第一に論敵であり，第二に比類なき理解者だった。とはいえ，互いにいまだ模索の段階にさまよう者同士であり，又極めて未熟であった。互いは議論をぶつけあうことで，自己の場を確立しようと焦っていたのだといってよい。だから教室でも研究室でも，喫茶店でもグラウンドでも，君と話をしている時は，話題はいつも中国史の問題だった。余事は語るいとまがなかったのである。何とはなく始まった世間話であっても，話題はいつの間にか歴史の把握の問題に転化し，やがて一層しぼられて中国史の理論的構造に関する討論となり云々。（『縁渓原道録――谷川教室在金城記』名古屋大学東洋史学研究室編，1979年所収の宇都宮清吉「谷川道雄君に贈る言葉」）

宇都宮氏の言葉を長々と引用したのは，当時の名古屋大学東洋史学研究室の雰囲気を伝えるためである。ちなみに，この気風は，谷川氏が研究室を主宰されるようになっても継承されたことは，今引用したばかりの『縁渓原道録――谷川教室在金城記』所収の各文章や，あるいは，当時，名古屋大学に在籍していて，その後に研究者となって成果を公刊された方々の著書の「あとがき」に異口同音に語られている点からも窺えよう。

宇都宮・谷川両氏の関係を，奥崎裕司氏は，前掲『中国史から世界史へ――谷川道雄論』の中で，「宇都宮氏が内藤〔湖南〕の最高の継承者と見られているかどうか私は知らない。しかし，宇都宮氏は，少なくとも精神性において内藤の最高の継承者である。そのまた最高の継承者が谷川氏ということになる」（61頁）と指摘している。この指摘のように，谷川氏は，宇都宮氏との日常的な接触を通じて，宇都宮史学のもっとも良き理解者となった。それが，宇都宮氏の古稀を記念して発行された『名古屋大学東洋史研究報告』4（1976年）「特集　宇都宮史学によせて」の巻頭論文として[17]，「中国古代中世史と人間――宇都宮学の世界」を執筆するに至っている。そこでは宇都宮史学の関鑰的語句として「人間（学）」「人間主義」を使用し，その学問的特色を紹介している。そして，この論文は『中国中世の探求――歴史と人間』という

究室，1969年）には，京都大学の学生としての谷川氏が宇都宮氏と出会ったときから，宇都宮氏が名古屋大学に移転されたあと，そこの助手として谷川氏が赴任して以後も含めて，その出会いが谷川氏に如何なる意識変化をもたらしたのかが率直に語られている。谷川氏の「人間学」的歴史学を語るとき，重要な文章の一つである。

17）ちなみに『名古屋大学東洋史研究報告』は，この号から，それまでの写植に変わって活字となった。

谷川氏の論文集に収められるが，その副題の中に，重要な関鑰的語句として「人間」が採用された点は，宇都宮氏の影響を如実に示していると思われる。宇都宮氏との日常的接触が谷川氏の歴史理解に対する大きな変化の触媒の役割を果たしたといえまいか。

宇都宮氏を媒介とする「人間学」の覚醒が，その後の谷川氏の研究にどのように生かされたのかは重要な問題であるけれども，現在の私は，それに答えを出せる準備も能力も持ち合わせていない。したがって，残念ながら，ここでは，この問題を追究することを断念しよう。

三　谷川共同体論と家族・宗族

谷川氏の歴史理解に大きな影響を与えた宇都宮氏は，秦漢から隋唐に至る時代を専門とするが，秦漢帝国を「首領制」と「家族制」という二つの原理から理解しようとする。秦漢帝国は，皇帝を中核とする支配原理（「首領制」）だけで成立していたわけではなく，春秋戦国時代以前にまで遡る民の自律的世界（「家族制」）の厳然たる存在を想定していたのである。六朝時代は，図式的に言うならば，この自律的世界が政治的世界を乗り越えてゆく過程と見ている。要するに，宇都宮氏は，民の世界が本来的にもつ自律的秩序世界を，国家支配から自立＝自律した確乎とした存在として想定している。それが「家族制」であり，したがって，その倫理観念が「孝」であり，「孝」は「父」の権力によって，子を支配するのではなく，その人間的自覚に基づいて父母を養うという自己制御の自律性に依拠しているとする[18]。

宇都宮氏の，「家族制」を中心に据える民の自律的世界という着想は，谷川氏も何程か受け継いでいると思われる。中国専制国家の基礎としての共同体を，「中国における共同体の原基的すがたは，いうまでもなく家族です。家族を拡大した男系の親族集団が宗族です」と語って[19]，とりわけ魏晋南北朝の豪族共同体は，特定の有力家族を中心にして，宗族・郷党がまとまっていたと捉えている。家族が拡大した宗族は，中国社会を特色づけてきただけではなく，そこに歴史事象を生みだした中国社会の根源的在り方を見出している。別の言い方をすれば，中国の独特な世界は，家族というような自然的な結びつきの組織を生かしながら人間の社会組

18）宇都宮清吉「中国古代中世史把握のための一視角」（前掲『中国中世史研究』所収，後，同氏著『中国古代中世史研究』創文社，東洋学叢書，1977年所収）。なお，宇都宮史学に関しては，前掲，谷川道雄「中国古代中世史と人間――宇都宮学の世界」，宇都宮清吉『中国古代中世史研究』に対する安田二郎氏の書評（『名古屋大学東洋史研究報告』5，1978年）を参照。

19）前掲『戦後日本から現代中国へ――中国史研究は世界の未来を語り得るのか』58・59頁。また，前掲『中国史とは私たちにとって何か――歴史との対話の記録』は，第Ⅲ部「中国中世社会」において，共同体をめぐる話を展開した後，本書の締めくくりの第Ⅳ部「二十一世紀への示唆」は，中国の歴史社会の特色有る根幹を一貫として形作ってきたものとして，宗族制度を全面的に取り上げている。なお，両書の家族・宗族に関する言及とほぼ同じ内容の大枠は，すでに「共同体と歴史認識――中国理解と中国外交史」（『情況』1997年8・9号）に語られている（なお，筆者の手元に著者から送られてきた当該雑誌には，この題目部分だけが「中国理解と中国社会史」と変えられている。確かに，雑誌本体の題目では著者の意図から外れると思われる）。

織を作ってゆくところにある。そして，そのような中国社会の在り方に考察を深めてゆくところに,「歴史事象を成り立たせている人間的な理由」を考えることになるというのである[20)]。ここに宇都宮氏の思考法を何程か継承している点を見出せるといえまいか。

ところで，中国社会が「共同体」の発展という視角から説明できると高らかに宣言した『中国中世史研究』（東海大学出版会，1970年）には，谷川氏は「北朝貴族の倫理生活」と題する論文を寄稿している。この論文は，後に前掲の『中国中世社会と共同体』に再録されているが，そこでは『魏書』巻58「楊播（は）」伝に載る楊椿（ちん）（楊播は楊椿の実兄）の訓誡を題材にとして，中国中世の豪族共同体の指導者である貴族の，指導者としての在り方は，彼らの家族・宗族のあるべき在り方に淵源していると主張している[21)]。この主張が，多くの実例を紹介しながら論理化されたのが，前掲『中国中世の探求――歴史と人間』（1987年）に書き下ろしとして載る「六朝名望家社会の理念構造」である。そこでは，次のように論じている。後漢末の社会的混乱を収拾するために，地方には名望家を指導的中心とする集団（共同体）が台頭し，それらが六朝以後の基層社会を形成してゆくもとになった。名望家は，集団生活の広範囲の領域に指導性を発揮し，その指導性は名望家層の無私の人格性を媒介としていた。そのことは名望家層とその家族が社会に対して開かれていたことを意味する。これを少し論理化するとこうである。名望家の家族の中では，同じ屋根の下に，多くのカップルとその子供たちが住んでいた。だが，そこでの私生活の場は，ややもすれば家族の全体性を破壊してしまう。名望家の家族は，こうした分裂の危機を内包する「私」を，家族の全体性という「公」によって克服しようとした。そのことは，家族が郷党という地域社会に開かれてゆくことを意味する。「私」は「生」を保証する限りで保証されるが，それ以上の「私」は制限され，他との共存を図ろうとする。それが「公」であり，この「私」と「私」の共存関係を図る公的世界をめざす法的表現が均田制であるというのである。

今世紀に入って，「六朝時代の宗族――近世宗族との比較において」（『名古屋大学東洋史研究報告』25，2001年，『谷川論集』上巻所収）と題する論文を発表し，中世の家族・宗族の特色を，近世宗族制との比較の下に分析する試みをしている。それは，論文中に井上徹氏の『中国の宗族と国家の礼制』（研文出版，2000年）を挙げていることに端的に示されるように，1980年代以降に再び盛んになった近世宗族研究に刺激されていることは確かであるが，それだけでなく，上記の「六朝名望家支配の理念構造」などに展開されているような，谷川氏自身の六朝の家族・宗族に対する関心の深まりも大いに関係していると思われる。そのために，結論も，こうした関心を下敷きにしている。氏は，こう論ずる。六朝の宗族は，その家の家長た

20）前掲『中国史とは私たちにとって何か――歴史との対話の記録』の第Ⅳ部「二十一世紀への示唆」。

21）同じ主張は，「六朝貴族における学問の意味」（『名古屋大学東洋史研究報告』1，1972年），「中国前近代社会の基本的構造試論」（『名古屋大学東洋史研究報告』26，2002年）にも展開されている。なお，いずれの論文も『谷川論集』上巻に所収。

る人物が道義心に基づく指導性，「つまり家を背景とする個人の人格が，宗族結合の結節点となったのである」。それに対して，宋代以後の近世宗族は，道徳によって宗族を結びつける点では同じながら，道徳は各人が等しく守るべき規範として一般化され文章化され，それは特定の個人を超える存在となった，と（『谷川論集』上巻409・410頁）。こうした経緯をみれば，この論文が，『中国中世社会と共同体』の中国語版『中国中世社会与共同体』（中華書局，2002年）に収められているのも首肯できよう。

それでは，谷川家族論の特色は何であろうか。それを最も端的に表している論考が，既出の「六朝名望家社会の理念的構造」（『中国中世の探求』所収）という論文である。氏自身の言葉では，「家族そのものが一種公共性を帯びた社会であり，それはさらに宗族・郷党に対して自らを開くことによって，第二の公共性に立つのである」と表現されている（116頁）。要するに，地域社会（「郷党」）の中にあって，個々の「家」の存在は保証されてはいるが，地域社会の全体の連帯関係を維持してゆこうとするとき，地域社会の共存＝「公」を目指すために，個々の「家」という「私」は制限されねばならないのである。この「家」と地域社会（「郷党」）との関係は，「家」とそれを構成する個々人の関係にも適用される。谷川氏は言う。

> 私は生の直接的表現であり，私なしには，人は生存しえない。夫婦の私愛なしには，その人の生はありえない。（中略）しかし一方でその私が制限されなければならないのは，その私の外側に，自己ならざる私が存在するからである。自己なる私と自己ならざる私（他人）との間に横たわる深淵は，時として家族・宗族間の不和をひきおこす。（中略）〔凶荒の際の賑恤行為は〕人びとの心に和らぎを与え，社会が地獄絵図の状態におちこんでゆくのをおし止める効果はあったであろう。それは救う方も救われる方も，自己なる私の限界を越えて，自己ならざる私との共存へ向かってゆく行為であった。（118・119頁）

このように，谷川氏は，一貫して，個人の段階から「家」や地域社会（「郷党」）へ向けて，人間の連帯組織の範囲が拡大してゆくどの段階においても，「公」が「私」を超え止揚する過程と捉えている。無論，同氏は，「私」を超え「公」に生きようとする存在を，地域社会の指導層としての名望家あるいはその一族に求めており，全ての人びとがそうすることを想定はしていない。それに加えて，同氏の考えの背景には，飢えにさいなまれ，「人々あい食（は）む」という極限状態にある特殊六朝的な時代環境が前提とされている。それにもかかわらず，私自身は，そうした谷川氏の捉え方に対して多少とも躊躇する気持ちを懐いており，以前，私が『中国中世の探求』の書評で呟いた感想は，現在でも変わらなく持ち続けている。そこでは，「谷川氏の所説から受ける印象の，個人あるいは家庭が中世ヨーロッパの修道院みたいで，人びとはそこで信仰生活をおくる修道士や修道女のように禁欲的ですらあるといえないか」と告白している[22)]。

---

22)『文明』53（東海大学文明研究所，1988年）70頁下段。

こうした印象は，当該書評でも触れた宇都宮氏の家族観と比較すると，より一層鮮明になると思われる。以前の書評の記述の梗概を紹介しよう。宇都宮氏が還暦を迎えた頃から，一生懸命に取り組んだのは，六朝貴族の典型としての顔之推（ca. 531〜591）である。その成果は，『顔氏家訓』の訳註と（平凡社，中国古典文学大系，1969年），前掲『中国古代中世史研究』所収の関連論文である。顔之推は，梁末から隋初にかけて，南北朝政権が次々と興亡してゆく中で，数奇な生涯を送った人物であり，「晩年その数奇なる運命を回顧し，一生に得たる「人生如何に生くべきか」の活問題を細大となく書き記した。それは冒頭に記した「観我生賦」と『顔氏家訓』である」(『中国古代中世史研究』453頁)。そして，宇都宮氏によると，『顔氏家訓』の中で，顔之推は子孫に対して次のように語りかけているという。「彼はこの書を遺すことによって彼の子孫たちが，いかにも顔氏の血を受けた児らしい人物として生きることを願った。彼においては，子孫がそのように真に顔氏の児らしく生きると言うことは，そのまま彼らが人間らしく生きることであると考えていたのである」と（『中国古代中世史研究』522頁)。このように，宇都宮氏は，厳しい時代環境を考慮しながらも，否，それだからこそかえって，この顔之推の，家族生活を人間生活の根源とする主張を貴重なものと捉え，それに限りない共感を寄せているのである。そこにはさしあたり，家族間の対立や葛藤は中心課題としてはのぼっていない。家族員間の対立を止揚してゆくような観点の導入もみられない。氏は，「家」を維持してゆくのは，家族員相互の相手に対する思い遣りという，極めて自然的・人間的な感情から発するモラールによると考えていたように思える。こうした家族観あるいは家族秩序論は，ついには『詩経』「国風」の農民詩を扱った文章で，「恋愛が自由かどうか，その在り方の問題は，その社会が自由の精神を保った人間生活の場であったか，どうかをかなりの程度に，明確に示すであろう」と道破するに至っている（「詩経国風の農民詩」『中国古代中世史研究』86頁)。

谷川氏は，中国社会を根源から規定する「家」という観念を宇都宮氏から受け継ぎながら，同氏とは「家」に対する捉え方に大きな相違のあることは，被支配者に対する見方にも表れていると思われ，そのことを『中国中世の探求』に対する拙評に展開しているが，小論の家族・宗族の問題には直接は関わらないので，それは省略したい。興味を覚える方々は，拙評を参照されたい。

両氏の家族・宗族をめぐる捉え方の相違が何に基づくのかは，即断しがたいけれども，一つには両氏が青春を送った時代環境によるのかも知れない。1905年生まれの宇都宮氏は，大正デモクラシーの余韻が残る時代に青春時代を過ごし，一方，谷川氏は敗戦を経て，日本が民主化する真っ直中に思想を形成していったのである。氏が研究対象とした六朝と同じく，飢餓が眼前にあり，従前の政治・社会秩序が崩壊し，政治・社会のあるべき姿を求めて模索するといった厳しい時代環境に身を置きながら，中国史研究に立ち向かっていた。現実に立ち向かい，それを何とかし，それを乗り越えねばならなかった。その緊張感は，前掲『戦後日本から

現代中国へ――中国史研究は世界の未来を語り得るか』の前半部分，とりわけ「二 『新生日本』の挫折」から真に迫って伝わってくる。

おわりに

小論は，多少，私の関心に強引に引き付けすぎた感はあるが，谷川氏の研究の軌跡を辿りながら，晩年になるに従って，それまでの豪族共同体の理念構造や国家との関わりから，豪族共同体を支える家族・宗族の役割に次第に関心を向けていった様子と，それと関連して谷川家族・宗族論の特色を，宇都宮氏のそれとの比較から闡明にしようとしてきた。

それでは，事のついでに，私自身の関心からして，氏の研究の何を批判的に継承してゆけばよいのだろうか。そのために，再び谷川氏が宗族の問題を本格的に扱った「六朝時代の宗族――近世宗族との比較において」に立ち返ってみよう。この論文は，題目に示されているように，六朝の宗族を，宋代以後の近世宗族との比較から特色づけようとしている。近世宗族の特色とは，1990年代以後に，主に馮爾康氏ら大陸中国の研究者の間に提唱されてきたもので，族譜・祠堂・族産（族田）の３つを指している[23)]。谷川氏は，その一つ一つが，六朝時代に存在していたのか，あるいは類似のものがあったのかどうかを探求する中で，六朝の宗族の特色を浮かび上がらせようとした。この論文の主旨からすれば，そうした比較を行うことで目的が達成されるのであるが，それでは宋代以後的な宗族の特色は，六朝・隋唐時代の，いかなる人びとの暮らしの行き詰まりや社会的変動の結果なのであろうか。そう問題を立てるのは，谷川氏の次のような発言があるからである。

> 仮に秦漢時代を古代社会だとします。そうするとその次にくる魏晋南北朝に向けてどう関わるのか。古代社会に生きていた人々がどこかですごく行き詰まってしまって，どうしようもないところにきてしまっている。そしてそれがいろいろなかたちで打開されて次の時代がやってくる。そういう行き詰まり，閉塞状況というものが，そういう形で打開された，ということではなかろうかと考えています。そういう行き詰まりというのはどういうふうにして行き詰まるのかというと，自分が今まで生きてきた社会の原理にそのまま従っていったら，もうにっちもさっちも行かなくなってきた。そこでそこから転換を求めていく。こういうことで時代区分をするのが一番根本的ではないかと思っております。(『中国史とは私たちにとって何か――歴史との対話の記録』128頁)

引用文からは，かみ砕いた優しい語り口ではあるけれども，晩年に至っても，歴史展開を史的唯物論的の公式に従っていることが如実に窺われる。だが，それと同時に，「自分がいきてきた社会の原理にそのまま従っていったら，もうにっちもさっちも行かなくなってきた」と述

23）拙著『欧陽脩　その生涯と宗族』（創文社，2000年）「第十章　北宋中期における宗族の再認識について」の「はじめに」を参照。

べているように，晩年の谷川氏は単なる史的唯物論の立場に立っているのではなく，人間の在り方の行き詰まりをも打開するという，いわば「人間学」的視角からの時代転換の必要性を説いている。そこには，第二期を経て，「人間学」的歴史理解を主張する氏の基本姿勢が現れている。

ところで，小論では詳しく立ち入らなかったが，谷川氏は，古代の里共同体から中世の豪族共同体への転換を，まさにこうした時代の行き詰まりの中から，その打開の過程の中から立証しようとしてきた。その成果の理論的書物として，前掲の『中国中世社会と共同体』が著された。それでは，中国の政治・社会・文化に大きな変化がなされた宋代以後，当面の問題である家族・宗族は，人間の在り方を含めた「どのような行き詰まり」の中から生まれてきたのだろうか。近世宗族の研究は，現在，長足の進歩をしているけれども，この問いに対する真摯な対応がなされているのだろうか。宗族の特質や構造などの研究は進展していると思われるが，どうしてそのような特質や構造が歴史的に生みだされたのかという問いに充分に答えているだろうか。たとえば，宋代の宗族は士大夫を中心にしたものだといわれるが[24]，そうだとすれば，宋代の士大夫を中心とした宗族の組織化の動きは，唐末・五代の如何なる家族・宗族の在り方の，そして人間存在の「行き詰まり」を打開したのだろうか。課題を設定するとすれば，こうした素朴な問いかけから出発しなければならないのではなかろうか。無論，この問いかけ自体，そのまま私自身に返ってくる難関（aporia）ではあるのだが。

〔附記〕この文章は，2014年８月５日，京都の大原山荘で行われた「宋代史研究会」夏合宿の発表（発表題目はこの文章と同じ）と，その後，同じ題目で2018年７月21日，京都の河合文化教育研究所で発表したものに，若干の補足を加えたものである。2014年の発表は，前年，静岡県の伊東温泉における「宋代史研究会」夏合宿を終えた折りに，大阪市立大学の平田茂樹氏から受けた要請に基づいている。同氏からの要請は，その年の６月７日に逝去されたばかりの谷川道雄先生の学問的業績を辿りながら，その学問の特色と継承すべき内容とを若い研究者に紹介すべきだという内容だったと記憶している。谷川先生は，私の名古屋大学時代の恩師で，大学の教師となった後も何かとお世話をかけていた。だが，何せ私は谷川先生の名古屋時代の，多分，最も出来の悪い部類の学生であり，そのために平田氏の要請に多少躊躇を覚えたけれども，この頃の「宋代史研究会」夏合宿の出席者には，谷川先生から直接教えを受けた人がいなかったので，これも一つの機会だと思い，思い切って，私自身の問題に引き付けて谷川共同体論を紹介したのであった。その結果は，これといった反応はなく，というよりもかなり冷ややかであったように感ぜられる。むろん，このときの紹介が拙いものであったのは確かであり，それは弁解の余地はないと反省はしているが，それを差し引いても反応の無さは私の気持ちを萎えさせるには充分であった。恐らく，合宿に参加していた若い研究者たちには，「今更，谷川共同体論でもあるまい」というような無言の抗議の気持ちがあったのかも知れない。そのために，当初，この発表を基に原稿化しようと考えていた気持ちが一気にしぼんでしまって，しばらくそのままに放ったままにしていた。しかし，2017年12月に『谷川道雄中国史論集』上下が発刊されて，その森正夫先生の手になる「序に代え

24）馮爾康等『中国宗族社会』（浙江人民出版社，1994年）14・15頁，馮爾康『中国古代的宗族和祠堂』（商務印書館，2013年，51～60頁，同書の邦訳〔小林義廣〕『中国の宗族と祖先祭祀』風響社，2017年，62～70頁）などを参照。

て――『谷川道雄中国史論集』上下巻所収の四十篇を読む」や，2018年の岡本隆司『近代日本の中国観――石橋湛山・内藤湖南から谷川道雄まで』を読むに至って，私自身の総括の仕方もあるのではないかと思い直して原稿化に踏み切った。書き上げた原稿をみてみると，意気込みの割には内容がなく，あの世で，谷川先生が苦笑されているように思えてならないが，「拙いレポートで済みません」と平謝りをして御寛恕を願うばかりである。最後に，この拙い文章の完成には，山口大学の高木智見氏の貴重な助言がありながら，それに充分な答えを用意できなったことを記し，深甚の感謝とともにお詫びを表したい。

《谷川道雄先生略歴》

1925年12月２日　熊本県水俣市に誕生。父は開業医。長兄は民俗学者の谷川健一，次兄は詩人・思想家の谷川雁，末弟は日本エディタースクール創設者の吉田公彦。
1943年３月　熊本県立熊本中学校（現，熊本県立済々黌高校）卒業。
1945年３月　大阪府立（旧制）浪速高等学校文科乙類（現 大阪府立大学，大阪大学）卒業。このときの東洋史担当教授には，岡崎文夫の教え子で『北宋全盛期の歴史』（弘文堂，1941年）の著者の吉田清治が在職。
1945年４月１日　京都帝国大学文学部史学科 入学。
1945年７月15日　徴兵により福岡で入営。高射砲隊113連隊に所属。
1945年９月16日　終戦により，除隊。大学に復帰。
1948年９月　京都帝国大学史学科 卒業（卒業論文「府兵制とその基礎条件」。同期の卒業生には川勝義雄・伊藤道治・林巳奈夫らがいた）。
1949年３月31日　亀岡高等学校助手。
1949年４月１日　京都大学大学院入学（旧制）（1954年に退学）。
1949年５月30日　亀岡高等学校社会科講師。
1951年１月31日　亀岡高等学校助教諭。
1951年４月１日　洛北高等学校常勤講師。
1951年８月１日　洛北校高等学校教諭。
1952年10月31日　洛北高等学校退職（このときの教え子の一人が明清史の森正夫名古屋大学名誉教授）。
1952年11月１日　名古屋大学文学部助手（東洋史）。当時は教授が宇都宮清吉，助教授が波多野善大。
1961年12月16日　名古屋大学専任講師。
1967年２月１日　名古屋大学文学部助教授。
1972年４月16日　名古屋大学文学部教授。
1973年11月24日　『隋唐帝国形成史論』（筑摩書房，1971年10月）で文学博士（京都大学）。
1978年11月１日　京都大学文学部教授（翌年３月31日まで名古屋大学教授と併任）。
1989年４月１日　京都大学定年退官。
1989年４月１日　龍谷大学文学部教授（東洋史）。
1993年４月１日　河合文化教育研究所主任研究員（～2013年６月）。
1997年３月31日　龍谷大学退任。
2013年６月７日　京都大学付属病院で腎不全により御逝去（享年，87）。法名「普賢院釈道教」。遺骨は，郷里の熊本と京都の（西本願寺）北山別院。

〈著書〉

『唐の太宗』（人物往来社，中国人物叢書２，1967年），『隋唐帝国形成史論』（筑摩書房，1971年，増補版，1998年），『中国中世社会と共同体』（国書刊行会，1976年），『世界帝国の形成』（講談社・現代新書，1977年，講談社学術文庫，2008年），『中国中世の探求――歴史と人間』（日本エディタースクール出版部，1987年），『中国史とは私たちにとって何か――歴史との対話の記録』（河合文化教育研究所，2003年），『戦後日本から現代中国へ――中国史研究は世界の未来を語り得るか』（河合文化教育研究所，2006年）。

〈編著〉

『中国中世史研究――六朝隋唐の社会と文化』（東海大学出版会，川勝義雄との共編，1970年），『交感する中世――日本と中国』（網野善彦との共編，ユニテ，1988年，洋泉社 MC 新書，2010年），『戦後日本の中国史論争』（河合文化教育研究所，1993年），『魏晋南北朝隋唐時代の基本問題』（汲古書院，1997年），『内藤湖南の世界』（河合文化教育研究所，2001年）。

〈編訳書〉

『中国民衆叛乱史』Ⅰ～Ⅳ（平凡社，森正夫との共編，1978年），王国林『土地を奪われゆく農民たち――中国農村における官民の戦い』（河合文化教育研究所，2010年）。

〈外国語に翻訳された著書〉

Medieval Chinese Society and the Local "Community," translated, with an Introductoin, Joshua A. Fogel, California U.P., 1985.（『中国中世社会と共同体』の第Ⅰ部の訳），『隋唐帝国形成史論』（李済滄 訳，上海古籍出版社，1998年），『世界帝国的形成　後漢――隋唐』（耿立群 訳，稲郷出版社，1998年），『中国中世社会与共同体』（馬彪 訳，中華書局，2002年）。

※この略年譜を書くに当たって，『中国――社会と文化』22（2007年６月）の「人と学問」，2013年10月６日に京都ガーデンパレスで開催された「谷川道雄先生をしのぶ会」に配られたパンフレットと森正夫先生「谷川道雄先生を偲んで」（『東方学』127輯，2013年），『縁渓原道録』（名古屋大学東洋史学研究室編，1979年３月），徳島大学の葭森健介氏からの情報，京都大学「人事記録（甲）」を参照している。なお，詳細な著作目録は，澤田晃治氏が作成しており，ここの著作概略も，それに依拠している。

［論考］

清代中期に於ける火薬・火器の使用状況について

谷　口　規矩雄

はじめに

最近東アジアの歴史について新しい時代区分を考える動きが盛んなようである。特に近世について，新しい時代区分を設定する上で16世紀から18世紀を重視する考えが特徴的である。この説の提唱者の一人，岸本美緒氏はその著『東アジアの「近世」』（山川出版社，1998年）に於いて，「この時期の東アジアの歴史に重要な役割をはたした幾つかの物品」の１つとして「国家形成に大きな役割をはたした鉄砲などの火器」を挙げておられる。これは云うまでもなく明清交替時期に於ける火器の果たした役割を中心に考えられたものと思われるが，清朝の中国支配が確立して以後，17世紀後半には軍縮の時期に入り，軍備は縮小され，軍事技術の革新は停頓してしまったとされている。久芳崇氏も近著[1)]に於いて同様の見解を示されている。筆者も火器の使用についてはこの考えに何等異を唱えるものではないが，乾隆時代を中心に火薬，火器はなお相当程度使用されており，清朝にとっては重要な武器であったと思われる。明清交替期のように両国が自国の命運を掛けて戦闘を行った中で兵器の改良が急速に進み，その軍備も増大したことは確実であろう。しかし清朝の中国支配が確立した段階に入ると，軍備は縮小され，兵器の革新も停頓したというのはある意味当然のことと思われる。清朝としては対外的には大きな戦闘行為は無くなって国内の平和維持が基本となったからである。それならば清朝治下で，兵器，特に火器の使用を不必要とするような平穏な状況が不断に維持されていたのであろうか。乾隆・嘉慶期を中心に見れば，基本的には国内の平和な状況は維持されていたと言えるかもしれない。しかし周知のようにこの時期，辺境異民族の反乱や，少数民族，秘密結社の反清活動等がしばしば起こったのも確かであって，その鎮定のために多数の兵員が動員され，相当量の火薬，火器が使用されたのであった。従って17世紀後半以後，清朝では軍縮の時代に入ったのは確かであるとはいえ，各時代にはその時代に応じた火薬，火器の使用があり，その実態を知っておくことは無意味ではないと思われるので，本稿では乾隆・嘉慶朝を中心に火器使用の実例を述べようと思う。ただ筆者は兵器史については全くの素人なのでごく表面的な事例を羅列するに過ぎないことをお許し願いたい。

1）『東アジアの兵器革命』（吉川弘文館，2010年）。

Ⅰ．乾隆朝以前に於ける火薬・火器の使用状況について

本節では乾隆朝以前の火器の使用についてごく簡単に触れておきたい。清朝が中国平定をほぼ完成させた康熙時代の初期，康熙12（1673）年，三藩の乱が発生したことは周知のことである。この乱に於いては反乱側も清朝側も盛んに鳥鎗（以下鳥銃と記す）・火砲を使用した。清朝は反乱に対する防衛策として早期に於いて武昌・漢陽等沿江の重要地域には「墩台を多数設置し，火砲を環列させ，各軍隊をして交替に守備させる」ことを指示している（『清朝実録』巻50，康熙13年10月丁未の条。以下『実録』と略記する）。

またこれより早く康熙帝は南懐仁（フェルビースト）に命じて軽量な新式火砲を鋳造させ，この砲がやがて「定遠平寇大将軍」岳楽の下へ送られて湖南の反乱軍平定に重用された[2)]。

康熙朝に於けるもう一つの大規模な戦闘はこれも周知のガルダン討伐作戦である。康熙29（1690）年，ガルダンのモンゴリア侵入に対し康熙帝は強力な火砲軍をもって攻撃し，そのラクダ部隊を打破したことは有名である。この後康熙35年，ガルダンは再度モンゴリアへ進攻したが，これに対しても康熙帝は三路の大軍を率いて親征を行った。この戦闘に於いても子母砲，沖天砲等を中心に大量の銃砲が重要な役割を演じ，ガルダン軍を撃破したのであった[3)]。

次いで雍正朝における火器の使用について述べようと思うが，上文で注記した王兆春氏の著書では雍正朝より第一次アヘン戦争までの記述は非常に簡略である。王氏はこの時期の火器は前代の模倣で殆ど進歩が無く，その製造量も減少の一途をたどったということで詳述されなかったとおもわれる。しかし王朝の支配体制強化という面から見れば雍正朝に於いても異民族，少数民族に対する戦闘は避けられないものであり，相当量の火器が使用されたのであった。

雍正帝即位の早々，ラプツァンタンジンが青海地方へ進攻した。これに対し帝は川陝総督年羹堯を撫遠大将軍に任じその討伐を命じた（雍正元年10月）。この戦闘に於いても多数の火砲が使用された。例えば鎮海堡（甘粛省西寧府）の戦闘では大砲が活躍した[4)]。また南川・西川地域（同西寧府）の戦闘に於いても多数の銃砲が使用されたが，年羹堯は，この戦役に於いて「我が軍は子母砲70門を携えており，賊の鳥銃は我等の処に到達することが出来なかった。我が軍の大砲はエルドの100余人を打倒したが，我が軍は１人も失はなかった」と報告している（『雍正朝満文朱批奏折全訳』466頁，839折）。清軍は大量の銃砲を有効に使用してラプツァンタンジン軍を撃破したのであった。

ジュンガルと清朝との対立は乾隆朝まで続くのであるが，国内に於いては雲南・貴州を中心に少数民族の反乱が頻発した。これも周知のように清朝の「改土帰流」政策に反発した苗族を

２）南懐仁鋳造の新式砲については王兆春『中国火器史』（軍事科学出版社，1991年）第７章第２節に詳述されている。

３）この戦闘に於ける火砲の使用についても前掲王兆春著書，第７章第２節４に詳述されている。

４）『実録』巻12，雍正元年10月壬申。

中心の反乱である。雍正４年頃から雲南・貴州地方では苗族の反乱が相次いだが，雍正８年，雲南の烏蒙（昭通府）地方で大規模な苗族の反乱が発生した。これに対し雲貴広西総督鄂爾泰はこの地域の官兵１万数千人，これに半ばする土兵を統率してこの反乱を鎮定した。この戦闘では「撃敗賊衆数万。射死兇目」(『実録』巻99，雍正８年10月壬子）と述べられており，具体的な数量は不明であるが相当量の火器が使用されたに違いない。ただ清軍が多量の火器を使用したについては，反乱側の苗族にも相当量の火薬・火器が保有されており，清軍に対する抵抗力が強化されていたと見られるのである。例えば湖広総督福敏が「防範苗彊事宜五款」を上奏した，その一款に「兇苗拒捕。責令営弁協拏。禁止苗民。毋得私蔵軍器。販売火薬」と述べられている[5)]。これによれば湖広地方では苗族が軍器（火器）を私蔵し，火薬の販売を行っている者がいたことは確かなようである。これを裏付けるような事実として『実録』巻88，雍正７年11月丙戌の条に次のように述べられている，

> 諭内閣。私販硝磺。禁約甚厳。聞湖広永順之耶里等処。与川省連界地方。素産焔硝。土人以煎熬為業。外省小販。多以布塩・雑物。零星換易。運至梅樹地方分発。而私販者。即於此処僱船装載。分往各処発売。以致付近之苗人。得以偸買。私製火薬。……厳行査禁。

これは皇帝に達した情報であるが，湖広の永順府耶里地方は四川省と連界の土地であり，以前から硝石を産出していた。土地の人はそれを煎熬することを生業としている。他省の小商人の多くが布塩や日用の雑貨を持ち込んで，少量ずつそれと交換して梅樹地方まで運び，硝石を私販する者に分売する。彼等は此処で船を雇ってそれを積み込み各地に行って販売するが，近辺の苗族がこれを秘かに購入して火薬を私製しているという。従って皇帝はこうした事態を厳禁させるべきことを命じたのである。皇帝の得た情報である以上，こうした状況は事実であったに違いなく，苗族は日常的に火薬の原料を入手することが可能であったものと思われる。苗族の清軍に対する抵抗力が相当に強力であったのは，彼等が居住する地域の地形を巧みに利用したということもあったようであるが，彼等が相当量の火薬や火器を秘かに保有していたことが要因であったとも云えるようである。所で苗族が火薬や火器を入手することが可能であったとするならば，状況次第では一般の中国人がそれらを入手することも当然可能であったと考えることが出来よう。清朝にとっては今後これが重要な社会問題になるように思われる。

Ⅱ．乾隆朝に於ける火薬・火器の使用状況について

乾隆朝の火器の使用について，誰しもが先ず思い付くのは「十全武功」と称される国家的な軍事行動であろう。この全てが皇帝が自賛するように華々しいものであったかどうかは別にしても，かなり大規模な軍事行動であったことは間違いないであろう。その一つとして最初に大金川・小金川討伐を取上げようと思う。揚子江の最上流地域，四川省の西北部の大金川・小金

5）『実録』巻55，雍正５年閏３月辛未。

川地域は苗族を主にした少数民族地帯であるが，大金川に土司サラベン（莎羅奔）が出ると小金川をも合わせて勢力を拡大し清朝に反抗する態度を見せた。清朝はこれに対し張広泗を川陝総督に任じ討伐を命じた。この戦闘に於いて清軍は相当大量の火薬，火器を使用した。その一例として『実録』巻309，乾隆13年２月の次の記事を上げておこう。

拠駐党壩之松潘鎮総兵宋宗璋稟報。用大礮攻木耳・金岡賊碉。於十二月二十四日。始将賊大戦碉。并西北耳碉。打成石堆。賊又於碉外砌石卡。掘土穴。潜入穴内。用鎗礮拒敵。我兵日用大礮攻撃。賊死甚多。

これは党壩に駐屯していた総兵宋宗璋の報告であるが，清軍は大礮を使用して木耳・金岡に存在する賊軍の碉（小規模の塞・トーチカ）を盛んに攻撃したが，賊軍も碉の外側に穴を掘り，その中に入り込んで鎗（鳥銃）・礮（大砲）を使用して清軍に敵対したという。清軍，賊軍共に盛んに火器を使用したことが解るであろう。

この戦闘に於いて張広泗は千余に上る賊軍の碉卡攻撃に総力を尽くしたのであったが，そのために兵力が分散され，その上兵器，火薬，糧食等の補給に莫大な人力が要求されたにもかかわらず充分な戦果を上げることが出来なかった。戦闘が長期化した上，多数の将士を失う結果となった。結局，張広泗はその責任を問われて斬刑に処せられ，主立った将軍も処罰された。

この後も苗族等の反清的な活動は収まらず，数十年後，清朝は再度両金川討伐を敢行せざるを得なくなった。乾隆37年，定辺将軍温福，四川総督桂林等に進攻を命じたのである。今次も多数の兵員が動員され，大量の火器が使用されたのは当然であった。『実録』巻921，乾隆37年11月己未の条には，

拠温福等奏。於本月十五日。派撥官兵。分路進攻。将付近明郭宗一帯之山溝。及沿路所有番族碉卡。共九十余座。尽行攻得。殺賊甚多。擒拏番賊十一名。所得軍器・火薬・牛羊・糧食等件無算。現在乗勝用大礮轟摧明郭宗。

このように清軍は明郭宗一帯の山溝や沿路に存在する賊軍の碉卡90余処を攻落とすと同時に，敵兵多数を殺害した。その上大量の軍器・火薬・牛羊・糧食等を捕獲した。清軍は勝ちに乗じて大礮を使用して明郭宗の敵陣を撃破しているという。この一文によっても清軍が盛んに大砲を使用していることは明らかであるが，賊軍側も相当量の軍器（火器）・火薬を使用していたらしいことが窺える。この温福等の報告では清軍が賊軍を圧倒しているように見えるが，賊軍側も相当頑強に抵抗したようである。『実録』巻933，乾隆38年４月壬子の条の上諭では，

賊番等守拒要隘。於碉眼放鎗抵禦。雖所用火薬。不及官軍鎗礮施放之多。但為時已久。安得如許火薬供用。恐係緑営土練等。私自売給賊中。

と述べられ，賊軍は碉卡に作られた銃眼から鳥銃を発射して頑強に清軍に抵抗した。ただ彼らの使用している火薬は清軍の使用量には及ばないけれども，その使用時間は相当長い。それだけの火薬を如何にして獲得しているのであろうか。恐らく緑営の兵士等が秘かに賊に売っているのであろうか。皇帝は賊軍の鳥銃による抵抗力に驚くと同時に，その火薬の供給源が自軍の

緑営兵士にあるのではないかと疑問を呈しているのである。苗族側が火薬を入手する方法は外にも存在したことは前節で指摘した。このように苗族側の抵抗は清朝の予想以上に強力で，結局今次の攻撃は失敗し温福は敵の銃弾に中って戦死する等，多数の将領，兵士を失う結果となった。

代わって乾隆帝は阿桂を定西将軍に，明亮を副将軍に任じ，更に大量の兵士，武器を発してようやく鎮定に成功したのであった。

次いではジュンガル部の征討，回部の平定等の戦闘であるが，これらの戦闘に於いても大量の火薬・火器が使用された[6)]。しかしこうした戦闘とは別に辺境地帯の防衛強化のために軍備の増強も実行された。例えば西北辺境の防備について陝甘総督尹継善は「安西等処辺防事宜」(『実録』巻442，乾隆18年７月己未）という６項目からなる上奏を行っている。その中に一「防兵宜酌帯鳥鎗」，一「防所多貯鉛薬」と題された項目がある。『実録』ではただこれ等の項目を上げるのみであるが，『宮中檔乾隆朝奏摺』(乾隆18年６月初５日）採録の文は長文で内容も具体的であり，ハミ（哈密）を中心に安西地方の防衛を論じている。本文は「一，派防哈密兵丁。応酌帯鳥鎗。以資禦悔也」となっており，従来哈密駐屯の防衛兵は2000名で鳥銃1080挺（桿）が配給されていた。これを増強し兵士100名毎に銃手70名，合計1400名とすること。また弾丸（鉛丸）・火薬についても「一，哈密防所鉛薬。宜多為予備也」の項目に於いて，平時に粛州より充分に搬入して緊急時に備えることが提案されており，何れも裁可されている。乾隆朝に於いても辺境防衛は重要な問題であったから，平時に於いても火薬・火器の補充には充分配慮がなされていたのであった。

西北辺境地帯の防衛のみならず，海岸地帯の防衛に於いても随時増強が為されていた。福建・浙江地方に於いて，総督の要請として，

> 閩浙総督喀尓吉善疏称。配防城寨礮。応随時酌量増撥。閩省原貯礮二千四十八位。請添一百九十六位。浙省原貯礮二千一百四十九位。請添二百九十八位。……至礮車・礮蓋。応支営伍公糧製備。(『実録』巻489，乾隆20年５月庚寅）

と述べられており，裁可されている。以上のように戦時のみならず平時に於いても地方の状況に応じて火薬・火器の補充が為されていたことが解かる。

更に「十全武功」の軍事行動についていえば，ミャンマーやベトナム等への進攻に於いても火薬・火器が使用されたことは云うまでもない[7)]。

しかしそれらの軍事行動と並んで国内に於ける秘密結社等の反乱鎮定に清朝は盛んに火器を使用している。次いではこの問題について論じたいと思う。

６）一例を上げれば『実録』巻586，５月甲申。

７）ミャンマー進攻時の１例として『実録』巻802，乾隆33年１月辛丑。

乾隆13年１月，福建省瓯寧県に於いて無為教の一派老官斎が暴動を起こした[8)9)]。これに対して清朝は直ちに緑営軍を発して鎮圧にかかり，奸徒多数を倒したが，同時に「鳥鎗・短鎗・腰刀」等，又「無極聖祖」と記した頭巾等多数を押収したという。この老官斎教団が鳥銃等の火器を保有していたことは確実で，清軍側もこれに対応して火器を使用したと思われる。

この後乾隆39年８月，山東省寿張県で王倫を首領とした白蓮教徒の反乱が起こった[10)]。この乱は周辺部にも拡大したが，勢いを得て北上し運河に面した要衝臨清を攻撃した。清朝はこれに対し緑営軍だけでなく北京の健鋭営・火器営の火砲軍を派遣し盛んに火器を使用して反乱を鎮定した。『実録』巻966，乾隆39年９月壬戌の条には，

> 賊於初七日夜。往攻臨清州城。経官兵用鎗礮撃斃三百余賊。……賊衆経此一番創衂。似応略知怖畏。

と述べられており，その一端を知ることが出来る。

最後に乾隆51年11月，台湾で起こった林爽文天地会の反乱における火器の使用について述べておきたい。この反乱に於いては，反徒側に於いても清軍側に於いても盛んに火器を使用したことが窺える。一例として『実録』巻1272，乾隆52年１月壬申の条に閩浙総督常青等の上奏に，

> 総兵柴大紀。帯兵堵住離府城十里之三坎店。召募郷勇。緊守府城。十一日与賊打仗。大施火礮。賊勢稍退。

と述べられており，総兵柴大紀が緑営兵，郷勇を率い台湾府城（台南市）近辺で火砲を使用して反乱軍を撃退し府城を防衛したのであった。また同じく常青の上奏であるが，『実録』同年同月甲申の条には，守備陳邦光が義民を統率して彰化県城の賊を攻撃し，偽副元帥楊振国等４名を捕虜にし，100余名を殺害，馬２頭，礮位・武器（刀械）等80余件を捕獲したことが述べられている。この文によれば反乱側もかなりの火砲を保有していたらしいことが推察される。これらの例からも窺えるように清軍は林爽文の反乱鎮定に当たって盛んに火器を使用したことは確かであったが，反乱側も程度の差はあれ火器を使用したのであった。

こうした反乱の場合だけではなく平時に於いて民間で火器が私蔵されていることも間々あった。『実録』巻609，乾隆25年３月の条に，

> 広西巡撫鄂宝奏。拠貴県知県稟報。県民韋志剛。向充五山五里総約。無知猺獞。悉聴指揮。獞人共呼為汗。郷民咸称老爺。並私蔵鉄礮三口。鳥鎗十余桿。収養広東訟棍在家。起滅詞訟。……現在飛檄営県。密速捜拏。

とあり，広西省貴県における事件として，県民の韋志剛なる者は五山五里の総約（郷約の統括

８）『実録』乾隆13年２月壬申。

９）老官斎については鈴木中正編『千年王国的民衆運動の研究』第２章第６節４に指摘がある。

10）この反乱については上記８鈴木中正編同書，第２部第２章，第７節「山東王倫の乱」参照。

者）に充てられていたが，無知の猺族，獞族達は皆彼の指図に従っていた。獞族達は彼を汗と呼び，郷民達は彼を老爺と呼んでいた。彼は鉄砲３丁，鳥銃10余丁を私蔵しており，家に広東の訟棍を居住させ訴訟の取上げ，取下げを自由にさせていた。……現在営所・県に命令を発し速やかに捜索，逮捕を命じたと述べている。ここにいう韋志剛なる者は地方のボスとしてその地域の訴訟を左右するような権力をもっていたが，自家に鉄砲・鳥銃等を私蔵していたという。

また別の例として，福建では械闘の備えとして火器が私蔵されていたようである。『実録』巻593，乾隆24年７月の条に，

福建按察使奕昂奏。閩省民俗強悍。械闘時聞。前経通飭各属。査禁民間私製鳥鎗・竹銃各火器。令自首免罪。現在首繳甚多。……。

福建按察使奕昂の上奏として，福建では民間で私的に鳥銃や竹銃等の火器を製造することは禁止されている。私製（私蔵）していることを自首すれば免罪となるが，今自首して官に納める者は非常に多い，と述べられている。このようにある特定地域では禁令が存在するにかかわらず鳥銃等の火器を私製，私蔵する者が存在していたのであった。

こうした事とは全く異なった例として海賊の火器保有の事実を上げておきたい。『実録』にも海賊の記事は多出するが内容は余り具体的ではない。『乾隆朝奏摺』乾隆30年６月27日，両広総督明山の上奏には広東水域で発生した数次の海賊事件を述べた後，

臣査。各犯聚集夥党。均至数十名之衆。且俱打造刀鎗器械。購備鳥鎗・火薬。携帯出洋。肆行劫掠。

といい，主犯が常に数十名の仲間を聚衆し，刀槍等の兵器を私造，鳥銃・火薬を買い整えて出航し（商船等の）略奪を行っていることを述べている。当然こうした火器を携帯している海賊を取り締まるため警備の清軍も火器を使用したのであった。

以上のように十全武功に代表されるような国家的な戦闘行為において火薬・火器が大量に使用されることは当然の事態であったが，そうした事とは別に宗教的な秘密結社や民間の団体が禁令を無視して火薬・火器を私造，使用している事実は政治的，社会的に重要な問題であろう。ただここでは論じる暇がないので稿を改めて考察したい。

Ⅲ．嘉慶朝に於ける火薬・火器の使用状況について

嘉慶朝に於けるこの問題について先ず上げるべきは白蓮教反乱に於ける状況であろう。例えば『実録』巻14，嘉慶２年２月丁酉の条に署四川総督福寧の上奏として，

至摺内奏称。飭令各該鎮将。督率弁兵。更番緊対賊卡。環放鎗礮。

といい，清軍は反乱軍の駐屯所に接近して周りから銃砲を発射して攻撃した状況が記されている。これに対し反乱軍側も盛んに火器を使用したようで，『実録』同年１月乙巳の条，陝甘総督宜綿の上奏に，

此次官兵進剿洞・汝二河賊匪時。郷勇呉繍才，鍾万周。与弁兵等首先奪卡。中矛被礮身死。

と記し，清軍と共同して戦っていた郷勇の２人が賊軍の矛や砲弾を受けて戦死したことを述べている。更にまた『実録』巻92，嘉慶６年12月丙辰の条には，上諭として官兵の活動を述べた後，

今苟文明一股。糾合張士竜余党。及各股老賊遺孽。大小男婦。約有三千余人。馬騾四五百頭匹。衣帽整斉。并有鳥鎗・弓箭・撒袋等物。……此次苟文明等匪。竟敢搶占山梁。併力抗拒。……勢極兇悍。

といい，白蓮教の指導者の一人，苟文明の一団が張士竜の残党や他の残党を糾合，大人子供，男婦合わせて3000余人，馬・騾馬4500頭を保有する大集団となり，鳥銃・弓箭・箙（えびら）等の兵器を整え，山間の橋梁等を占拠して頑強に清軍に抵抗したことを述べている。ただこの時期になれば戦闘行為に於いて火器を使用することは当然のことになっていたようで，『実録』等には具体的記述は少なくなっているように思われる。

嘉慶朝に於いて白蓮教乱と並んで重大事件となったのは東南海域に於ける海賊の横行であった。これも白蓮教乱とほぼ平行して発生し，鎮定までに矢張り10余年を費やした大事件となったのであった。嘉慶元年頃から既に「閩省近来洋盗充斥」といわれていたように福建・広東の海域では海賊の活動が活発化していた。閩浙総督魁倫は海賊の首領王流蓋，獺窟舵，林発枝等の海賊行為をしばしば上奏しているが，彼等は相当量の銃砲等の火器を常備していたらしい。『実録』巻31，嘉慶３年６月丙辰の条には，

魁倫奏拏獲在洋疊劫盗犯一摺。内称。拏獲盗船一隻。起出大小礮位八門。此項礮位。豈盗匪倉猝所能鋳造。若非沿海営汛礮位被盗搶窃。即係汛兵私自売給。

と記し，総督魁倫の上奏の中で，海賊船１隻を捕獲したが，船内から大小の砲８門を押収した。こうした大砲は盗賊が急遽鋳造出来るものではない。沿海の営汛の大砲が盗まれたので無いならば，営汛の兵士が秘かに売渡したのであろう，と述べている。賊船１隻から８門の砲を押収したというから，彼等海賊は相当量の銃砲を常備していたと云うことができよう。当然のことであるが彼等を取り締まる官軍側もそれに対抗しうるに充分な火薬・銃砲を保有していなければならなかった。ところが次のような状況が報告されている。『実録』巻215，嘉慶14年７月戊辰の条に，両広総督百齢等の上奏として，総兵許廷桂率いる清軍が磨刀洋上に於いて著名な海賊総兵宝の率いる数十隻の船団を発見し直ちに攻撃を加え，賊船３隻を撃沈し賊兵多数を漂没させた。所がその時海賊の首領張保仔の率いる300余隻の船団が現れ，海賊総兵宝の船団を救援して清軍に攻撃を仕掛けた。清軍は衆寡敵せず総兵許廷桂は傷を受けて海に落ち戦死し，他の兵員も多数が殺傷されたという。この報告を受けた清朝は，

著即照百齢等另摺。添造米艇一百隻。加鋳大小鉄礮千余位。配足兵丁軍火。予備攻剿。

と記されているように急遽，百齢等の報告に基づいて，船艇100隻を添造し大小鉄砲1000余門

を増鋳，兵丁や兵器・火薬を増配したのであった。ここに見られるように清軍側は海賊取締りに当たって常に十全な制圧体制を取っていたとは限らないので，時としては海賊側が優勢な場合もありえたのであった。

上述のような海賊横行の中で，当時最大の勢力であったのは蔡牽，朱濆率いる２集団であった[11)]。彼等は常に数十隻の船団を率いて浙江・福建・広東の海上を横行し，商船を略奪し清軍に抵抗した。最後に嘉慶14年９月，浙江台州府沖において，蔡牽率いる船団が官軍の攻撃を受け，蔡牽も海に落ちて死んだ。この時，彼の率いていた船団は200余隻に上ったという[12)]。また朱濆集団については，同年，広東の海上に於いて清軍の攻撃を受け朱濆自身は砲弾を受けて死に，その弟朱渥が残存の全集団員を率いて福建に至り，清軍側に投降を願い出たのであった。『実録』巻221，嘉慶14年11月甲申の条には，

> 方維甸奏。洋盗朱渥悔罪乞降。……今親身登岸。率衆三千三百余人。全行投出。并呈繳海船四十二隻。銅鉄礮八百余門。其余器械全数点収。

と記され，朱渥自身が全集団員を率いて投降し，海船42隻，銅鉄砲800余門を差し出し，その他の兵器も清軍側が全数収納したという。海賊朱濆は3300余人の集団員を統率し，海船42隻を保有，銅鉄砲800余門の外，多数の武器を装備していたというから，彼等の保持していた武力は清朝の海軍に充分対抗可能な程のものであったといえよう。

以上，嘉慶朝に於ける白蓮教反乱，東南海域に於ける海賊の活動を取上げ，清朝が彼等の活動鎮定の為に相当大量の火薬・火器を使用した状況を述べてきた。嘉慶朝に於いても国内の治安維持のために火薬・火器の使用は不可欠なものであったと言えよう。

結びに代えて

表題のように乾隆・嘉慶朝を中心に清代中期に於ける火薬・火器の使用状況を王朝側の体勢を中心に述べてきた。冒頭に述べたように清朝草創期に比べれば，政権の安定した中期に於いては火薬・火器の使用は漸減し，火器の顕著な改良は停滞した，即ち基本的な傾向としては軍縮に向かっていたとは言えるであろう。しかし個別の時代を取上げれば，乾隆朝に於いては「十全武功」に代表されるような国家的な軍事行動が有り，嘉慶朝に於いては白蓮教反乱の鎮定という重大な軍事行動があって，この中で相当大量の火薬・火器が使用されたことは屡述したとおりである。またこうした国家的な軍事行動とは別に民間の宗教的秘密結社や海賊集団の活動に対してもその鎮圧のために火薬・火器の使用は不可欠のものであった。しかしここで注目されなければならないのは，こうしたいわば民間の集団が如何にして火薬・火器を入手した

11）この２集団については朱誠如主編『清朝通史』分巻，嘉慶朝（紫禁城出版社，2003年）13章４。松浦章『中国の海商と海賊』（山川出版社，2003年）参照。

12）『実録』巻218，嘉慶14年９月。

のであるかということである。清朝は早い時期から民間人の火薬・火器の私造，私蔵を厳禁してきたが，本文でも１，２例を上げたように特殊な例とはいえ民間で火薬・火器が私造，私蔵されていたことは確実なようである。まして海賊集団となれば相当量の物が私蔵されていたに違いない。こうした民間に於ける火薬・火器の私造・私蔵は政治的，社会的に重要な問題を孕んでいると思われるので，稿を改めて論じたいと思う。

［論考］

王莽の長安都改造について

馬　　彪

1. はじめに　漢元帝期からの「遷都」論

「布衣」皇帝将相によって建立された漢帝国の長安都は，先天的に秦帝国の咸陽都のような宗廟「祭祀」城としての「雍」故都を備えなかった欠点がある[1)]。その欠点によって発生した都施設不備の問題は，前漢元帝の時代から約50年間に渡り，朝廷の士大夫によってしばしば議論された課題であった[2)]。その主要な議論の一つは，元帝時代の大臣の翼奉が提出した「遷都」論である。その「遷都」論の提出について『漢書』「翼奉伝」に翼奉の上奏が載せられている。

「臣願わくは陛下都を成周に徙し，（中略）成周の居に按じ，盤庚の徳を兼ね，萬歳の後に，長く高宗と為らんとす。漢家の郊兆・寝廟の祭祀の礼多く古に応ぜず，臣奉誠に居ながらにして改作するは難く，故に願わくは陛下に遷都して本を正くせんことを。」

（「臣願陛下徙都於成周，（中略）按成周之居，兼盤庚之徳，萬歳之後，長為高宗。漢家郊兆寝廟祭祀之礼多不応古，臣奉誠難亶居而改作，故願陛下遷都正本」）

翼奉はこの上奏で成周の「居」と長安の「居」を比べて，前漢の都における諸問題を解決するために，都を長安から洛陽へ徙すようにと，いわゆる「遷都正本」を提案した。彼が「徙都」する理由は少なくとも二つあり，一つは漢初以来，長安都における「郊兆」祭祀と「寝廟」祭祀の礼とも「多くは古制に従っておらず」ということである。もう一つは，専ら都に「今までどおり居していれば，改作することが困難」であるということである。すなわち，都の祭祀問題は長安を都としたままでは解決し難いと判断したのである。

翼奉の上奏において最も注目すべきなのは，周王朝の古「礼」を基準としてはかることと，現行の「郊兆」祭祀と「寝廟」祭祀とも「改作」しなければならないということである。

のちおよそ半世紀ほどの間に，その翼奉が指摘した長安都における「郊兆」「寝廟」「遷都」などの問題は，断続的に朝廷で議論が繰り返されて，実施と失敗とを引きずりつつ，ついに漢の平帝期になり，王莽が都の改造を開始した。

1）馬彪「對戰國秦漢都城的文獻探討」，仁荷大学校伽耶文化研究所編『김해 봉황동유적과 고대 동아시아（金海鳳凰洞遺跡と古代東アジア），周留城出版社，2018/12を参照。

2）元帝以後「廟議」についての詳しい論述は拙作「漢元帝以降前漢の「是古非今を好む」改革について―新莽復古改革の由来も含めて―」『異文化研究』2018年，第12号を参照。

2．王莽が都の改造した内容とそのプロセス

王莽は流血せず平和的な「禅譲」で政権交替を実現したので，歴代の暴力で旧政権の都を壊して改めて建都しないといけないなどということはなかった。それのみならず，王莽は皇帝となるまえに，平帝期にも長い間に外戚として「秉政専権」(『漢書』「彭宣伝」の語）していた経験者である。ゆえに彼が新（莽）帝国を建立する前とその後にも都長安の改造に力を入れながら，同時に遷都先の洛陽の建設にも着手した。

王莽が都を改造した史料は大体『漢書』の「平帝紀」「郊祀志」「王莽伝」に分散的に記録されているが，史料のばらつきが大きいので，まず下表にまとめてみた。王莽が漢平帝の元始元(紀元１，以下「紀元」は省略）年に安漢公として「秉政」[3]し始めてから，地皇四(23)年に死ぬまでの23年間に一連の行政的地理改革を行ったが，その中では都を改造したことが目立つので，その内容やプロセスがどんなものだったかを把握しておきたい。まず時系列に従って次頁の年表を作ってみた。

表によって王莽改革の20余年間では，実施した都改造の大事は以下のような内容とプロセスがあることが分かった。

第一に，王莽が都を改造するために行った措置は15件あり，各項の初例の速い順によって分類すればおよそ都の区画（①③）・新築（②④⑤⑫⑮）・改築（⑥⑬⑭）・改名（⑦⑧）・両都制（⑨⑩⑪）などの５項目である。

第二に，上述した都改造は同時多発ではなく，大体前期・中期・後期にわけられるので，次のようなプロセスになっていたと言えるだろう。

その１，王莽地理改革の前期とは，平帝元始一(1)年～孺子嬰在位の攝三(8)年＝初始元年(『通鑑』に「始初」に作り）の８年間であり，すなわち王莽が皇帝となる前の「安漢公」としての５年と「攝皇帝」の３年である。その８年間における王莽が地理改革した事例は５例ある。すなわち都の区画２件（①③）と新築３件（②④⑤）である。

その２，都改造の中期とは，新（莽）帝国が成立した始建国元(9)年～天鳳三(16)年の８年間にあたる。その８年間では改造の事項は６件に至って，それらは改築１件（⑥）・改名２件（⑦⑧）以外に，３件（⑨⑩⑪）は洛陽を「東都」とする両都制という新しい動きが出た。

その３，都改造の後期とは，王莽が「更めて明堂で諸侯に茅土を授けた」儀式を行った天鳳四(17)年から彼が殺された地皇四(23)年までの７年間に当たる。この時期における４件中に新築２件（⑫⑮）と改築２件（⑬⑭）がある。

第三に，王莽の都改造プロセスの三段階をさらに分析すると，前期の５件の改造は都の区画

3）『漢書』平帝紀に「帝年九歳，太皇太后臨朝，大司馬莽秉政，百官総己以聴於莽」とあり，「賛」曰く「孝平之世，政自莽出，褒善顕功，以自尊盛」のように，王莽が「秉政」した平帝期からすでに改革路線を推進しはじめたので，表は平帝元年からの史料を含まるゆえである。

王莽都改造措置年表（およそ『漢書』王莽伝の上・中・下によって史料を前期・中期・後期に分けて製表）

時期	年号(紀元)	通し番号	大　事	出典
前期	元始二(2)年	①	郡国大旱，起五里於長安城中，宅二百区，以居貧民	平帝紀335
	元始四(4)年	②	［元始4］「安漢公奏立明堂，辟廱」	平帝紀357
			莽奏起明堂，辟雍，霊臺	王莽伝上4069
	元始四(4)年	③	莽奏為学者築舎萬区	王莽伝上4069
	元始五(5)年	④	「祠南郊」「祭北郊」;「三十余年間，天地之祠五徙焉」	郊祀志下1266
	同上	⑤	羲和劉歆等四人使治明堂，辟廱	平帝紀359
中期	始建国元(9)年	⑥	改明光宮為定安館，定安太后居之。以故大鴻臚府為定安公第	王莽伝中4101
	同上	⑦	長楽宮曰常楽室，未央宮曰寿成室，前殿曰王路堂，長安曰常安	同上4103
	同上	⑧	以漢高廟為文祖廟，漢氏祖宗其園寝廟在京師者勿罷，祠薦如故	同上4108
	建国四(12)年	⑨	莽至明堂，授諸侯茅土。曰：「其以洛陽為新室東都，常安為新室西都。邦畿連体，各有采任	同上4128
	建国五(13)年	⑩	長安民聞莽欲都雒陽，不肯繕治室宅，或頗徹之。曰：始建国八年，歳纏星紀，在雒陽之都。其謹繕脩常安之都，勿令壊敗	同上4132
	天鳳元(14)年	⑪	遣太傅平晏，大司空王邑之洛陽，営相宅兆，図起宗廟，社稷，郊兆	同上4134
後期	地皇元(20)年	⑫	莽起九廟於長安城南，黄帝廟東西南北各四十丈，高十七丈，余廟半之	王莽伝下4162
	同上	⑬	莽壊漢孝武，孝昭廟，分葬子孫其中	同上4166
	同上	⑭	感漢高廟神霊，遣虎賁武士入高廟，斧壊戸牖，令軽車校尉居其中，又令中軍北壘居高寝	同上4169
	地皇三(22)年	⑮	正月，九廟蓋構成，納神主	同上4174

２件をしながら，新築の「奏起明堂，辟雍，霊臺」「治明堂，辟廱」「祠南郊」「祭北郊」という３件にはいずれも上述の翼奉が言った「郊兆」の「改作」であったという特徴がある。中期の６件には改築１・改名２以外の３件はいずれも翼奉が言った「遷都」にあたる特徴がある。後期の「孝武，孝昭廟」「高廟」「九廟」という４件には，いずれも翼奉が言った「寝廟」祭祀を「改作」した特徴がある。ゆえに，王莽の都改造プロセスには「郊兆」の「改作」から「遷都」の「改作」へ，さらに「寝廟」の「改作」へと移っていくという三段階の特徴があったのは間違いないであろう。

次節では王莽の都改造における３つの特徴について検討してみる。

３．王莽が「郊議」を実践した「郊兆」の改造

上述した翼奉の「遷都」案が元帝の大きな関心を惹いた。元帝は彼の提案を珍重して，「今

園廟[4]は七か所あり，東に移すと云うが，その状態は如何なろうか（今園廟有七，云東徙，状何如）」と尋ねた。翼奉は直接的な答えを避けて，ただ「成王徙洛，般庚遷殷」の古例をあげて，「聖明の君がおられるのでなくは，天下の道を一変することはできません（非有聖明，不能一変天下之道）」（「翼奉伝」）と励ました。確かに翼奉は「遷都」すれば「園廟」，すなわち宗廟はどうなるのかとの質問には答えなかったが，彼が後の都改造の首唱者となったのは間違いない。

換言すれば，翼奉が現行の「郊兆」「寝廟」祭祀は古礼の規準に「応じていない」と指摘するのは簡単であるが，どのように古礼の規準に従って「郊兆」「寝廟」祭祀の礼を「改作」することができるのかは難しい問題である。実はそれについての議論と実施は，翼奉から約50年を経て，朝廷で「廟議」「郊議」を繰り返し行って，実施と失敗が重ねて発生することとなった。

王莽の都改造は最も困難な宗廟「改作」を避けて，まず「郊兆」の改造からスタートした。ここではまず長安の「郊兆」に関する「改作」の経緯を述べておきたい。

「郊兆」の「郊」は『爾雅』に「邑の外，之を郊と謂う（邑外謂之郊）」とあるように，邑の外側である。「兆」は鄭玄に「兆は壇を為るの營域なり（兆為壇之營域）。」（『周禮』「春官・小宗伯」の注）とある。故に「郊兆」とは郊外における祭壇がある營域であり，すなわち長安郊外における祭祀施設である。例えば，『周禮』「春官・小宗伯」に「五帝を四郊に兆す（兆五帝於四郊）」とあるが，国都の郊外に五帝を壇で祭祀する意である。

翼奉が「郊兆」祭祀の礼の「多くは古制に従っておらず」と指摘した後のことであるが，成帝が初めて即位した際に，丞相の匡衡らは都における天地を祭祀する施設が「古制と殊なる」と指摘して，長安へ「后土之祠」を「徙置」しようと南郊に「天位を定め」，北郊に「祭地」し，「宜しく長安に南北郊を定め，萬世の基を為す」と提案した。しかし，「衆庶，祭祀を当に変動すべからざると言ふ者多し（衆庶多言不当変動祭祀者）」というように失敗する結果となった[5]。

そのあと，都の「郊兆」祭祀をめぐっての朝廷の議論，いわゆる「郊議」[6]は約50年の時を

4）「園廟」とは陵墓の寄所。『後漢書』「祭祀志下」に（光武帝）詔曰：「以宗廟処所未定，且祫祭高廟。其成，哀，平且祠祭長安故高廟。其南陽春陵歳時各且因故園廟祭祀」とある。

5）『漢書』「郊祀志下」によって，丞相の匡衡らが「帝王之事莫大乎承天之序，承天之序莫重於郊祀，故聖王尽心極慮以建其制。祭天於南郊，就陽之義也；瘞地於北郊，即陰之象也。天之於天子也，因其所都而各饗焉。往者，孝武皇帝居甘泉宮，即於雲陽立泰畤，祭於宮南。今行常幸長安，郊見皇天反北之泰陰，祠后土反東之少陽，事與古制殊。（中略）昔者周文武郊於豊鄗，成王郊於洛邑。由此観之，天随王者所居而饗之，可見也。甘泉泰畤，河東后土之祠宜可徙置長安，合於古帝王。願與群臣議定。」（1253～）と上奏したが実行されていなかった。

6）当時の「郊議」に関する史料は『漢書』「郊祀志下」や各列伝に示したが，徐天麟『西漢会要』「礼四」の「郊議」によく関連史料をまとめたので参考しやすいのである。

経て続いたが解決することができなかった。議論の焦点は長安南北の郊祀のみならず，また天子祖祭における「祖統」と王「統」の問題や「漢家」の「受命」，つまり「革命」論にも関わる議論などとなった。結局は，平帝時代に王莽らの士大夫が折衷案の「郊議」論を提出した。そこでは一部の郊祠を遷徙，或いは撤銷したりするべきであると主張した[7)]。

このような背景で，王莽は自分が「秉政専権」した平帝時代において自ら提出した「郊議」論に基づいて，長安都を改造する第一弾を打ち上げた。すなわち，表でまとめた史料で示したように，王莽が行った長安都大改造は彼が皇帝になる前と後の時期によってそれぞれの動きがあった。前期における四件の長安都を改造する動きは，

元始二(2)年　「郡国大旱，起五里於長安城中，宅二百区，以居貧民」(「平帝紀」)

元始四(4)年　「奏起明堂・辟雍・霊臺，為学者築舎萬区」(「王莽伝」上)

元始五(5)年　「羲和劉歆等四人使治明堂・辟廱」(「平帝紀」)

元始五(5)年　莽又頗改其祭礼，曰「使有司奉祠南郊（中略）使有司奉祭北郊」，「三十余年間，天地之祠五徙焉」(「郊祀志」)

と記されている。

この４件は「長安城の中に」「民居の里」（如淳の語）を造った條を除いて，１件は50年の時を経て議論しても決定されない「天地の祠」を「改作」したことであり，「有司に命じ南郊に奉祠させ」，「有司に命じ北郊に奉祭させ」たことである。そうして「三十余年の間に，天地の祠は五たび移り変わった」というような不安定な事態がついに定まったのである。

他の２件は「(王莽）奏して明堂・辟雍・霊臺を起さんとす」と「羲和劉歆ら四人に明堂と辟廱を治めさせた」ことである。２件とも周礼に基づいて長安都にはなかった明堂・辟雍・霊臺を新築したのである。顔師古の注に引用された応劭に「明堂所以正四時，出教化。明堂上圜下方，八窓四達，布政之宮，在国之陽。（中略）辟廱者，象璧圜，雍之以水，象教化流行。」とあり，また，『大戴礼』に「明堂，以茅蓋，上圓下方。天子曰霊臺」とある。つまり，王莽が新築した明堂・辟雍・霊臺などはワンセットとして「国の陽に在る」「郊兆」祭祀施設であったのだろう[8)]。

従って，王莽が都改造の前期には，周礼によって「郊兆」の祭祀施設を標準とした特徴があったと言えるだろう。それらの一連の「郊兆」改造には少なくとも３つの意義がある。１つめは，『周礼』に記録した都の南北郊外において「天地の祠」をモデルとしてそれを現実化し

7）成帝期～平帝期にかけて三十年以上の「郊議」は議題や観点が多くて議論が繁雑である。それらの内容を筆者がかつて５つのポイントに絞ってまとめた。拙作「漢元帝以降前漢の「是古非今を好む」改革について―新莽復古改革の由来も含めて―」『異文化研究』(2018年，第12号)「3.3成帝の「事與古制殊」という郊祀を議す」(pp. 29–30）を参照。

8）劉瑞『漢長安城的朝向軸線与南郊礼制建築』(中国社会科学出版社，2011）に長安遺跡の南郊にある東組建築群は王莽が元始五年に造った「元始明堂」だろうと判断した。

たこと。２つめは，明堂・辟雍などの施設を郊外においての「宣政」「祭祀」施設を創り，それが漢代以来の「天人合一」の皇権思想を具像化したこと。３つめは，以後2000年以上を経るまで，どんな時代にも都の南北郊に「天地の祠」を設定する制度は恒定してそれが標準化したこと。

４．「東都」「西都」という両都制への「改制」

一般論では後漢代の都洛陽は当然，開国した皇帝の光武帝劉秀が造ったといえるが，厳密にいうと，その洛陽都建設の設計・実施とも王莽がスタートさせ，その後劉秀が新莽の企画したものを完成させたということでしかない。実は，王莽が洛陽都を建設しようとした発端は上述した翼奉の「遷都」論にはじまる。しかし，翼奉が「盤庚改邑以興殷道」を根拠として「遷都」しようとしたのとは違い，王莽は周王朝を真似て「東都」「西都」という両都制を作りたかった。

すでに述べたように，新（莽）帝国が成立してからの八年間は，王莽の都改造中期に当たる。その期間の主な都改造は，明らかに洛陽を「東都」とする両都制という新しい動きが出てきたのである。

例えば『漢書』「王莽伝」の記録によると，始建国四(12)年，王莽は詔書を下し，

「昔，周の二后命を受け，故に東都・西都の居あり。予の受命も蓋し亦た之の如し。其れ洛陽を以て新室の東都と為し，常安を新室の西都と為す。」

(「昔周二后受命，故有東都，西都之居。予之受命，蓋亦如之。其以洛陽為新室東都，常安為新室西都。」)

と言った。

王莽は詔令で自分が周の「東都，西都の居」を学んで，すなわち周王朝が「東都」を洛陽とし，「西都」を灃鎬としたように，「新室東都」洛陽と「新室西都」常安を作ろうと明言していた。ここで考えるべきなのは，「新室東都」と「新室西都」を並べて両都制となったが，「新室東都」と「新室西都」の両者のいずれを主な都とするかという問題が不明であった点である。

たしかに，これについて王莽は明白に言ってはいなかったが，筆者は以下の史料で王莽が新(莽）帝国を作る前，長安都を改造せず，新しい国家を建立してから翼奉の「遷都」論を修正して両都制を始めようとしたわけだが，目標としては「天下の中」にある洛陽を首都とし，長安を副都としたかったのではないかと判断したい。

まず，第２節で示した「王莽都改造措置年表」を見れば分かるように，王莽が皇帝となった初年の始建国元(9)年に「長楽宮」を「常楽室」，「長安」を「常安」と改名した。「長安」を「常安」にしたのは，一見その根拠とする「長治久安」「常治久安」の二つの文章はそれほど意味が変わらないが，「常」には「嘗て」の意味もあるが「長」には「嘗て」の意味がない。すなわち，「常安」とは「嘗て安泰だった」，「常楽」とは「嘗て楽だった」の意味がある。故に，

「常安」は「洛陽」と比べたら「嘗て安泰だった」都であるという意を示唆した可能性がある。そして，その都の改名について当時の長安人がどう思ったのかは重要な判断材料となる。次の史料をみてみよう。

『漢書』「王莽伝」に始建国五(13)年，

是時，長安の民は莽雒陽を都せんと欲すと聞き，肯えて室宅を繕治せず，或は之を徹ぞき。莽曰く「玄龍石の文に曰く『帝徳を定め，雒陽に国（みやこ）せよ』と。符命著明なるも敢えて欽んで奉ぜず。始建国八年を以て，歳星紀に纏り，雒陽の都に在る。其れ謹んで常安の都を繕脩せよ。壊敗せず。敢えて犯す者あれば，輒ち名を以聞かせ，其の罪を請え。」

(是時，長安民聞莽欲都雒陽，不肯繕治室宅，或頗徹之。莽曰：「玄龍石文曰『定帝徳，国雒陽』。符命著明，敢不欽奉！以始建国八年，歳纏星紀，在雒陽之都。其謹繕脩常安之都，勿令壊敗。敢有犯者，輒以名聞，請其罪」)

とある。

ここでわかるのは，当時，王莽が「東都」「西都」と併称していたとはいえ，「長安民」はすでに長安都の位置がこれから降格すると感じていた。故に，彼らは「莽が雒陽に都しようとしていると聞くと，宮宅を修繕しようせず，或いは之を頗ぶる壊した」のである。その風評被害を止めるために，王莽が「帝徳を定め，雒陽に国（みやこ）せよ」という符命を根拠として解釈したのである。すなわち，「雒陽に都しよう」とは天命を尊ぶ動きだと強調して，人民には「謹んで常安の都を脩繕せよ。とり壊してはならない」と求め，さらに「あえて違反する者があればすぐその名を挙げて上聞し，その罪を請え」と強制した。その禁止令の効果があったかどうかは史料がないので分からないが，当時の「長安民」はすでにいわゆる「帝徳を定める」雒陽のランクが将来必ず「常安」という「嘗て」の首都より高くなることを予測したことと王莽がそれを否定できなかったことは当時の事実だったと考えてよい。

王莽が洛陽に「新室東都」を作ろうとしたことは決して空論ではなかった。翌年の天鳳元(14)年正月，王莽は言った。

「予は二月建寅の節を以て巡狩の礼を行い，太官は糒・乾肉を齎し，内者は張坐臥を行い，過ぎる所給する所有るを得ること毋れ。予の東巡，必ず躬ら耒を載せ，縣毎に則ち耕し，以て東作を勧めよ。予の南巡，必ず躬ら耨を載せ，縣毎に則ち薅し，以て南偽を勧めよ。予の西巡，必ず躬ら銍を載せ，縣毎に則ち穫し，以て西成を勧めよ。予の北巡，必ず躬ら拂を載せ，縣毎に則ち粟し，以て蓋藏を勧めよ。北巡狩の礼畢れば，土中に即き雒陽の都に居ろう。敢えて趨讙犯法あれば，輒ち軍法を以て事に従おう。」

(「予以二月建寅之節行巡狩之禮，太官齎糒乾肉，内者行張坐臥，所過毋得有所給。予之東巡，必躬載耒，毎縣則耕，以勸東作。予之南巡，必躬載耨，毎縣則薅，以勸南偽。予之西巡，必躬載銍，毎縣則穫，以勸西成。予之北巡，必躬載拂，毎縣則粟，以勸蓋藏。畢北巡

狩之禮，即于土中居雒陽之都焉。敢有趨讙犯法，輒以軍法從事。」）

結局は王莽が１年以内に四方へ巡幸を行い，国土の中央に着き洛陽の都に居ようという企画は，大臣らが皇太后の服喪中のため，「且無巡狩，須闋大服，以安聖體」という理由で止めた。しかし，王莽は巡狩自体をやめたわけではなく，大服後に延期しようと決めた。王莽は彼らに，

「群公・群牧・群司・諸侯の庶尹よ，願わくは力を尽くし相帥えて兆民を養牧し，以て予を稱せんと欲す。此に繇り敬んで聴き，其れ之を勗めよ。食言するなかれ。更めて天鳳七年を以て，歳は大梁に在り，倉龍は庚辰にあり，巡狩の礼を行なう。厥の明年，歳は實沈に在り，倉龍は辛巳にあり，土の中，雒陽の都に即く」

（「群公，群牧，群司，諸侯，庶尹願盡力相帥養牧兆民，欲以稱予，繇此敬聽，其勗之哉！毋食言焉。更以天鳳七年，歳在大梁，倉龍庚辰，行巡狩之禮。厥明年，歳在實沈，倉龍辛巳，即土之中雒陽之都」）

と令した。そしてまた，遷都に着手した。

王莽は，

乃ち太傅平晏・大司空王邑を遣わし，雒陽に之き，宅兆を営り相させ，宗廟・社稷・郊兆を図り起させたと云う

（乃遣太傅平晏，大司空王邑之雒陽，營相宅兆，圖起宗廟，社稷，郊兆云）

ように，計画を実施し始めた。

以上の史料で分かるのは，彼が両都制の構想にとどまらず，すでに近い将来，帝国の東西南北へ巡幸してから，必ず「四方国土の中央に即き，雒陽の都に居よう」とスケジュールを立てていたことである。彼が古代の君主をまねて四方の国土を巡幸し，「土の中」の洛陽を都にしようという計画を立てていたのは明白である。故に，王莽の両都制には将来的に洛陽を首都にして，常安を副都とする主旨が含まれていたことは明らかである。

つまり，王莽は漢の平帝期には長安の改造に専念していたが，新（莽）帝国が成立してからようやく周制によって雒陽「東都」と長安「西都」の両立する両都制の案を出し，ついに「雒陽の都に居よう」とする時間表を提出して，大臣らを派遣し，「雒陽に行って，宅兆をはかり相させ，宗廟・社稷・郊兆を図り起させる」という「遷都」事業の実施に移ったのである。

遷都の基本方針を決めても，王莽は長安都の改造を持続させたが，次節に述べるように，それは副都を築くことに過ぎなかった。

５．王莽が「廟議」を実践した「寝廟」の改造

冒頭に言及したように，漢帝国の長安都は庶民の出身皇帝と大臣らによって成立した帝国の都であり，貴族祖先の陵墓は存在しなかった。漢は秦帝国の咸陽都と雍故都のような政治の都と祭祀の都というようなペア的な構造が存在しない。故に，都は政治と祭祀中心の同心円構造となった。一言でいえば，このような都の構造ではいつか必ず「祖統」と王「統」が両立でき

ないという矛盾が発生するはずである。

結局のところ，翼奉が提出した都や地方における「寝廟」施設不備の問題は，前漢元帝の時代から約50年間に渡り，朝廷の士大夫によってしばしば議論された課題であった。すなわち，いかにして「寝廟」を改造するかという問題は王莽の新帝国としては，もう避けられない問題であった。ここでは王莽の長安都の「寝廟」改造について検討したい。

まずは当時の「寝廟」改造についての朝廷の議論から述べよう。

「廟議」とは宗廟礼制についての議論である。それは漢の元帝の時代にもこの課題をめぐる「廟議」[9]が繰り返しあったが，それらの「廟議」で最も議論されたことは都と郡国とに天子廟があったという問題である。

『漢書』「韋賢伝」によると，その議論は元帝が即位して間もない頃に早くも提起され，諫大夫の貢禹は「古者天子七廟，今孝惠・孝景廟皆親尽，宜毀。及郡国廟不応古礼，宜正定」という奏言をしたのである。貢禹は「古は天子が七廟なり」という古制によって，一つに，都にある後嗣のない惠帝と景帝の廟を「宜しく毀」するべきと提案した。もう一つに「古礼に応らない」郡国の廟を廃止するべきとした。しかし，その提案が，「未だ施行に及ばず，而して禹，卒す」となった。数年後の永光四（前40）年，「乃ち下詔し先ず郡国廟を議罷す」と「廟議」を行って大臣らの意見を聞くことになった。その際，丞相玄成・御史大夫鄭弘・太子太傅嚴彭祖・少府歐陽地余・諫大夫尹更始等七十人（『漢紀』に「十七人」とした）皆が，

「臣聞，祭非自外至者也，繇中出，生於心也。故唯聖人為能饗帝，孝子為能饗親。立廟京師之居，躬親承事，四海之内各以其職来助祭，尊親之大義，五帝三王所共，不易之道也。（中略）臣等愚以為宗廟在郡国，宜無修，臣請勿復修」

と上奏した。

ここで注目すべきなのは「宗廟郡国に在り，宜しく修むること無し」と提案すると同時に，「立廟京師」という「廟議」もしたことである。前漢末までは如何なる「京師に廟を立つ」という「廟議」も絶えてなかったのである。

禹貢が提出して多くの人々によって「廟議」された天子廟の配置問題は，漢の元帝以後にも屢々士大夫から「是古非今」（『漢書』）という批判を浴びるようになり，ついに天子廟の配置の問題は漢代行政地理改革の一大項目となった。これが後に王莽が行った「常安」都「寝廟」改造の背景となったのである。

すでに第２節で述べたが，王莽が「更めて明堂で諸侯に茅土を授けた」儀式を行った天鳳四(17)年から彼が殺された地皇四(23)年の７年間は，彼の都改造の後期に当たる。この時期は中期の「遷都」に当たる特徴とは違い，表を見れば分かるように後期の「孝武・孝昭廟」「高廟」

9）当時の「廟議」に関する史料は『漢書』「郊祀志下」や各列伝に示したが，徐天麟『西漢会要』「礼四」の「郊議」によく関連史料をまとめたので参考しやすいのである。

「九廟」の改造には，いずれも翼奉が言った「寝廟」祭祀を「改作」したという特徴がある。言い換えると，中期で「遷都」を決めた後，後期になると王莽はどのように「常安」の都を祭祀の役割を担った副都に改造したら良いかという現実問題に直面したと言えるだろう。

『漢書』「王莽伝下」によると，

（天鳳）六年の春，莽盗賊の多きを見，乃ち太史に令じて三萬六千歳の暦より推し紀せて，六歳に一度改元せしことを，天下に布す。（中略）明年，元号を改めて地皇と曰ふ。三萬六千歳の暦号に従う也。（地皇元年）莽四方に盗賊の多いのを見，復た之を厭えんと欲す。又た書を下して曰く「予の皇初祖考黄帝は天下を定だめるや，兵を将いて上将軍と為り，華蓋を建て，斗献を立つ（中略）。気を望んで数を為す者多く土功の象あり」

莽又た四方に盗賊多きを見，自ら安んずる為に能く萬世の基を建てる者を視（し）めさんと欲して，乃ち書を下して曰く「予は命を受けて陽九の厄，百六の会に遭い，府帑空虚し，百姓匱乏し，宗廟未だ修められず，且く明堂・太廟に祫祭し，夙夜永く念い，敢えて寧息するにあらず。深く吉昌を惟うに今年より良きは莫し，予乃ち波水の北，郎池の南を卜し，玉食と惟う。予又た金水の南・明堂の西を卜し，亦た玉食と惟う。予将に親から焉に築かん。遂に長安城の南に営す，提封百頃なり。」

「城西の苑中の建章・承光・包陽・大臺・儲元宮及び平楽・当路・陽禄館ら，凡そ十余個所を壊徹し，其の材瓦を取り，以て九廟を起つ。（中略）九廟，一を黄帝太初祖廟と曰い，二を帝虞始祖昭廟と曰い，三を陳胡王統祖穆廟と曰い，四を斉敬王世祖昭廟と曰い，五を済北愍王王祖穆廟と曰い，凡そ五廟を堕たずと云う。六を済南伯王尊禰昭廟と曰い，七を元城孺王尊禰穆廟と曰い，八を陽平頃王戚禰昭廟と曰い，九を新都顕王戚禰穆廟と曰う。殿皆な重屋なり。太初祖廟東西南北各々四十丈，高さ十七丈，余廟之に半し，銅の薄櫨を為し，金銀琱文を以て飾りて，百工の巧を窮極す。高きに帯び，下に増し，功費数百鉅萬なり，卒徒の死者は萬を数う。（中略）三年正月，九廟の蓋構成り，神主を納れり」

（（天鳳）六年春，莽見盗賊多，乃令太史推三萬六千歳暦紀，六歳一改元，布天下。（中略）明年改元曰地皇，従三萬六千歳暦号也。（地皇元年）莽見四方盗賊多，復欲厭之，又下書曰：「予之皇初祖考黄帝定天下，将兵為上将軍，建華蓋，立斗献（中略）。望気為数者多言有土功象」

莽又見四方盗賊多，欲視為自安能建萬世之基者，乃下書曰：「予受命遭陽九之厄，百六之会，府帑空虚，百姓匱乏，宗廟未修，且祫祭於明堂太廟，夙夜永念，非敢寧息。深惟吉昌莫良於今年，予乃卜波水之北，郎池之南，惟玉食。予又卜金水之南，明堂之西，亦惟玉食。予将親築焉。於是遂営長安城南，提封百頃。」

「壊徹城西苑中建章・承光・包陽・大臺・儲元宮及平楽・当路・陽禄館，凡十余所，取其材瓦，以起九廟。（中略）九廟，一曰黄帝太初祖廟，二曰帝虞始祖昭廟，三曰陳胡王統祖穆廟，四曰斉敬王世祖昭廟，五曰済北愍王王祖穆廟，凡五廟不堕云。六曰済南伯王尊禰昭

廟，七曰元城孺王尊禰穆廟，八曰陽平頃王戚禰昭廟，九曰新都顕王戚禰穆廟。殿皆重屋。太初祖廟東西南北各四十丈，高十七丈，余廟半之。為銅薄櫨，飾以金銀琱文，窮極百工之巧。帯高増下，功費数百鉅萬，卒徒死者萬数。（中略）三年(22)正月，九廟蓋構成，納神主」）

ここで分かるのは，第一に，王莽が四方に盗賊が多いのを見て，「之を厭えよう」と考えて，年号を改めて，初祖考黄帝の軍事的威力を借りようとしたことが，後期都改造の背景となったということである。第二に，王莽が後期の都改造で最も重んじた事業が，自分の「宗廟」を建てることであったことである。第三に，王莽が卜して長安城の南に「宗廟」を営造したことである。第四に，王莽が旧漢王朝における上林苑の数多くの宮殿を取り壊してその材料で自分の「宗廟」をつくったということである。第五に，「九廟」という「宗廟」は『資治通鑑』胡注によれば「祖廟五，親廟四」である。第六に，王莽の造った「宗廟」が非常に立派なものであったことである。

それに対して，王莽は新帝国の「宗廟」を建築しながら，旧帝国の「宗廟」を壊すことも急務としていた。地皇二(21)年正月、王莽の妻が死んで、三男の新遷王安も病死した。莽漢孝武・孝昭の廟を壊し，子孫をその中に分葬した（莽壊漢孝武・孝昭廟，分葬子孫其中）」（「王莽伝下」）。

同年に，

莽長楽宮の銅人五枚起立するを夢みて，莽之を悪みて，銅人の銘に「皇帝初めて天下を兼ねんとす」の文あるを念いて，即ちに尚方の工に夢みし所の銅人の膺の文を鐫で滅りとらせた。また漢の高廟の神霊に感じ，虎賁の武士を遣はし高廟に入り剣を抜き四面を提き撃ち，斧して戸牖を壊し，屋壁に桃湯・赭鞭を鞭灑し，軽車校尉に令して其の中に居らせ，又た中軍北壘に令して高寝に居らせた。

（莽夢長楽宮銅人五枚起立，莽悪之，念銅人銘有「皇帝初兼天下」之文，即使尚方工鐫滅所夢銅人膺文。又感漢高廟神霊，遣虎賁武士入高廟，抜剣四面提撃，斧壊戸牖，桃湯赭鞭鞭灑屋壁，令軽車校尉居其中，又令中軍北壘居高寝。）（「王莽伝下」）

ここで明らかになったのは，王莽の「寝廟」「改作」には，「九廟」の建設と劉氏宗廟の破壊という二つの目的があったことである。その背景には盗賊の多発と旧劉氏宗室の復興勢力を王莽が恐れたという理由があった。つまり，王莽は自分の帝国が終わるという危機感があり，王氏の祖廟を急ぎ建築したことと劉氏旧勢力の祖廟を壊したことはペアであり，王莽が最後に都の改造努力した所以だったことが分かる。従って，もし王莽の両都制がうまく実現したら，「東都」洛陽は政治的な首都になり，「西都」常安は祭祀的な副都となったはずであろう。

6．おわりに

前漢時代の都は政治と祭祀中心の同心円構造となり，「祖統」と王「統」が両立できない構

造的な矛盾が存在していた。元帝時代に至ると，翼奉が長安都における現行の「郊兆」祭祀と「寝廟」祭祀とも「改作」しなければならないという「遷都」論を提出してから，半世紀ほどの間に，「郊議」「廟議」という朝廷議論が繰り返され，実施と失敗も断続しつつ，漢の平帝期になると，ついに王莽が都の改造を開始した。

王莽の都の改造には，区画・新築・改築・改名・両都制などの5項目，15件の措置があったが，その改造は同時進行した措置でなく，平帝時代の前期・新（莽）帝国時代前半の中期・後半の後期というプロセスがあり，「郊兆」の「改作」から「遷都」の「改作」へ，更に「寝廟」の「改作」へと移行した三段階の特徴がそれぞれにあった。

王莽が都改造の前期には周礼によって「郊兆」の祭祀施設をつくり，南北郊外には「天地の祠」，明堂・辟雍を郊外に造り，「宣政」「祭祀」施設を創り出したことは，後の歴代の都制度を不変のものとして標準化したという意義がある。

王莽は漢の平帝期に長安の改造に専念していたが，新（莽）帝国が成立してから周制によって雒陽「東都」と長安「西都」が両立する両都制を創り出して，ついに「雒陽の都に居よう」と時間表を提出して，大臣らを派遣し，雒陽で宅兆を図らせ，宗廟・社稷・郊兆を図り起こさせるという「遷都」事業を実施した。

遷都の基本方針を決めてから，王莽の都改造は後期に行われることとなった。盗賊の多発と旧劉氏宗室の復興勢力の台頭によって，王莽の「寝廟」改作と「九廟」の建設が加速した。「東都」洛陽は政治的な首都として，「西都」常安は祭祀的な副都として同時に造っていた最中，新（莽）帝国が倒れることとなった。

王莽の都改造は未完成に終わったのであるが，その構造的な両都制の設計や「郊兆」「寝廟」の「改作」などの歴史上の位置とその意義は決して無視できないだろうと考える。

［特別寄稿］

『アフターダーク』における「暴力」とその克服

徐　　谷　芃

はじめに

アメリカの日本文学者ジェイ・ルービン（Jay Rubin）はかつて，生と死の意味，真実の本質，時間の感覚と記憶および物質世界との関係，また愛の意味など，人間社会における根本的な問題を探究するのが村上春樹文学の本質であると語っている[1)]。これを踏まえて，筆者は村上の代表作『ノルウェイの森』と，村上文学の原点とされるアメリカ作家スコット・フィッツジェラルドの代表作『グレート・ギャツビー』とを比較して分析した。若者の恋を反映する二つの作品は，いずれも主人公に対して高貴・滑稽・悲劇という「アメリカン・ドラマツルギー」で描写していることから，創作の基調・作風・技法において，アメリカ文学とりわけフィッツジェラルドの作品から影響を受け，自らの作風を豊かにしたのが村上文学のもっとも注目すべき特徴であると確認した。さらに，村上やフィッツジェラルドの文学が世界的に受け入れられる要因は，アメリカや日本という異質的な社会から資本主義が世界を席巻した中から出てきた人間社会の同質性の問題にアプローチしていく作者の姿に，さまざまな国や地域で共鳴がおこされたのではなかいと指摘した[2)]。

では，このような「人間社会の同質性の問題」とは，いかなるものであろうか。村上春樹の創作に即してみていくと，それを解くヒントが秘められているように思われる。

1979年のデビュー作『風の歌を聴け』が世に問われて以降，その創作にはいくらかの変化があったと言われるが，村上自身には一貫した姿勢も認められる。人物像の描写や物語の展開が異なるものの，人の心の底に隠される闇の部分を描こうとするのである[3)]。「闇の世界はなにかというと，そこにはえんえん積み重なった歴史的な暴力というのが存在しているのです」[4)]という思いの下で，闇とそこに付随する暴力の影を断ち切るために，たえず模索し，時には厳

1）Jay Rubin. *Haruki Murakami and the Music of Words*, Random House UK, 2005. 日本語訳，ジェイ・ルービン『ハルキ・ムラカミと言葉の音楽』，畔柳和代訳，新潮社，2006年。

2）拙稿「村上春樹『ノルウェイの森』におけるアメリカン・ドラマツルギー」，『研究論集』第11集，河合文化教育研究所，2014年。

3）拙稿「村上春樹文学の世界性を読もう――『アフターダーク』を通して見る」，『研究論集』第13集，河合文化教育研究所，2017年。

4）河合隼雄，村上春樹「村上春樹，河合隼雄に会いに行く」（第二夜），『世界』1996年5月号，岩波書店，230頁。

しい戦いも強いられる主人公たちの姿は，村上の作品において次々に描かれ，読者に感銘を与える。

本稿では，2004年に刊行された11作目の長編小説『アフターダーク』を取りあげ，暴力や闇に対して，村上がどのように取り組み，格闘しているのかを具体的に分析してみたい。それと同時に，この暴力と闇を生み出した時代的・社会的要因とは何かという問題にも考えることとする。

一

約11万字のこの作品は，複雑な物語ではない。19歳の女子大生浅井マリは東京にある外国語大学で中国語を勉強している[5)]。ある日の夜（深夜23時56分から翌朝６時52分まで），思わぬ暴力事件に巻き込まれる。ラブホテル「アルファヴィル」で，コンピュータエンジニアの白川という男は，中国人の女の子グオ・ドンリを買春する。グオは生理のために，求められたサービスができず，白川に殴打され，服も持ち物もすべて奪われる。マリは中国語を話せるため，姉の友達高橋テツヤの紹介で，「アルファヴィル」に行って通訳の手伝いをする。それをきっかけに，彼女は何人かの登場人物と話し合うことになり，自分を悩ませる姉妹関係に新しい認識を得る。

一方，お金持ちの女の子が行くミッション系の私立大学に通い，雑誌のモデルをしたり，テレビの番組に出たりするなど，妹のマリより恵まれている姉のエリは，もっと深刻な悩みを抱える[6)]。姉妹二人は，同じ家に住みながら，なぜか話し合いはなく，その場から逃げようとする。そしてエリの場合は，こんこんと二ヶ月も眠り続けるという奇妙な行動を取る。

作品は積極的な行動を取る妹のマリと眠り続ける姉のエリ，明暗をわける二つの筋からなるが，それらを一体にしたのが白川に他ならない。

「身長も，体型も，髪型もごく普通。通りですれ違ってもほとんど印象に残らないタイプだ」(p. 105）と描かれている白川は，人々に知的な印象を与え，教養もありそうなごく普通のサラリーマンである。しかし，夜という暗闇の中では，女性に暴力を振るうものへと豹変する。人を殴打する行為からすれば，白川は悪人と言ってもよいのかもしれない。「アルファヴィル」のマネージャーであるカオルの言葉を借りれば，「悪質なやつだな，まったく」(p. 59)。

一体，彼を劇的に変身させたのはいかなるものであろうか。

5）加藤典洋氏は「中国とは，村上にとって何なのか」という問題を意識して，「それは，村上春樹かな，といってよいほど，何か原初的な形で中国に対して罪責感ないし良心の呵責ということを強く感じていた」と指摘する。村上文学と中国との関係を考える際，参考に値するのであろう。加藤典洋「村上春樹の短編から何が見えるか――初期三部作を中心に」，菅野昭正編『村上春樹の読み方』平凡社，2012年，250頁。

6）村上春樹『アフターダーク』講談社文庫，2015年第31刷，241頁。なお，本文中には頁数のみを示す。

白川は日ごろ単調な生活を送る傍ら，ソフトウェアの開発でストレスを抱え，さらに会社からの細かく厳しい注文にも応えねばならず，そのために，殆ど毎日のように深夜まで残業をしなければならない。「不景気だから，給料はあがらず，残業ばっかり増える」(p. 203) と，タクシーの運転手に言った文句は，精神的にも肉体にも大きな圧力にさらされていることを物語る。「アルファヴィル」で買春した際，お金を払ったにもかかわらず，サービスをしてもらえず，結局は暴力事件へと発展し，相手に肉体的な危害を加える。自らにのしかかる圧力やストレスを発散しようとするためだったのであろう。

読者は第三者として，好き勝手に白川を憎悪したり，蔑視したりするのもよいであろうが，作者の村上はそれをさせずに，却って読者を白川のすぐそばに連れていく。

> しかし眠気は訪れない。身体はたしかな疲労を訴えているのだが，頭の中に，彼を眠らせまいとするものがある。何かがつっかえているのだ。その何かをうまくやり過ごすことができない。……夜は終わりに近づいているが，彼にとっての夜は簡単には終わりそうにない。(p. 257)

事件後の白川は一夜も眠れなかった。暴力は自らの不安やプレッシャーを和らげるどころか，終わらない夜をつくってしまったのである。

浅井エリを描く場面にも，白川が再び登場する。というより，白川のような人が現れる。エリについての描写は，神秘的かつ異様な雰囲気が漂うのである。昏睡を続ける彼女の部屋に一台のテレビがあり，その画面に白川が深夜に仕事をしていたオフィスに似たような空間が映される。一人の「顔のない男」がテレビ画面を通してエリを見つめている。男の顔は，半透明なマスクで包まれているが，それはフィルムのようにぴたりと顔に密着しているものである。村上はこのマスクを次のように描く。

> しかしその匿名的な外皮がどのような素材を用いて，どのような技術で作られたのか，外から見ただけでは見当がつかない。そのマスクには呪術性と機能性が等しく備わっている。それは古代から闇とともに伝えられたものでもあるし，また未来から光とともに送り込まれてきたものでもある。(p. 75)

古の時代から伝わってきた闇，ひいては人間性における暗さ・醜さ・暴力といった側面を意味するマスクの描写は，冒頭で引用した「闇の世界はなにかというと，そこにはえんえん積み重なった歴史的な暴力というのが存在しているのだ」という村上の言葉が連想されよう。高橋が，その存在を暴きだす象徴的なことを言う。

> 君のお姉さんはどこだかわからないけど，べつの「アルファヴィル」みたいなところにいて，誰かから意味のない暴力を受けている。そして無言の悲鳴を上げ，見えない血を流している。(p. 192)

アメリカの名作『見えない人間』の主人公を彷彿させる「顔のない男」は，闇・暴力といっ

た「人間悪」を具現したような存在と言えよう[7)]。『アフターダーク』中国語版の翻訳者で，村上文学の研究者でもある林少華は，白川という人物の存在が伝統的な「悪」でもなく，「絶対的な悪」でもないと指摘したうえ，それがすでに善と悪の基準を超え，現代社会におけるある種の普遍性の持つ「悪」の表れに他ならないと述べる[8)]。興味深い指摘であるが，「善」あるいは「悪」自体は，人間性にかかわる両面性のあるものであり，それを考えるのは一種の普遍性を持つ問題でもある[9)]。より明確に言うならば，作中のどの人物も，現実の世界に生きる誰でも，正常に思惟できる人間である以上，善や悪というものを常に兼ね備えているのである。ここで問題にしたいのは，暴力を振るった白川が働いていたオフィスのような空間で姿を見せる「顔のない男」の出現が，果たして何を意味するのかということである。

村上自身の指摘によれば，「白川は問題のある人である。しかも非常に問題のある人である」[10)]。白川という人物の存在は，明らかに読者に「問題」を感じさせるのであり，暴力の予感を人々に伝えるのである。 このような予感を抱きつつ読み進めていくと，次の暴力の対象となるのが，もしかして「アルファヴィル」のマネージャーであるカオルかもしれない，あるいは従業員のコオロギやその他の人物であるかもしれないと考えさせられる。もっと明確に言うと，作品を読んでいる人々にもひしひしとある種の暴力に襲われるような感すら抱かせる。

勝原晴希は，エリがこのような男から監視を受けることが一種の暴力の表れであり，それが紛れもなく西洋より始まり，やがて世界を席巻してゆく「近代」という装置から発せられたものであると分析する[11)]。つまり，村上が作品を通して描こうとする「悪」とは，私たちの生きているこの現実の世界のどこにも見られ，一種の普遍性のあるものと言えるが，その根源は，「近代」という装置，あるいは現実の社会から生まれ，やがて一種の暴力と化して人々を覆って行くものなのである。

しかし，村上はここにおいて，心の底に起因する白川式暴力の描写を目的とせず，登場した他の人物の在り方を通して，「近代」という社会構造における暴力や悪をいかに克服すべきかを模索しようとする。次は，浅井マリと高橋の人物像からこの点を確認しておこう。

二

マリは普通の女子大生であるが，彼女にはずっと悩みがある。小さい頃から学校でいじめら

7）『見えない人間』と『アフターダーク』との比較について，前掲拙稿「村上春樹文学の世界性を読もう――『アフターダーク』を通して見る」を参照。

8）林少華「『天黒以後』的善与悪」，『天黒以後』訳者序，上海訳文出版社，2005年，4頁。

9）林少華の村上春樹論について，何憶鴿「林少華における村上春樹像――悪と暴力を巡って」，『多元文化』15，2015年，を参照。

10）村上春樹「二十五年的創作人生」，『時報人間・劉黎児専訪村上春樹』，2005年２月18日－20日。

11）勝原晴希「暴力装置としての近代――村上春樹『アフターダーク』」，『日本文学』54巻１号，日本文学協会，2005年。

れ，家でも常に引け目を感じている。二歳年上の「感じやすい白雪姫」のような姉エリの前に，自分をまるで「丈夫な山羊飼いの娘なわけ」と思っている（p. 173)。姉はまわりからちやほやされているが，自分にはつけいる隙がなかった（p. 187)。「ちっぽけで，ほとんど何の力も持っていない。知識も足りないし，頭だってたいした出来じゃない。美人でもないし，とくに誰かに大事に思われているわけでもない」(p. 190）と，姉と妹の二人は同じ家に住んでいても，殆ど違う生活を送ってきたため，姉妹の間に心を開いて話し合うようなことはなかなかない。

この事態を一層複雑化させたのは，エリが理由もなく延々と「昏睡」を続けることである。余りの孤独や不安に耐え切れず，ある夜マリはついに家を出た。町中をぶらぶら歩いて，深夜になっても帰らない。寂しさを紛らわすために，彼女はレストランで本を読み，タバコを吸い，一晩中時間つぶしをする。

暗闇の中，姉の友人高橋，中国人の女性グオ・ドンリ，「アルファヴィル」のマネージャーカオル，従業員コオロギと話し合う機会を得たマリは，人の前に白雪姫を装っている姉が実はとんでもないプレッシャーに悩まされていることを初めて知った。人生経験豊富なコオロギはエリについてこう語る。

> お姉さんはなんか大きな問題を，心の中に抱え込んでるんやないかな。自分一人だけの力ではどうにも解決のつかんようなことを。そやから，とにかく布団に入って眠り込んでしまいたい。とりあえずこの生身の世界を離れてしまいたい。(p. 240)

「大きな問題」は，やがて高橋の話によって明らかにされる。エリは，お金持ちの女の子が行くミッション系の私立大学に通い，雑誌のモデルをしたり，テレビの番組に出たりするなど，妹よりずいぶん恵まれているが，その素敵な外見や生活ぶりと裏腹に，アレルギー，薬の依存症，心を許せる女友だちがいないといった悩みを抱えているようである（p. 172, p. 179)。それだけではない。昔から妹のマリに対して，コンプレックスや羨望みたいなものを感じ続けていたのである。

> 妹である君はいつも，自分が手に入れたいものごとのイメージをきちんと持っていた。ノーと言うべきときには，はっきりそう口にすることができた。自分のペースでものごとを着々と進めてきた。でも浅井エリにはそれができなかった。与えられた役割をこなし，まわりを満足させることが，小さい頃から彼女の仕事みたいになった。君の言葉を借りれば，立派な白雪姫になろうと務めてきたんだ。たしかにみんなにちやほやされただろうけど，それは時にはしんどいことだったと思うよ。人生のいちばん大事な時期に，自分というものをうまく打ち立てることができなかった……（p. 189–190)

人目が気になり，自分の道を歩けないエリは，「昏睡」しつつ，それによって現実を忘却しようとする。だが，異様な空間で「顔のない男」にじっと見つめられていることは，昏睡することで悩みや現実から逃れようとする方法がとうてい効果のないことを隠喩している。「(エ

リ）がべつの『アルファヴィル』みたいなところにいて，誰かから意味のない暴力を受けている」と指摘する高橋の言葉は極めて象徴的である。

暗闇を象徴する「顔のない男」に見つめられ，そのまま暗闇の世界で無言の暴力に包まれ，そこからなかなか抜け出せないのが，エリを取り巻く状況であるが，他方において，それは村上の目に映る「近代」という社会のありようでもある。彼は作中で言う。「チェーン・レストランなんかで出されるチキンは，わけのわからない薬物を投与されていることが多いから。成長促進剤だとか，その手のもの」(p. 16)。「鉄鋼の輸出ダンピング問題。急激な円高の是正についての政府の対策。母親が二人の幼児を道連れに自殺した。車の中にガソリンをまいて火をつけた。丸焦げになった自動車の映像。まだ煙が立っている。街ではそろそろクリスマスの商戦が始まっている」と（p. 257)。世界が一つになりつつある今日，どこの国に行ってもこのような現実を目の当たりにするのであろう。「顔のない男」のようなものは人々の周りに存在し，それは人々の意志によって動かされるものではなく，人と人との連帯をきれぎれに切り，困惑と恐怖を与えることになる。これこそが村上の指摘した「間違った」社会，すなわち「近代」という現実の社会の形態に違いない[12)]。

この「近代」社会についての村上の言葉からは，作者の持つ生きる世界へのイメージと思いを知ることができる。市場経済の進展につれて，生産者として市場に関わり，また消費者としても市場に関わるというように，その生活が全面的に市場に依存するようになっていくのである。生産と消費という人間の再生産過程がすべて市場を中心として編成されるということになると，人間のあり方そのものも変化してゆかざるを得ない。これまで家族・地域・学校・職場などの共同体を作っていた連帯の気持はうすれていき，反面人びとの個体化が濃厚となり，社会はそうした個体間の関係として現象することになる。そこで，村上はエリと「顔のない男」との関係を設定し，このような「近代」に生きる私たち一人一人の苦しみを描き出そうとする[13)]。この苦境とは，生産と消費によって組まれている「近代」という社会形態特有の暴力を表したものであり，言い換えれば一種の「悪」と理解してもよいものである。

問題は，この暴力と「悪」に対して，どのように対応していけばよいのかということであ

12）村上春樹は前掲「二十五年的創作人生」において「違った」社会を次のように語っている。「一九九五年は，日本の社会が戦後五十周年を迎えた節目の年である。どこかで間違いを犯しているのではないか，皆はそのように思っている。僕の世代は新しい方向を探る責任があると痛感する。戦後の日本人はゼロから出発して，一所懸命に仕事をして，豊かになろうとしている。台湾，韓国など，アジアの国々や地域はみなそのようになっている。みなはある程度富を得て，生活も安定してきているが，じゃ，みなは幸せだろうか。必ずしもそうではない。なぜなら，諸悪というさまざまな矛盾が突如として出現したのである。戦後を受け継いだ我々の世代はやはり責任を負わなければならないと思う。特にオウム事件が起こり，そこに特別に注目したのである。」

13）中島一夫は，「顔のない男」を設定した村上の狙いを作品全体と関連付け，『アフターダーク』とは，人間の交換可能性を縮減させる「監視・管理」の「アフター」にほかならないと指摘する。「村上春樹『アフターダーク』を読む」，『週刊読書人』2004年9月17日。

る。延々と眠りつづけ，現実から逃れようとする姉のエリに辟易し，家を出たマリは，ちょっとした契機によって，姉への思い，というより二人の間でしか味わうことのできない思いを次第に蘇えらせていく。そして幼稚園にいたころのある日，突然故障した真っ暗のエレベータの中で，小学校二年生の姉が自分を抱きしめ，守ってくれたことを思い出すと，その時点で，姉妹の間を繋ぐ絆を再び確認できたのである（p. 393)。本作品のクライマックスの一つは，家に戻ったマリについての描写である。彼女は，昏睡するエリの部屋に入り，上着を脱ぎ，姉のベッドの中にそっともぐり込む。

> 布団の中に身体を馴染ませてから，仰向けに眠っている姉の身体に細い腕をまわす。頬を姉の胸に軽く押し当て，そのままじっとしている。姉の心臓の鼓動の一音一音を理解しようと，耳を澄ませる。耳を澄ませながら，マリの目は穏やかに閉じられている。やがてその閉じた目から，何の予告もなく，涙がこぼれ出てくる。とても自然な，大きな粒の涙だ。……エリ，帰ってきて，と彼女は姉の耳元で囁く。お願い，と彼女は言う。それから目を閉じ，身体の力を抜く。目を閉じると，柔らかな大波のように，眠りが沖合からやってきて，彼女を包み込む。涙はもうとまっている。(p. 284, p. 286)

夜が訪れ，光のない世界では，人々は周りの静寂に包まれ，他人の邪魔からシャットアウトされる。そして外部から身を守るための仮面を外して，緊張した神経をリラックスさせ，安らぎや愉快さを求めようとする。昼間に貯められた様々なプレッシャーやストレスを駆除し，くつろぎながら友人や親族に悩みを打ち明ける。ただ，親族や友人といえども，互いに誤解や隔たりを生じる場合もある。逆に，全く知らない人でも，たとえごく短い会話をしたり，本音を吐いたりすることも可能である。人との出会いで，胸の内を明かす時こそ，人間の心の奥にある最も弱い部分，しかし最も真実に近い部分がおぼろげながらも見えてくる。この真実を逃がさなかった浅井マリは，これまでに一度も見せていなかった自らの意志で姉に寄り添ってゆく。まさにユビキタス暴力の影が断ち切られ，読者に感動を与える瞬間である。己の存在と利益だけを考える生き方から，人びと，一番近い家族との連帯を確認しようとする精神と行動へと転換することがマリの決断である。

三

エリとマリは姉妹でありながら，さまざまな面において格差や違いがある。それゆえに，二人の間には隔たりも生じてくる。だが，共通した面もある。「近代」という社会形態から有形無形の「暴力」を受けていることである。そこで，問題解決のために積極的に行動し，人間性の溢れる態度を見せたマリの姿が見事に描かれる。一方，村上は，「暴力」に対するもう一つの処し方を高橋という人物像に託している。小説の冒頭で，村上は彼を次のように描く。

> 入り口の自動ドアが開いて，ひょろりと背の高い，若い男が中に入ってくる。黒い革のハーフコートに，しわだらけのオリーブ・グリーンのチノパンツ，茶色のワークブーツ。

髪はかなり長く，ところどころでほつれている。……栄養がじゅうぶん足りていないという印象を受ける。(p. 10–11)

「しわだらけ」，「ほつれている」，「栄養がじゅうぶん足りていない」などの描写からは，高橋が決して裕福な生活をしているのではないが，楽観的，意のままに生きる性格が示されている。しかしながら，高橋には彼なりの悩みや逆境がある。まだ二十歳そこそこの若者であるが，いつも悪夢を見てしまう。彼は言う。

よく同じ夢を見る。僕は七歳で，また孤児になっている。ひとりぼっちで，頼れる大人はどこにもいない。時刻は夕方で，あたりは刻一刻と暗くなっていく。夜がすぐそこまで迫っている。いつも同じ夢だ。夢の中では，僕はいつも七歳に戻っている。そういうソフトウェアってさ，いったん汚染されると交換がきかなくなるんだね。(p. 218)

小さい頃に母親を亡くし，父親も刑務所に入っているため，すべて自力で生きなければならない高橋は，世の中の苦しみをなめつづける。彼にとって，悪夢は，親を失った不安と孤独から生まれたものであり，自らの意志で断ち切ることができない。なぜなら，人間である以上，夢をコントロールすることができないためである。ここで，悪夢に苦しめられることもある種の暴力と理解できるのであれば，逆にこの暴力は，人生や闇に対するずば抜けた見識を彼に持たせることになる。彼は「一人の人間が，たとえどのような人間であれ，巨大なタコのような動物にからめとられ，暗闇の中に吸い込まれていく。どんな理屈をつけたところで，それはやりきれない光景なんだ」(p. 145) という興味深い考えを披露する。暗闇のような暴力が巨大なタコに喩えられるのである。

ジェイ・ルービンは高橋のこの発言に注目して，実際に我々も「巨大な生き物」の一環であり，遍在する監視カメラのように，あらゆる物や人を見ているとする。さらに，白川が犠牲者であるだけでなく加害者でもあるように，「生き物」の数多くの邪悪に対して，我々にも何らかの責任があると鋭く指摘する[14)]。至るところに監視カメラが設置される「近代」という社会あるいは装置において，「巨大な生き物」の一部となった人々は，白川のように犠牲者であると同時に加害者でもある。数多くの邪悪と暴力に対して，自他ともに何らかの責任を負うべきであろうが，しかし，人々は往々にして邪悪や暗闇に対して本能的な恐怖心を持ち，そこに付随する暴力から逃れることができないと思ってしまう。

だが，タコにも比される暴力に覆われている現実の生活に対して，高橋は独特の対処法を持っているようである。「いちいち考えても仕方ないことだからさ。今日から明日へと，ごく普通に生きていくしかない」(p. 218) というのである。今日と明日との間に夜が挟まれる。この夜こそが，彼に襲い来る悪夢を招いてしまうのである。しかし高橋は淡々とこの現実を受け止める。それだけではない。普通に生きようとする心構えは，やがて暴力に対して避けるこ

14) 前掲ジェイ・ルービン『ハルキ・ムラカミと言葉の音楽』，392頁。

とではなく，敢然と立ち向かおうとする姿に変わってゆく。事を超越して生きてゆくのではない，積極的な行動が次のように見られる。

何度も裁判所に通い，刑事事件の裁判を傍聴しているうち，裁かれている人たちの住んでいる世界と自分の住んでいる世界との間には，厳然たる高い壁など実際には存在しないと，彼は悟った。あったとしても，「はりぼてのぺらぺらの壁かもしれない」(p. 142)。もとより凶悪犯などは同情に値しないかもしれないが，それでも人間同士である以上，もともと修復不能な隔たりや誤解がなく，互いに心の底に通じ合うものがあったはずである。人間とは何か，人間同士はどのように付き合うべきなのか，このような深刻な問題に対する高橋の思いは，この一文に象徴される。裁判所に通うことを皮切りに，彼は法律を本格的に勉強してみようと決意する。法律を学び，自分の生きるこの社会を深く認識し，どのようにすれば社会のために役立てるのかと考えるようになる。好きな音楽はやるほどに楽しくないことを自覚し，却って法律には自分の探し求めるべきものがある。それこそが人生であり，大人になることであると，高橋は高らかに宣言する（p. 145)。

法律・知性・理性を武器にしながら，人と人とのつながりを寸断したありとあらゆる暴力に立ち向かい，人を困惑し悩ませるものを拭い去りたいというのが，高橋の決意である。このような自我を超越し，人間全体への関心という角度から自らの人生を見つめ直して，「近代」という社会に特有の暗闇や悪，そして暴力に直面してゆく高橋の姿勢には，大いにシンパシーを感じるものがあり，評価に値する。留意しておきたいのは，村上が高橋という人物像を通して，自らの追求を表明することである。

> 僕らの人生は，明るいか暗いかだけで単純に分けられているわけじゃないんだ。そのあいだには陰影という中間地帯がある。その陰影の段階を認識し，理解するのが，健全な知性だ。そして健全な知性を獲得するには，それなりの時間と労力が必要とされる。(p. 273)

これは，高橋が，成長の過程において様々な悩みに苛まれ，将来への不安や躊躇いに陥るマリに述べた言葉であるが，作者である村上の，読者に対する訴えであるとも読み取れる。こうすることによってこそ，はじめて人々に恐怖を与えた暗闇や邪悪から抜け出すことが可能であろうし，また暴力と対決する際の有効な方法であるかもしれない[15)]。

15) 村上はデビュー作『風の歌を聴け』の中で主人公の言葉を借りて，次のようなことを言う。「今，僕は語ろうと思う。……結局の所，文章を書くことは自己療養の手段ではなく，自己療養へのささやかな試みにしか過ぎないからだ。」横尾和博によれば，村上の言う「僕は語ろうと思う」とは非常に重要である。なぜなら，われわれは今多くの人が言いたいことが言えない，失語症となった時代に生きているためである。横尾和博『村上春樹×九〇年代』第三書館，1994年。これを見れば，高橋という人物像には私たちが喪失しかけた何かを持っている。

おわりに

いずれの時代にも，その時代特有の社会的問題がある。村上は本作において，物質的繁栄を謳歌し，消費主義が横溢する「近代」社会における精神的な問題に焦点を当てる。そこで，人々は昼間に仕事や勉強に明け暮れているが，夜になり，周りが暗闇に覆われると，孤独や寂しさ，無力感，また不安に襲われる。もちろん「近代」だけの問題ではないかもしれないが，「物は豊かになっているが，果たしてみんなは幸せになっているかどうか」[16]という，世の中のすべてを「物」へと帰結させる資本主義独特の価値観に対する村上の問いは実に鋭い[17]。この世の中で，物以外に，何が幸せの気持ちを与えてくれるのか。それを求めていくうちに，なんだか夜には昼間の自分と違う，もう一人の自分がいることに気が付く。

小説の最後，「次の闇が訪れるまでに，まだ時間はある」(p. 294) というような意味深長なことが書かれている。闇は終わっていない。闇はいずれ訪れる。村上は，闇を背景にして，人の心に秘められる善悪や暴力の問題に焦点を当て，暴力によって演繹されている数々の風景を描き出し，読者に訴えてゆく。それは理性と知性を用い，愛と情熱によって，さまざまな暗闇と暴力に毅然として立ち向かうということに他ならない。そのような心構えを持っていけば，暗闇や暴力が本当に来たとき，高橋のように落ち着いて対応できるのであるし，マリのように安らかに眠ることもできる。

16）前掲村上春樹「二十五年的創作人生」を参照。

17）ジェイ・ルービンは，村上の三作目の長編『羊をめぐる冒険』(1982年）について，村上は暴力を象徴する羊に憑かれ，政界，財界，マスコミ，官僚組織，文化に陰の支配力を振るう「先生」という人物に，現代日本の消費社会を支配する重要なファクターとも言える不気味な動機を負わせながら，そこに出てきた邪悪さや暴力を，1960年代末には学生の理想主義を抑圧し，現代日本を支配する消費社会の退屈と過労をもたらした権威主義の伝統とも結びつけるとしている。前掲『ハルキ・ムラカミと言葉の音楽』，108–109頁，256頁。

［史料紹介］

国立公文書館所蔵公文録、外交史料館所蔵「花房義質関係文書」及び岡山県立記録資料館所蔵「花房端連・義質関係資料」から

明治六年政変前後の日朝関係と副島種臣の東アジア政策について

名和悦子

明治六年政変前後の日朝関係と副島種臣の東アジア政策について、これまで様々な研究がなされてきた[1]。それら先行研究は、主に政変に深く干与した西郷隆盛や大久保利通、副島種臣などが残した記録文書をもとに論じられている。本稿では、当時外務省大丞であった花房義質が残した日記、意見書、又花房宛ての書簡を紹介し、釜山における日朝交渉の進捗状況が征韓論を引き起こす状況にあったのかどうか、又更に、明治六年閣議で果たして征韓論が重要な議題であったのかどうかという問題について、新たな一つの方向性を示してみたい。尚、翻刻文は原則として常用漢字を用い、変体仮名は平仮名に直し、更に適宜句読点を付して改行を補っている。

花房の紹介

花房義質[2]は、天保十三（一八四二）年岡山藩士花房端連の長男として三番町にて出生する。八歳で岡山学校に入り四書五経と習字、蘭学、砲術、居合術、馬術を学ぶ。二十歳で藩の周旋方になり、諸藩との外交周旋の道に入る。慶応二年戦艦兵器購入の名義で長崎出張に就く。翌三年欧州回りでアメリカ留学に出る。明治元年帰国。二年外国官御用掛に就く。三年日清修好条規締結のため柳原前光に随行し、五年朝鮮に派遣され、草梁倭館を接収する。六年マリア・ルス号事件の裁判調査を行う。同年駐露全権公使澤宜嘉死去のため臨時代理公使としてロシアに派遣される。七年六月特命全権公使榎本武揚着任後、一等書記官に戻る。八年サンクトペテルブルグの裁判所でマリア・ルス号事件の国際仲裁裁判を行い、樺太千島交換条約を締結する。九年帰国。以後十五年壬午事変まで八回朝鮮奉使を勤め、十六年から十九年まで特命全権公使として再度ロシア公使館に勤務している。二十（一八八七）年から死去する大正六（一九一七）年までの三十年間は、農商務次官、宮中顧問官、帝室会計審査局長、宮内次官、日本赤十字副社長、枢密顧問官などを歴任した。

史料の説明

現在花房義質に関する史料は以下の機関で所蔵されている。

・外務省外交史料館所蔵「花房義質関係文書」（花房家寄贈　一九八〇～八五年）書簡・書類・日記・旅行記・辞令その他六四〇点。

・首都大学東京図書情報センター所蔵「花房義質関係文書」（旧東京都立大学付属図書館所蔵）（令孫花房孝太郎氏委譲　一九六〇年）、桜井義之仮目録作成、森山茂徳整理目録作成（一九七五年）、目録刊行（一九九六年）書簡・書類約一五〇〇点。

・国会図書館憲政資料室所蔵「花房義質関係文書」（二〇一六年古書店より購入）書簡・書類等八六点。

・宮内庁書陵部所蔵「花房子爵家文書」（写本二四冊）、朝鮮公使在任中の外交文書。

・岡山県立記録資料館所蔵「花房端連・義質関係資料」（一九九三年購入）主に明治五年から大正にかけての花房家宛て書簡類三五三七点。

・北海道大学付属図書館スラブ・ユーラシア研究センター所蔵（二〇〇二年購入）「駐露公使花房義質日誌（一八八三～一八八五年）」。

・外務省外交史料館所蔵外務省記録文書。

・国立公文書館所蔵公文録。

・韓国釜山市民図書館。

本稿で取り上げる史料は、

史料（一） 花房が明治五年草梁倭館を撤収した後、同年十一月十日、正院に提出した報告書（国立公文書館所蔵公文録　明治五年　第八巻　公00631100「花房大丞朝鮮国ヨリ復命並尋交ノ手続条款等上呈」所収「尋交商量渋滞之縁由略」）（以下「由略」と略称）

史料（二） 明治六年ロシアに派遣されるに至った経緯を書き記した日記の抜萃（外務省外交史料館所蔵「花房義質関係文書」書類F22「明治六年魯都赴任渡航旅日記」の前文「明治六年九月一日一等書記官トシテ露国駐在ノ命ヲ受ケタル当時ノ事情及露国事情等ノ抜萃」）

史料（三） 明治七年森山茂が花房に宛てた書簡（岡山県立記録資料館所蔵「花房端連・義質関係資料」一一四五、森山（桐陰）茂書簡、明治七年一二月一〇日）

の三史料である。尚、「由略」については、すでに姜範錫[3]により釜山市民図書館所蔵の「由略」と、毛利敏彦[4]により外交史料館所蔵戦前期外務省記録所収『朝鮮事務書』の「由略」が全文紹介されている。尚、国立公文書館所蔵　公文別録　朝鮮事件（二）（別00105100）にも同文が一括所収されている。これら三文書は外務省の名入り和罫紙に毛筆で書かれた写本である。一方今回紹介する公文録史料は太政官記録課の名入り和罫紙に記入されている。しかし誤字脱字欠落等が多いことから、これも写本と判断した。今なお原文書綴りは不明である。

史料（一）と**史料（三）**は、明治五年から六年にかけて、日朝外

交交渉がどのように進捗していたか示す文書で、特に征韓論を引き起こす状況が日朝交渉現場にあったかどうか示しており、注目される。**史料（二）**は、明治六年十月果たして征韓論が重要な閣議議題であったかどうか、副島の動向を示す貴重な史料である。

一　明治五年草梁倭館撤収

明治維新後、廃藩置県により従来対朝鮮外交の窓口であった対馬藩が廃藩となり、今後外務省が釜山での対朝鮮外交交渉を管轄することになった。[5] 明治五年八月花房は朝鮮差遣を命ぜられる（第一回奉使）。任務は対馬藩が滞在していた草梁倭館を撤収し、これまで藩が行っていた対朝鮮貿易負債を清算し、外務省が交渉相手になることを朝鮮側に告げることであった。八月二十八日品川出航。九月十五日釜山入港、直ちに倭館に入る。しかし朝鮮がこの交代をどう理解すればよいのか戸惑ったため、交渉は難航した。十一月六日帰国した花房は、十一月十日副島外務卿と共に太政官正院に参上し、諸参議を前に「朝鮮御用復命略」「応接書取」「往復書翰留」「由略」「朝鮮国周急一件復命略」を提出し、日朝交渉の進捗状況を説明した。一連の文書は現在国立公文書館所蔵公文録に所収されている。この時の正院のメンバーは太政大臣三条実美、参議西郷隆盛・板垣退助・大隈重信で、右大臣岩倉具視、参議木戸孝允は岩倉使節団として欧米視察旅行中であった。これら資料は筆写後一旦外務省に戻されたが、太政官で再度入用になったらしく、翌六年一月十二日史官から再提出を求められた。そこで花房は十三日、「復命書」「応接書」「往復書」「由略」「周急書」の五綴りを差出したことが、外交史料館所蔵外務省記録の『朝鮮事務書』[6] に記録されている。

史料（一）「花房大丞朝鮮国ヨリ復命並尋交ノ手続条款等上呈」
所収「由略」（国立公文書館所蔵公文録外務省伺　明治五年　第六巻　公00631100）

本史料「花房大丞朝鮮国ヨリ復命並尋交ノ手続条款等上呈」には全体を総括する表紙が付いていない。最初の頁に、

申十一月十日　此書及応接往復書翰尋交商量渋滞ノ縁由略周急書一同外務卿並花房大丞参朝上呈

とあり、次の五文書が所収されている。

・「朝鮮御用復命略」（花房が八月十八日朝鮮出張を命じられ、二十八日出航、十一月六日帰国するまでの経緯を報告した文書）（同文が『日本外交文書』第五巻　一六七文書　三五五～三五七頁に収録されている）
・「応接書取」（朝鮮側との交渉経緯を記す）
・「往復書翰留」（来翰及び往翰の紹介）
・「尋交商量渋滞之縁由略」
・「朝鮮国周急一件復命略」（朝鮮の飢饉に関する報告書）（同文が『日本外交文書』第五巻　一六五文書　三五三～三五四頁に収録されている）

本稿では既に『日本外交文書』に収録されている文書は除き、日朝

交渉の問題点を明確に示した「由略」のみ翻刻した。尚、外交史料館所蔵外務省記録の「由略」と比較考証した結果、欠落した箇所があることが分かり、括弧内に外務省記録の「由略」にある文字を入れ、明らかに写し間違いと分かる所は訂正している。

（中表紙　一）
尋交商量渋滞之縁由略
附
中古以来交通沿革略
一新以来尋交手続略

尋交商量渋滞ノ縁由概略

朝鮮交通従来ノ状景、及ヒ一新報知以来之手続ヲ以テ其事ノ渋滞スル縁由ヲ考ルニ、左之三件アリテ之ヲノス也。

第一　往来聘問ヲ等閑ヲナシ来レル因循習慣。

第二　我ニ無限ノ欲望アリ、且西洋人ト結ヘルナルヘシトイフ朝鮮人ノ疑懼。

第三　往ニ軽ク来ニ重キ歳遣ノ贈酬ニ害アラン事ヲ恐ル、対州吏人ノ俗情。

右三件ノ如何シテ事ノ渋滞ヲ引起スヤヲ判スルニハ、先ツ左ノ件々ノ有無ヲ考ヘサルヘカラス。

第一　朝鮮政府ハ我ヲ拒絶逐斥スルノ決心ナリヤ否。

第二　朝鮮人ハ日本人ノ往来交通スルヲ忌ムヤ否。

第三　朝鮮人ハ日本人ヲ軽侮スルヤ否。

○戊辰以来数回ノ応答、彼ノ常ニイフ所、違格ノ事ハ不可受、又金石ノ条約不可換ト、而シテ毎モ隣誼ヲ傷ルコトナキヲ可トストノ意ニテ、豪モ拒絶ノ語意ナシ。其他百般応答中、其跡疑フヘキニ似タルモ、甲ヲ斥ケテ乙ヲ接シ、丙ヲ除テ丁ニ親ム等ノ策ニシテ、決シテ一涯拒絶逐斥ノ事アル事ナシ。

○朝鮮人日用器具衣装等ノ内、我送ル所ノ銅ト金巾トノ如キハ最モ不可欠ノ物トシ、且我交通ノアルカ為ニ禄ヲ保チ、作業ヲ得ルモノ数千人、皆両国交通ノ盛ナランコトヲ欲スルモノ也。未タ一人モ両国和平ノ交通ヲ忌ムモノアルヲ聞カス。

○古来朝鮮人ハ深ク我国人ヲ畏懼セリ。近来対州人ノ所業、彼カ軽侮ヲ招ク事ナキニアラス。依テ対州人ハ馴レ近ツケ、他ノ日本人ハ隔テ遠サクル様ニナス事ニテ、去夏差使入府ノ節、使面会セサリシモ、全ク館中党派アルヲ知リテ、乙ヲ納レテ甲ヲ斥セントセシニテ、則其軽侮スル所ヲ納レ畏懼スル所ヲ遠サケントセシ也。然レハ軽侮スルモノハ対州ニテ、日本人トイヘハ其畏懼スル処ナルコト今モ替ラサル也。

之ニ依テ見レハ、既ニ拒絶逐斥ノ決心ナク、又交通ヲ忌ムノ意ナク、素ヨリ軽侮ノ念アルニアラス。唯六十年来聘問ヲ等閑ニナシ来レルノ易キニ馴レテ、又温ムルノ煩シキヲ厭フト。我ニ無限ノ欲望アリ、且西洋人ト結ヘルナラン事ヲ疑フヨリ、往来ノ端ヲ開ハ必ラス凌辱ヲ受ルニ至ラン事ヲ恐レ、何トナク其畏懼スル処ノモノヲ遠サケ、往来ノ端ヲ開カサン様ニト、旧来ノ歳遣貿易ヲ餌ニシ、暗ニ

対州吏人ヲ使役セシニ、対州人ハ此歳遣ノ利ヲ失センコトヲ患ルト俗情ヨリ、終ニ彼術中ニ玩弄セラレ、遅滞今日ニイタレルナリ。然トモ今既ニ此一大弊ヲ破レリ。其他ノ二件ノ如キハ、破ルニ於テ甚タ難カラサル所ナルヘシ。

（中表紙　二）
附録
中古以来朝鮮交通沿革大略
一新報知以来尋交商量手続大略
尋交商量事務渋滞ノ内情大略(7)

附

中古以来朝鮮交通沿革大略

対州之朝鮮ト往来交通シテ定例アルコト、嘉吉約定以来茲ニ四百三十年、其間小変化アリト雖モ、綿々今ニ至リテ断ヘス。但シ豊公征韓ノ事アリテ後暫ラク断絶セシヲ、徳川氏ノ始、頻ニ好言ヲ以テ之ヲ誘ヒ、終ニ信使ヲ来シ、是ヨリ修聘世々絶ス。対州ノ交是ニ至テ又起ル。然モ必竟辺職ヲ奉シ隣交ヲ司ルモノニテ、亦一家ノ交ニ非ス。サレ共従来私交ノ風習ハ依然トシテ改メス。信使来聘ノ事ハ毎例我ヨリ之ヲ促シ、迎テ江戸ニ送リ、幕府ニ謁スルコトナリシヲ、明和度大阪ニ接待シ、文化度之ヲ対州ニ接シ、以来等閑ニ過行、今ニ至リテ六十余年間、絶テ来聘ノ事ナシ。（この次「蓋シ天正庚寅年ヨリ文化辛未年ニ至リ来聘十六回ニシテ止ム」一行欠）

此余宗氏慶弔ノ事アル毎ニ訳官ヲ来シ、其儀ヲ述ルヲ例トセシニ、去庚申以来茲ニ十余年廃テ不顧、年条送使漂民送還等ノ外別使ノ往来無之、其後慶応二年朝鮮国仏国艦ト争闘ノ後、幕府ノ命ヲ以テ尓後兵器銃砲等売買ノ道ヲ開クヘシトノ旨、対州ヨリ掛合シニ、彼方ニテモ好意ハ感スレトモ、先王ノ法典不可改金石ノ約定不可換、唯入用ノ時分之ヲ乞ヘシト答テ止ム。其後米国船ヲ傷リ其人ヲ害シ、米仏連合其罪ヲ問フノ聞ヘアリ。幕府米仏公使ニ計リ、中保ヲナサンタメ使節ヲ渡サントシ、対州ヲシテ其旨ヲ通セシメシニ、幕府使ヲ来スコト前例ナシトシテ之ヲ難シ、且事ヲ左右ニ託シ、期ヲ延ント応接未整中、幕府政権返上トナリ、此議又興ラス。其後一新報知、改制報知、歳遣中止、則今ノ状態トナレリ。

一新報知以来尋交商量ノ手続概略

一　戊辰十一月宗対馬守ヲシテ大差使ヲ朝鮮ニ遣リ、皇政一新之事ヲ通報セシム。書中　皇勅等交隣以来未曽用ノ字アリ、且宥銜印章等例ニ違ヘルヲ名トシテ受ス。

古来対州ヨリ請求ノ事或ハ変革ノ事アルコトニ、タトイ其事空シクナリテモ、動モスレバ使ヲ重ネ年ヲ経ルコト少ナカラス。況ンヤ我書ヲ受、東西ニ向フテ　皇ヲ称スルノコトニ至テハ、軽々シク受ヌモ怪ムニタラサルナリ。

一　己巳五月宗氏其家人大島正朝ヲ遣シ、実際ヲ探偵セシム。正朝帰テ状ヲ陳ヘ併テ見ル所ヲ云フ。其略朝鮮ノ俗深沈狡獰筆舌ノ能ク動スヘキニ非ス。寛猛相兼宜ヲ見テ処スルニ非サレハ、成

效期スヘカラスト云。

正朝カ陽ニハ兵力ニ非サレハ動スヘカラスト云、陰ニハ如何ノ心得ニテアリシカハ、明察シ難ケレ共、対州一般ノ吏情ニ於テハ、迚モ一刀両断ノ御処置ニハ出マシク、先此侭ニテ貿易ノ利ヲ失セサランコトヲノミハカリシナリ。

一 同年冬外務省佐田直寛森山茂等ヲ発シ、対州人トナリ実際ヲ視察セシム。翌庚午年二月同人等朝鮮ニ著ス。此時差使ヨリ訓導ヘ談シ、其来意ヲ拒ムノ故ヲ書面ニテ差出サンコトヲ望ミシニ、速ニ其故ヲ記セル短簡ヲ出セリ。是ニ於テ佐田等帰リ来リテ近況ヲ陳ヘ、且徒ラニ筆闘舌戦セハ成功ノ期アルヘカラス、唯兵ヲ用ヒテ速ニ事ヲ定ムルヲヨシトスト建言ス。

一 同年五月宗氏其家人浦瀬最助ヲ遣リ、差使接交ノ手立ヲ内談セシム。時ニ独逸船釜山浦ニ至リシニ、我館員並ニ対州ノ通詞其船ニ在シヲ見テ、朝鮮人益々我ヲ西洋ト結ヒテ害ヲ彼ニ加ヘント計ルモノト疑フヨシニテ、内談熟セス。然レトモ両政府互ニ等対ノ敵主ヲ置テ書翰　皇勅等可忌憚ノ文字ヲサケ、全ク等対ノ交際ニハスハナシ易カルヘシトノ旨、訓導ト内打合セシヨシヲ帰告ク。

一 浦瀬帰後、館中ノ供ヲ撤シ市ヲ撤セントスルノ勢アリ。是浦瀬カ談ノ中ニ、事若シ阻塞セハ続クニ兵ヲ以テスルニ至ルヘシト云シニヨレリトテ、館中大ニ驚キ、館司伴某等ヨリ弁解シ、全ク浦瀬カ虚言ヲ伝ヘシ也トテ之ヲ罰シ、其事ナキヲ示シ、平穏ニ帰ス。

一 同年冬吉岡森山等外務卿ヨリ礼曹ヘ外務大丞ヨリ東萊府使釜山僉使ヘノ書契ヲ携ヘ、時機ヲ見テ棒出スヘキ積リニテ、探索ヲ旨トシテ発出ス。

一 此時浦瀬ヲ連レ渡ラントスルニ、同人ハ朝鮮ニ対シ犯ス事アリテ則今渡航サセカタキヨシ宗氏ヨリ断リニ付、推テ其故ヲ問シテ強テハ拒ハス。却テ他ノ小罪ヲ唱ラシ館司伴某ヲ付ケ、浦瀬ハ此行ニ従フヲ許セリ。依之翌辛未正月吉岡等一同渡韓、東萊釜山両使ニ面会ヲ望ムニ、宗氏ノ命ヲ以テ館司等紹介セシカトモ接セス。僅ニ訓導ト内面謁セシカトモ、訓導ハ唯新例不可開ヲ主張シ、且以後百事対州ヲ以テ応接セラル、ニ非サレハ、決シテ受マシト云ヒ、対州吏人モ相和シテ此上ハ外務省ノ通信ハ止メラレ可然ト云ヒ、浦瀬モ同説ヲ唱ヘ、去年内談ノ手続ハ復タ発ラス。

一 同三月宗使ヨリ別書契ヲ東萊釜山ニ送リ、面接ヲ促ス。八月ニ至リ返書差越ス。其略外務官員ノ是ニ本日無前ノ事ナリ、況ヤ面接ノ理アランヤト云。終ニ面接ヲ肯セス。

前条訓導内面謁ノ節、答シ振リ及ヒ萊府使カ別書契ニ酬ヒシ趣ハ、代官所役々ノ者ヨリ、確然違例ノ事ハナス勿レト言シメタルナリ。

一 右ニ依テ外務卿外務大丞ノ書契モ未棒出、森山広津ハ帰京シ、近況ヲ陳上シ、且宗重正ニ自ラ渡韓スヘキ様命セラレ度ト建言ス。

是ハ従四位自ラ渡韓セハ、対州俗吏ノ私奸モ行ハレス、且彼国ニテモ先例アル事ニテ拒ム事モナラス、必ラス尋交成熟スヘシ。仮令充分ナラストモ又是一歩ヲ進ムナリトノ意ニ出シ

ナリ。

一　辛未夏米国軍艦ヲ朝鮮ニ遣リ、先年其国民ヲ暴殺セシ罪ヲ問ヒ、且盟ヲ結ントスルノ由ヲ聞、館司等ニ諭シテ此事ヲ朝鮮ニ告シムルニ、朝鮮答テ隣誼好意ハ謝スレトモ元如此事ナシト云フ。

一　同秋廃藩立県之事アリ、其後宗重正外務大丞ニ任シ渡韓命セラレシカ、程ナク渡韓ハ止メラレ、同人ヨリ使ヲ遣シ改制ヲ報知シ、且転職ヲ告ルコトヽナリ。森山広津ハ辛未十二月発京、壬申正月差使相良某モ共ニ渡韓ス。此書契訓導下披見済、写ヲ以テ京都ヘ内啓セシニ、国議ヲ尽シテ後ニ返答スヘシトノ事ニテ、其返答ノ期限モ定メス。依之数回談判ノ末、差使ハ推テ東萊ニ入リ強テ面議ヲ乞フ。府使固ク辞テ接セス。差使ハ不得已退キ、国ニ帰リテ其由ヲ述フ。

一　館司此時差使ト共ニ東萊ニ入リシ事館司ノアルマシキ所業ナリトテ、常例ノ供饌ヲ廃シ、且竊ニ代官等ニ諷シテ其帰国ヲ勧ム。

一　此時東萊釜山ヨリノ厳命ナリトテ、館中礼式ニ関スル屋宇ノ内朽廃セル一宇ヲ急ニ解撤ス。

一　右入府ノ砌万周旋スル処ノ彼我通詞打合ノ中、面会之儀便服ニテ可然旨彼方申出シニ、礼服相当タルヘシト此方ニテ答テ争シ事有之。

一　此時差使館司ハ一意尽力候ヘ共、代官所ハ兎角別物ノ如クナリ居リ、朝鮮ニ対シテモ代官所ハ全ク外務ニ関係ナキ物ト申ナシ居候。

一　此時重立周旋致シ居候通事ノ中ヨリ、代官中別懇ノモノマテ夜中竊ニ使ヲ差越シ、府中諸官評議区々ニテ銘々極テ難渋ノヨシニテ、面議ノ可否心付内々尋越候事有之。

一　右尋越候節、代官所ハ此面議肝要ノ旨兼々申含モ受居ナカラ、全ク関係セサル事ニ付心付モ無之ト答ヘ、外務一致ニアラサルヲ示シ候事。

　此時釜山其他評議区々ナリシ趣ノ末、遂ニ途中争端モ開カス、東萊マテ罷通リ、始メ両三日間ハ叮嚀ニ慰労シ、且面議ノ節ハ便服ナラテハ府使後日ノ落度トモ相成ヘシト云フ内打合迄致セシ位ノ所、通事ヨリ夜中竊代官所ヘ人ヲ差越シ、議論区々ニテ頗ル困迫ノヨシヲノヘ、且面議ノ可否代官所ノ見込ヲ尋問セシ等ヲ以テ考フレハ、府使始メ一言不抜ノ確論アリシトモ見ヘス。若館中二心ノモノナク春来叮嚀諭示セシ意ヲ以テ相答ヘナハ必定面会モ遂タラント思ハル。

一　差使引取後、彼我通事ノ内話ニ、差使モ引取タル故今ハ別ニ国議モ尽サス、素ヨリ返答ノ期モ定ル事アルヘカラス、乍去差使ハ宗氏家人ノ名ナレハ、今差使ヨリ訓導ヘ書ヲ以テ三年ヲ限リ返答ヲ得サセラレヨト頼ミ越シ、其三年ノ間貿易其外凡テ旧規ニ従ヒ居ナハ、対州ニ於テモ益アル事ニテ、朝鮮ニテモ慶尚道数千人ノ命脈ヲ取繋得ル事故、整ヒナハ其上ニテハ百事周旋モナスヘシトノ内打合有之事。

　差使引取後、自然ト館中総引揚ノ事ニ至ランモ計リ難シト云フ恐レアルヨリ、陽ニハ館司ノ供ヲ撤シ、マタ竊ニ自ラ帰リ去ル事ヲ諷シ、或ハ急ニ庁廊ヲ解撤セシ抔、朝鮮人平常ノ風

習ニ似ス。是モマタ彼我ノ俗吏内談シテ、古例ヲ尊守スル党ヲ引、親規ヲ講明スル党ヲ斥クルノ手段中ニ出タルナリ。故ニ八月中ニハ頻リニ館司ヲ帰ラシメントナシ、代官役々ハ何処迄モ引留メ置トノ説、館内外ニ頻リナリシナリ。三年期限云々ト云フモ総引揚ヲ恐レタル深意ヲ見ルニ足レリ。

一　右内打合ニ関ラス歳遣船中止渋滞品返済ノ運ヒトナル。訓導ハ復職シタレトモ、大丘ヘ往ショシニテ未帰来、帰来ノ上面議ニ至ルヘシ。

府使訓導ノ罷職ト云フモ復職トイフモ皆偽ニテ、訓導カ大丘ヘ行シト云フモ、日積リニテモ事情ニテモ、必ラス京都ヘ一往復セシモノ也。是又彼カ古例ト云フヘシ。

一　漂民渡シ方ノ事ハ春来議論モ片時サリシカトモ、此度ハ手数ヲ省キ簡易ニ受取タリ。此漂民中金学成ト云者ハ、少シク事理ヲ解セルモノニテ、近来朝鮮ノ日本ニ対セル其処置当ヲ失セルヲ知リ、帰国ノ上ハ必ラス筋々ヘ申立ヘシト、曽テ我通詞ノ者ヘ話セリ。

花房は「由略」で、日朝国交不調の原因を次のように分析する。

これまで朝鮮人は日本人を「畏懼」し、対州（対馬）人を「軽侮」してきた。今朝鮮人は従来通り対馬人を通じて日朝貿易を望んでいるが、一方で対馬人が対朝鮮貿易の既得権益に固執する「俗情」を嫌っている。歴史を振り返れば四百三十年間、日本と朝鮮は往来交通を綿々と継続してきた。しかし豊臣秀吉の朝鮮征伐の時、日朝交渉の歴史に一大変化が生じ、往来交通は断絶した。以後六十年間両国は聘問を「等閑」にせざるを得なかった。今日本人が西洋人と結託して、朝鮮に「無限ノ欲望」を以て開国交渉を迫れば、朝鮮人は必ず又「凌辱」されるであろうと「畏懼」し、往来の発端を開かせないように警戒している。そのため朝鮮人はなにかと理由をつけ、対馬吏人を「使役」し、交渉の席に着こうとしないし、対馬吏人も朝鮮吏人に翻弄されて外務省の交渉を阻止しようとする。これが日朝国交不調の真の原因である。しかし今や外務省が対馬に代わって日朝外交交渉を行うようになり、この「一大弊」害は取り除かれたという。おそらく花房は、外務省が兵威を楯にする外交交渉を避け、朝鮮に対して公正対等な立場で外交交渉すれば、朝鮮人は日本人に自然と「凌辱」されるかもしれないと「畏懼」する心を持たなくなる、と楽観的に判断したのであろう。

さて、注目するのは次の報告で、花房の差遣直前、日朝間で急遽結着した内話について触れている。

明治五年対馬から派遣された差使相良正樹と館司深見正景は、強引に朝鮮側と交渉をしようと東萊府に押し掛けたが、交渉は難航した。ところが二人が引き上げた後、両国の通事の内話で、交渉再開期限を「三年ヲ限リ」とする案が急遽纏まった。そこには朝鮮側は一行が総引揚げすることを恐れ、引き留めたい意図があり、一方日本側はなんとか交渉を切り開きたい考えを持っており、両者の思惑は異なったが、一応決着した。その三年間は「旧規」に従い対馬と慶尚道とで貿易を行ってもよく、もし情勢が「整ヒナハ」「百事周旋」をすべしと打ち合わせしたという。

前年明治四年六月、対馬藩大差使と朝鮮訓導とで交渉開始時期に

ついて話し合われた時、対馬側がその時期を問うたのに対し、朝鮮側が「十年乃至六、七年」[8]と答えたことを受けて、今回「三年」という時期を設定したのであろう。このことはつまり明治五年から三年間、互いに交渉に向けて下準備を行い、それが整った段階で再開することが話し合われたことを示している。

この「由略」を含む一連の報告書を受け取った外務省も正院も、花房の「由略」に注目し、多くの写本を作成して要所に配布した。現在確認できるだけでも四冊ある。当時政府首脳陣が岩倉使節団として外遊中で、重要な案件は決定できないことになっていたし、外務省も釜山での交渉を管轄下に置いたものの、対馬人を「軽侮」し、日本人を「畏懼」して「凌辱」されることを恐れる朝鮮人を、どのように対処すべきか、将来を見据えた対朝鮮政策を決定するには、更に三年はかかると予測したのかもしれない。いずれにせよ花房の「由略」は、明治五年から八年にかけての日朝外交交渉を見直す必要性を示している。

二　明治六年閣議決定

その後日本政府の対朝鮮政策は予想外の展開になる。いわゆる潜商問題で、二月対馬厳原の商人に代わって釜山入りした三井商人を、朝鮮側が従来と異なるとして不快に思い、通商制限の制裁措置をとり、倭館に供給する物資の提供を禁止した。更に倭館前に日本を激しく批判する掲示文を張り出したため、この報告を受けた政府内から征韓論が噴出した。そこで突如西郷の使節派遣へと発展したのである。[9]

折しも六月、花房は釜山にいる広津外務省出仕に宛て、三井手代等当分の間渡韓を差控えることになったことを伝え、問題の早期解決を願っている。花房は外務省内の朝鮮担当官としてこうした事務をこなしながら、一方でマリア・ルス号事件も担当している。これは前年六月生じた事件で、横浜港に停泊中のペルー国籍の船マリア・ルス号から、奴隷として乗せられていた中国人クーリーが逃げ出し、日本が保護した問題であった。花房はこの事件の調査を行い、七月神奈川県裁判所で大江卓神奈川県令により開廷された当該事件の裁判に、外務卿代理上野景範と共に立ち会っている。更に翌明治六年八月八日東京でペルー特命全権公使ガルシャとの間で行われた日秘修好通商航海条約交渉にも立ち会った。こうした経緯から明治六年九月十九日、副島外務卿にマリア・ルス号事件と樺太をめぐる條約交渉のためロシア勤務を命じられる。

史料（二）は花房がロシア勤務を命じられ、赴任するまでの経緯を記録したもので、特に閣議で何が話し合われ、それに副島がどのように関与したのか詳細に記録されており、注目しなくてはならない。

史料（二）（外務省外交史料館所蔵「花房義質関係文書」書類F22「明治六年魯都赴任渡航旅日記」の前文「明治六年九月一等書記官トシテ露国駐在ノ命ヲ受ケタル当時ノ事情及露国事情等ノ抜萃」）

明治六年九月一九日、外務卿副島種臣閣下内意を示して曰。全権公使澤氏為発出魯政府諸員皆書記官之不足をおもふて安せす。足下遂辞する事なくんハ、予暫らく本省人を失するを忍て、足下之行を煩さんとすと。義質辞するに、伯母君之死、祖母君之老、母堂之病、妻之不健、児之幼、父君之隔遠を以てす。卿尚曰。本省又敢て足下を遣るを歓せす。事不得止れハなり久しきを要せス。今我れ秘魯と約してマリヤルーズ一件アルビトレーションを魯国ニ托す。此事ヲヤ昨年中事之始末を通知するもの、独り足下あるのみ。今特に足下を選ぶ所以之もの、一ハこれニより蓋一等書記官ハ等級大丞より下れる事、一等たりと雖も足下大ニ力を本省ニ致せり。決して等を降すの理なし。故に本官ニして書記官を置しめ、永きを厭わゝ、一年間即アルビトレーションの終るを期して、交替帰朝を許さんとするの意也。願くハ再思せよと。依て明日を以て答ふへしとて、別れて家に帰り、前伴の大略を祖母君ニ告く。祖母君涙下る両三滴、忽色を改て曰。義質汝長官之選ニ応し、大事を負て万里ニ行き、壁意又安くるへしとなりに老媼々事の如きハ又顧る勿れ、嗚呼可賀可欣、真ニ我有孫とて笑を含て義質カ行ヲ僖ナリ。是レ於て義質意を決して明〇二十日朝外務卿ニ謁し、命あらハ奉受すへきを答ふ。〇二十一日、澤公ニ謁し、用意及び病状を問ひ、同行人員の当否を論す。〇二十二日、昧早岩公ニ行き、魯行の人員当否を論し、後拝命。〇二十三日、澤公病稍快を覚。夫人を以て御暇拝謁あり。〇二十四日、澤病更ニ加るを覚ふ。〇二十五日、病益重し。依て来月初二日の出帆を延へ、中旬の出立と定め、義質ハ雙親君ニ暇を告んとて不取敢〇二十六日を以て横浜ニ米郵船の兵庫行くニ乗り、神戸ニ父君ニ謁し、浪華ニ母君と共ニ劇を観、又神戸ニ帰る。此間風雨頻ニ到る。十月四日、再ひ米船を取て、横浜ニ帰る。六日、東京ニ帰着。外務卿ニ謁ス。去月二十七日澤公病の為ニ薨せらる代任の選挙日々時間を費ささるへからす。依て義質臨時代理たるへしとの内命アリ。又不可辞の趣あり。七日、澤公葬式太政官始内外諸大臣皆従行式甚厳也葬于小石川傳通院内、

墓標　故特命全権公使贈正三位澤宣嘉墓

〇北京在留魯公使ウランガリー有故職を辞して故郷ニ帰る道ニ東京ニいたる。副島卿と曽て北京へ懇交あり。我北境之議ニ於て聊加腆之意ありとて、卿之接待頻リ交し卿之意我輩之行此ウラン氏の帰ニ伴ハン。万事機妙ならんとの意也。故ニ予め日時を定めす。ウラン氏の発期又北境議の如キニ関し、我京在留魯公使も北京ニ転任せしかとも。此論を果して後ニ去らんとするなと関係ありて、両氏とも去留の時日不定也。卿は頗る議を起し、北境を魯ニ譲り、朝鮮を与し意を約しめ、此機ニ乗し朝鮮ニ兵を発し、東北を捨てゝ西南を取らんとの議を建てたれとも、廳堂議決せす。議論紛紜之末、副島職を去り、寺島入て職を継くニ至る。此前副島参議ニ兼任し、益此議を主張し、西郷・板垣両参議同議を主張し、事漸定んとするニ当て岩倉・大久保等帰来、大ニ抗論し、西郷職を辞して西薩ニ去り、三条公病を発して人事を辨せさるニ至る。十月十三、四日、大議論ありて事殆破れたれとも、又十七八日も交、副島尽力協議会同策漸調たれとも再び破れ、暫く益々内事に力を用ひて外事を顧らさるべき

に決し、此時よりして三条公ハ病重して政を見る能はす。大久保ハ出勤して岩公を助け、伊藤・寺島及ひ大隈・大木なとと協議事を處し、内務省を置、大ニ内事を勉んとす。如此之際北境近況ニ付黒田開拓次官の所論ありて前後紛紜、我出ル之発期も更ニ決する所なし。依ておもふニ、徒ニ其論の決定を待つも恐らくハ此行ニ益なく、唯暫時之渋滞両国之交情に渋難を生するを見んよりハ如ク也。速ニ行て前日懇親之好交を失せさるを勉め、後日好交の道をなし、竟ニハと旨を乞ひ、即行たる時、ウラン氏又境界議の速ニ不可決を洞察し、果然無益とおもひ去て国ニ立んとす。ビッツ氏又去て、新任ニ赴んとす。予又此時を以て行を啓きウラン氏ニ香港ニおよひ同氏と共に出て魯ニいたり、両日後内外上下の情を酸酌（ママ）し、尚議する所論する事あらハ一年ニ秘国船の事を理し、一年ニ境界の事を考案し、或ハ建議し、或ハ論究する事あるへしと決し、十一月二十五日を以て此議を決し、同月二十八日を以て老祖母君及ひ妻児を浪華ニ送リ、十二月五日を以て赤坂宮ニ皇上ニ謁し、別を告け、写真及ひ綿布酒肴を賜ひ、神殿ニ拝辞し、幣を賜ひ、奉辞閣下七日を以て東京を発し、八日船ヴヲルカー号ニ横浜ニ乗り、九日朝六時抜錨。西ニ去遠洋馳香港ニ向て走る。之を以て代理公使魯国ニ之くの旅行を起す。

花房は、九月十九日副島外務卿にロシア勤務を打診され、翌二十日受けたこと、そして二十七日沢公使急死により十月四日臨時代理公使を内命し、七日沢公使の葬儀を行ったことを記録し、次に副島外務が駐清露公使ウランガリー、露国代理公使ビュツオフと樺太領有をめぐる交渉を行ったことを記録している。[10]

続いて十月十三、四日と十七、八日行われた閣議について、花房は、この時副島が、樺太全島をロシアに譲る見返りに、ロシアに日本の朝鮮半島進出を容認することを約束させ、この機に日本は朝鮮半島に出兵し、朝鮮の東北部を捨て、西南（台湾）を取る、という壮大な東アジア進出政策を提示し、西郷も板垣も同義に賛同したという。

十七、八日副島が中心となり再度協議する。大久保は、朝鮮進出より先ずは「内事」を優先すべきとして、「外事」派の副島らを退けた。この混乱で三条は昏睡状態になり人事不省となる。大久保は岩倉を助け、伊藤、寺島、大隈、大木らと協議し、内務省を設置して「内事」を図ることになったと記録している。

そもそもこの閣議は、樺太で起きたロシア人による暴行事件と台湾で生じた生蕃による暴行事件、そして西郷隆盛を朝鮮に使節として派遣するかどうか、この三事案を協議するものであった。閣議ではどの事案を優先すべきか討議され、西郷が先ず朝鮮派遣を優先すべきと主張した。これに対し岩倉は樺太事案を優先すべきで、交渉は副島に一任し、副島に命じてロシア政府と話し合わせることが重要である。それがうまく進めば、ロシアに「永ク朝鮮国ノ援国タラント欲スルノ意志ヲ絶タシムヘシ、顧フニ此事案ヲ処分センニハ多少ノ日子ヲ費サン、宜ク此間ニ於テ内治ヲ整頓シテ以テ外征ヲ謀ルノ力ヲ蓄フヘシ」（岩倉公実記　下巻二　一一一四頁）と反論している。樺太事案優先と討議の流れが変わった時、副島は樺太・朝鮮・台湾を巡る壮大な対東アジア進出政策に熱弁を振ったのであろう。

三　明治七年森山茂派遣

次に、花房が提案した「三年」を、外務省が果たして了承していたかどうか、この点について、ロシアのペテルスブルグに送った花房宛ての森山茂[11]書簡を紹介する。

閣議の後辞職した副島の後任には、寺島が外務卿に就任した。寺島は早速釜山の動向を探ることにする。先ずは朝鮮側が警戒心を抱かないよう、旧対馬藩主で外務大丞に就いた宗重正を朝鮮に派遣し、日本国公館事務を任せることにした。その前に朝鮮の現状を把握するため、外務権大録森山茂を朝鮮に派遣した（六月一五日公館に着任）。

当時朝鮮は攘夷政策をとっていた大院君が失脚し、二一才の青年国王高宗の親政が開始したばかりで、戚族勢力（高宗妃の閔妃一族が独占した勢力）と両班官僚内部の対立、党派争い等あり、高宗の政権も安定してはいなかった。

高宗は先ず軍権を掌握するため、新たに武衛所を設け、統括する武衛都統使に弱冠二九才の寵臣禁衛大将趙寧夏を任命し、政治的影響力を拡大しようとした。高宗は趙寧夏に、従来対馬を通して入っていた対日情報が、明治五年花房が倭館を撤収して以降なぜ入らないのか、その停滞の理由を探らせた。更に承政院右副承旨朴定陽を按察使（暗行御史）に命じ、釜山の東莱府に派遣して、公館員と折衝することを命じた。そこで出会ったのが公館にいた森山であった。朝鮮側の予想外な進展に森山は寺島からの指示を待つことなく、本来の任務を越えて、今後日本政府と朝鮮政府は対等に国交樹立交渉を行うことを提案した。この会見は最初の公式会見となった。しかしこの提案は外務省内でも政府内でも充分に検討されたものではなかった。以下、花房に宛てた書簡から森山の交渉経緯を追う。

史料（三）（岡山県立記録資料館所蔵「花房端連・義質関係文書」一一四五　花房義質宛森山（桐陰）茂書簡　明治七年一二月一〇日）

念泰国家忙年仕翰益御清祥、欣喜々々。陳者小生曽而愚見之趣上言候所、終ニ宗氏も大丞ニ復し弥渡韓ニ決する之際、韓人我漂氓を殺害セしとの流説ありて、殊ニ征蕃之師長崎ニ屯する之時ニして軽々宗氏を渡韓せしむへからす、大事両所ニ生してハ不容易事故先其状由を観察之為小生渡韓命セられ柳原公使ト同発、崎陽ニ而別舳、六月十五日彼地ニ渡り静心闖察するニ漂民を害セしハ丸テ薄説跡なし、彼国之論一変、大院君も黜せられ両国之情交不洽、若し事あらハ肚服保ちかたしとの成心より按察使を東莱ニ下し、我館情を探察之時ニ遇し故ニ客冬征韓論之破裂より春来佐賀之一件・当時征蕃之挙等大小細巨となく対州人より流説するニ付て、彼益驚愕、其彼涙し彼ニ延及せん事を恐れ、竊ニ我ニ諷して旧誼を納めんとするの努あり、因而小生八方投策、蓋し虚々実々一として感動せしめさるハなし、八月十六日ニ至り東莱府使之内裨将南孝源ト内面、我誠意を陳するニ彼れ悉く伏承、又按察使ト内晤して説く所同し、尤寛緩抑揚神出鬼没シ立論を発して彼をして恥且恐れ充分懇款を呈せしむる

ニ至り、忽ち旧訓導安俊卿・通事崔在守等を石獄ニ下し奸党悉く囹圄ニ繋かれ我か使役する間諜之ものを挙テ陪通事トなし、即日釜山僉使より炭薪を供送し来り、新訓導ハ昼夜兼行東萊ニ下り、馳せ以て小生ト対晤するニ至り、于時九月三日也、小生敢而既往を咎めす、将来便宜之地を誘導するニ一言拒論なし、終ニ三件諾否ニ約を定めて二十余日之内回答之書を采り約問答侍するニ前ニ面晤懇托を納れし按察使之もの彼国左将軍趙氏より内書を送り小生の解纜を止め尋交之手続を閣劃指示せよとなり、因而往復書を投し置候所、終ニ二十余日之後約之如く十月京報之旨を以て訓導入館、蓋し京報ニ付例之狡猾我レを陥れんとする事あり、僕頗る猜怨弐心候、我威ニ愕れ京報ニ実を吐く、因而ハ彼政府之命意を以て東萊府使より飛書を致さしめ、従是回書を投し五月之内再ひ来らん事を約して十一月六日釜館を発し同廿四日着京、回奏候所帰朝抃悦大臣之喜色可掬、右之次第ニ而実ニ望外之成功を得しハ偏ニ征蕃之挙之轟動せしむる所申上候、実ニ千歳之一時といふへし、小生積年之苦慮も述ふるニ到り、殊ニ天皇陛下之賞詞を賜ひ感涙不止、何レ追々新聞紙等ニ上掲、小生之小功天下ニ洽ねし、実ニ又汗顔するに堪たり、茲ニ於而小生上言するニ彼を待ツハ充分懇待ニ出再度渡航せハ淳ニ楽ニして我誠意を述へ敢而訂盟・締約等も発議せす、何分とも彼聘使を牽ひ帰るを良とせん事を述ふるニ帰朝御同掲一両日中再発之命ある筈也、頻ニ出発之手続等を議して閑なし、昨日ハ不存寄少丞ニ任せられたり

此事速ニ内報可致候所着後直ニ病発、漸本月四日より出勤を始め候位故不能、其後不本意千万前述之如きハ猶一隅を陳する迄ニ而其全貌を見るニ足らす、何れ取扱撮要書を以て跡ゟ御報可申上候、先々右之次第なれハ御安神是祈、最早我掌中之もの也、此等自重持久之策を以て終ニ不置三年開国せしむるも亦難からさるへしと思惟いたし候

○内国之儀ハ爾後変遷いふへからす、征蕃之挙も実ニ妄動ニ比し清国との駈引頗る難異なりしニ、是も亦償を得て和熟するニ至る、其償之不足なるハ帰朝官省之内心遺憾とする所なれと、其実不得止挙動ニ而決而上下一致戦争ト踏込しニあらす、海陸軍等も不平之徒あれトいまた何とも不発、恐らくハ此儘泣寝入ニ至るへきかと存候、右一時決戦之議より海陸軍とも内実備整ひたれハ諸方之紛糾乱繚之生するも少々之事ハ圧制するニ足らん乎、併し朝之大臣トいへとも其方向実ハ一ならさるか如し、長嘆々々○島津左府ハ因然たり、内心計る所あるか如くして所謂蠖屈竜伸之意なるへし、併し其論する所為す所丸テ乳臭輩之見ニ似たり、殊ニ安田徹蔵等を重愛して奈良原等を斥するの意ありト其見其慮可計々々、是も大分人望を失したり、右府ハ何分其極度可不計、就中三条大臣ハ必死尽力ニ而益衆望あり、実ニ国家之柱石也

○大久保氏の勉励実ニ驚くへし、是亦声誉を四海ニ轟かす豈国礎之臣ト仰かさらんや○大隈氏ハ不相変左府党より睨らミ付てクズ〳〵論するものあるよし、征蕃之事務一局成候上ハ断然除退する抔の風評あり、未可知

○大木氏ハ依然可もなし不可もなし

○伊藤氏ハ昨月来木戸氏を祝ひとして内勅を持して同氏京師の家ニ至れり、木戸氏之退隠頗る対立の噂あるニ似たり、世評ニてハ前原

伊助ト合しタリ抔之説あり、因而内勅以て誘ひ還らんとの事なるへし、来春帰京すとの答ニ而伊藤氏ハ還京ありト云、蓋し征台之一件も落着したれハ同氏之見込も稍違背せしなるへしとの流説あり

○寺島氏ハ先々不異御論之如く本省枢要之人也、併し不相変事之不一迷さるにハ衆人軽視するニ到る、是蓋し玉ニ瑕トいふへし、本省大少丞其他ニも依然不振、条約改定掛も有て無きか如し

○副島氏を訪ひたりしニ是と言名論もなし、民選議院ハ于今主張あり、板垣氏ハ土人之望ミを失し旧之勢ひならすト云、同国統派分立四五社もありて板垣か立志社も不振ニ似たり、然れとも林有造之を保護せしト、但し林氏ハ随分人望あり

○西郷氏之説ハ不聞、中半・別府等学校を起し時世を論するよし、併し何之仕出しもある様子なし

○昨今承ハるニ榎本公使之談判手始之都合頗る善しト評判よし、何某之発論かハしらねト聞しまゝ申上置候、猶御勉励祈所也

○柳原公使も近日帰京之よし、是も支那ニ而最初之談判ニ名答あり

○此他種々申上度候へとも取急き不仕細陳御海容是祈

○却説此度韓地駈引中文筆達者ものなく例之愚筆愚文実ニ恥入候無之ニ、韓人ト之駈引中困セしものハ此一事也、而して結局せし所ハ戊辰年来我より論発セし通り承伏セし也、是一之愉快トいふへし、御同慶申候、榎本公使へ宜、其他御随員中同断

○御英影御送り日夜取出し面する如く話する如く、殊ニ御発後ハ人物も一層高く相見へ候、サスカ人面ハ見識之追縮ニ関するか、僕ハ如例疲面所謂屈原之従弟之如し、帰後いまた撮顔之暇なし、因而ハ交誼ニ欠く、御海容又祈

○桜田くんよりも時ニ文書あり、従是ハ敢て回復セス、実ニ多罪、先生ト同氏ト千里隔絶之地トいへとも必らす時ニハ往復あらんか、此度も同氏へ細書を報せす、可成ハ此文御覧後同氏へ御廻し可被下候

○右之仕合ニ而未た柳橋之月を見す、墨江之流れを結ばす、唯々蟄籠無聊時流ニ後れたり、御推察可被下候

○先生御実家御一類ハ不相変御無異之よし今井より承り候、御安堵可被成候、直殿評判益よし、御同慶申上候

尚々申略候韓人ト往復書之枢要物ハ公信ニ附し拝呈候、御熟覧是祈々々

十二月卅日　　桐陰迂弟

臥虎先生

御一覧後御投火是祈

森山は前半で日朝交渉の経緯を説明し、後半に日本の現状を詳細に報告しているが、注目するのは前半部分である。以下、森山の朝鮮釜山での交渉経緯を追う。

八月十六日日本の情報を得るため公館を訪問してきた東莱府裨将南孝源と面会する。九月三日には新訓導玄昔運が協議のため公館を訪れた。この協議は朝鮮と日本の官吏が初めて行った公式協議となった。これより前、八月二十六日東莱府の軍官大凡谷が暗行御使を連れ、調査目的で公館を訪問して来る。大凡谷は事の次第を趙寧夏に報告した後、九月二十四日趙寧夏の私信を携帯して公館を再訪した。私信には、明治維新後の日本の変化を認め、新しく外務省を

交渉相手に、従来通り交隣関係を続けることを了承するとあったが、しかし開国して国交樹立交渉をすることへの了承はなかった。つまり森山の提案は必ずしも朝鮮側に理解され受け入れられた訳ではなかった。朝鮮側は、廃藩置県後対馬藩が廃藩になり、外務省が開国に向け対朝鮮交渉を行うという変化を、根本的に理解できなかったし、明治維新そのものへの洞察が及ばなかったのであろう。森山も朝鮮側の意志を充分に理解していたとは言えなかったし、なによりも朝鮮政府の内部事情に精通していたとは言い難かった。その証拠に、趙寧夏が禁衛大将で武衛都統使を兼ねた軍部の最高官吏であることを知らなかった。結局森山は来年五月交渉再開を約して、十一月六日釜山を発っている。

注目すべきは**史料（三）**が示すように、森山が花房に、今回意外に早く交渉が進んだため、「終ニ不置三年開国せしむるも難からざるへし」と楽観的な予測をしていることである。要するにこれは、明治五年花房が**史料（一）**の「由略」で報告したあの「三年」間の調整期間を、森山も外務省も了承していたことを指している。おそらく正院も了承していただろうし、なによりも花房を正院に連れて行き、日朝交渉の現状を説明させた副島外務卿も了承していたと思われる。つまり一時的に潜商問題が生じたとしても、概ね日朝間でさしたる問題もなく、従って少なくとも朝鮮側から「征韓」を誘発するような状況はなかったことがわかる。

確かに十月閣議前に西郷を朝鮮に使節として派遣するかどうか協議されたが、**史料（二）**が示すように、閣議ではもっと広範囲に樺太・朝鮮・台湾を巡る海外領土進出論が副島外務卿により提議されたことがわかる。しかしその提議はあまりにも性急なドミノ式領土拡張論であったため、先ずは「内治ヲ整頓」すべきとする岩倉や大久保の前に「事殆破れ」たのである。

注

（1）家近良樹「副島外務卿排斥運動と「明治六年政変」」『文化史学』第三十八号　一九八五年。
勝田政治「征韓論政変と大久保政権」『講座　明治維新　近代国家の形成』第四巻　明治新史学会　有志舎　二〇一二年。
同「大久保利通と東アジア　国家構想と外交戦略」『歴史文化ライブラリー』四一九　吉川弘文館　二〇一六年。
毛利敏彦『明治六年政変の研究』有斐閣　一九七八年。
同『明治六年政変』中公新書五六一　一九七九年。
同「明治初期日朝国交不調原因論—外務大丞花房義質「尋交商量渋滞之縁由略」の紹介—」『法学雑誌』第三八巻三・四号　一九九二年。
同『明治維新政治外交史研究』「三　明治六年政変と征韓論問題—姜範錫『征韓論政変—明治六年の権力闘争』の問題提起に応えて—」吉川弘文館　二〇〇二年。
田村貞雄「「征韓論」政変の史料批判」『歴史学研究』六一五号　一九九一年。
高橋秀直「征韓論政変と朝鮮政策」『史林』七五巻第二号　一九九二年。
同「征韓論政変の政治過程」『史林』七六巻第五号　一九九三年。

（2）花房の詳しい出自、経歴、業績については、
拙論「花房義質の対朝鮮外交小論」『芝蘭集　好並先生退官記念論集』岡山大学文学部東洋史研究室　一九九九年　一一八～一三一頁。
同『岡山のアーカイブス6　記録資料館活動成果資料集』

「明治の書簡（六）解説　青年外交官花房義質の誕生」岡山県立記録資料館　二〇一七年　一三三～一四七頁。
同　『岡山のアーカイブス7　記録資料館活動成果資料集』
「明治の書簡（七）解説　明治八、九年ロシアにおける外交官花房義質の往復書簡」岡山県立記録資料館　二〇一八年　五九～七四頁。
同　『岡山のアーカイブズ8　記録資料館活動成果資料集』
「明治の書簡（八）解説　明治九～十二年花房の西南事件派遣と朝鮮外交、及び露土戦争」岡山県立記録資料館　二〇一九年三月　一一九～一三一頁。
黒瀬義門編輯『子爵花房義質君事略』日本外交史人物叢書　第一巻ゆまに書房　二〇〇二年を参照されたい。

（3）姜範錫『征韓論政変―明治六年の権力闘争―』サイマル出版会　一九九〇年。姜は韓国釜山市民図書館所蔵『朝鮮事務書』所収「由略」を使って論証している。釜山市民図書館は李朝時代の旧釜山日本総領事館文書を受け継いでおり、「由略」は影印本『朝鮮外交事務書』（韓国日本問題研究会編集　一九七一年）にして限定出版された（毛利前掲論文　一九九二年　七一六～七一七頁）。

（4）毛利前掲論文　一九九二年　七二〇～七二八頁。
尚、毛利は外交史料館所蔵　戦前期外務省記録　対韓政策関係雑纂　朝鮮事務書　第五巻　No. 1-1-2-3-13-005「明治五年ノ八／巻之一八係于花房大丞渡韓」に収録されている「由略」を使用している。
ところで毛利は、田保橋潔が『近代日鮮関係の研究　上巻』でなぜ花房の「由略」に注目しなかったのか、外務省が又『日本外交文書』編纂にあたり、「朝鮮事務書」から「由略」を収録しなかったのはなぜか、疑問に思われたようである（毛利前掲論文　一九九二年　七一六頁。同前掲論文　二〇〇二年　一三二頁）。実は田保橋は京城帝国大学法文学部教授時代、花房家から二回膨大な資料を借り出している。最初は昭和三年九月二十日頃花房太郎氏（義質の長男）から七八点（訓令一七点、位記一点、外交文書二十七点、書簡十九点、布達一点、日記等先考手記十点、地図一点、雑二点）を借り出し、昭和六年十月三十日返却した（岡山県立記録資料館所蔵「花房端連・義質関係資料」四八「田保橋潔書状」「借入書冊目録」九八～一一五頁）。二回目は、昭和七年十一月二十八日花房孝太郎氏（義質の孫）から借り出し、昭和九年二月十四日返却している。田保橋は前回と重複する史料も借り出しているが、二回目は主に明治十五年壬午事変に関する資料を中心に借り出している。花房孝太郎に宛てた借り出し依頼の書簡に依れば、最初謄写するため借り出したが、到底可能な量ではないことが分かり、一旦返却し、後日写真とロートグラフに作製し、京城帝国大学付属図書館に保存するため、再度借り出したいと依頼している（首都大学東京図書情報センター所蔵「花房義質関係文書」リール二二　四二七　「田保橋教授貸出他」）。しかし花房家が「由略」を所蔵していなかったため、田保橋は「由略」の存在を知らなかったのであろう。一方、田保橋が引用した『大日本外交文書』（戦後『日本外交文書』と改題）は「由略」を収録しなかったため、田保橋の目に触れることはなく、従って著書に引用記載されなかったのであろう。ともあれ、『朝鮮事務書』から『日本外交文書』へ収録漏れの原因は不明である。

（5）花房の倭館接収については、田保橋潔『近代日鮮関係の研究　上巻』朝鮮総督府中枢院　一九四〇年（原書房　一九七三年復刊）二〇六～二二五頁参照。

（6）外交史料館所蔵外務省記録 No. 1-1-2-3-13-005『朝鮮事務書』「明治五年ノ八／巻之一八係于花房大丞渡韓」「尋交商量渋滞之縁由略」後文は以下である。
・去壬申八月朝鮮国へ被差遣候以来同所滞留中並帰朝迄ノ手続書早々可被差出候也
明治六年一月十二日　　史官
花房外務大丞殿
・朝鮮国滞留中並帰朝マテノ手続書類去十一月十日差出置其後御返下相成居候処、猶又差出候様御申越ノ趣承知イタシ候、則復命

書、応接書、往復書、尋広商量渋滞之縁由、則周急書トモ五綴差出候間御落手有之度存候也

明治六年一月十三日　　花房外務大丞

史官御中

(7)「尋交商量事務渋滞ノ内情大略」は欠落している。外交史料館外務省記録の「由略」にも中表紙には「尋交商量事務渋滞ノ内情大略」が付けられたように記されているが欠落している。又公文別録にも、欠落しているので、当初からなかったのかもしれない。

(8)外務省編『日本外交文書』第五巻　一五六文書「朝鮮尋交手続并目的」三四二頁。

(9)この掲示文（漢文）を書き写し倭館館員に渡したのは、当時釜山に在住していた半井桃水少年であった。半井家は代々対馬藩主宗家の典医を勤めており、桃水の父湛四郎は対馬から倭館に派遣されていた。桃水は後に明治の小説家として知られるようになる。（上垣外憲一『ある明治人の朝鮮観　半井桃水と日朝関係』筑摩書房　一九九六年　三～一一頁）。

(10)明治六年閣議前の副島の対ロシア交渉に関しては、次の文献を参考にした。

家近良樹「副島外務卿排斥運動と「明治六年政変」」『文化史学』第三十八号　一九八五年。

犬塚孝明「明治初期外交指導者の対外認識―副島種臣と寺島宗則を中心に―」『国際政治』一〇二号　一九九三年。

醍醐龍馬「榎本武揚と樺太千島交換条約（一）―大久保外交における「釣合フヘキ」条約の模索―」『阪大法学』第六十五巻第二号　二〇一五年。

同「同（二・完）」『阪大法学』第六十五巻　第三号　二〇一五年。

同「外務卿副島種臣と日露領土交渉―樺太千島交換条約への道筋―」『国際政治』一九一号　二〇一八年。

張虎「副島対清外交の検討―副島外務卿宛て勅旨を素材として―」『明治維新とアジア　明治維新史研究六』吉川弘文館二〇〇一年。

麓慎一「明治政府の対外政策―樺太・朝鮮・台湾―」『東京大学史料編纂所研究紀要』第二五号　二〇一五年。

(11)森山茂（一八四二～一九一九年）奈良県出身。明治維新後兵庫県裁判所に出任。明治二年外国官書記、外務省創立後外務少録、対馬藩から釜山へ出張、明治三年外務権大録、明治五年外務大録、外務少記、明治七年外務少丞、明治八年外務権大録、同年日朝修好条規締結交渉を行う黒田清隆に随行する。明治十年退官。

尚、本書簡は差出人「桐陰迂弟」とあるだけで、長らく本名が不明であった。しかし今回、田保橋潔『近代日鮮関係の研究　上巻』朝鮮総督府中枢院　一九四〇年（原書房　一九七三年復刊）三四六～三四七頁に、明治七年九月二十四日森山が禁衛大将趙寧夏から受け取った親書の宛名に、「森山桐陰　足下」とあることがわかり、「桐陰」は森山の号と判断した。

著者・翻訳者紹介（本誌掲載順）

◉著者

〔特集〕 国際学術討論会　東アジア世界の歴史と現代――グローバル化の中で――

王　　新生　北京大学教授
赤羽奈津子　河合文化教育研究所研究員，龍谷大学非常勤講師
周　　頌倫　浙江越秀外国語学院特聘教授　（討論会当時は，東北師範大学教授）
彭　　小瑜　北京大学教授
山田伸吾　河合文化教育研究所研究員，河合塾国語科講師

〔論考〕

小林義廣　河合文化教育研究所研究員，東海大学非常勤講師
谷口規矩雄　河合文化教育研究所研究員，大阪大学名誉教授
馬　　彪　河合文化教育研究所研究員，山口大学教授

〔特別寄稿〕

徐　　谷芃　南京医科大学副教授

〔史料紹介〕

名和悦子　河合文化教育研究所研究員

◉翻訳者

田村俊郎　河合文化教育研究所研究員，龍谷大学非常勤講師
陳　　海冰　龍谷大学文学研究科
中田和宏　河合文化教育研究所研究員，太成学院大学高等学校教諭

編集委員　山田伸吾　八箇亮仁

河合文化教育研究所の研究スタッフ

◆主任研究員（50音順）

木村 敏〈精神病理学〉
渡辺京二〈日本近代思想史〉

◆研究会

映画研究会（石原 開）
学習デザイン研究会（成田秀夫）
カブリ・ジオメトリ研究会（福島一洋）
漢文訓読研究会（藤堂光順）
教育方法研究会（岡 文子）
経済研究会（公文宏和）
現代史研究会（里中哲彦）
国語教育の再構築研究会（結城敦司）
差別問題研究会（菅 孝行）
女性論・男性論研究会（吉田理恵）
初等教育研究会（熊﨑智子）
心身論研究会（木村 敏）
身体表現教育研究会（原田伸雄）
生物学セミナー（榊原隆人）
世界史研究会（金 貞義）
大学基礎教育準備教育研究会（大竹真一）
地域言語研究会（小森清久）
ドストエフスキイ研究会（芦川進一）
内藤湖南研究会（山田伸吾）
20世紀国際政治史研究会（加藤正男）
日韓文化交流研究会（新井勝憲）
日本近代・思想史研究会（茅嶋洋一）
認知と記号研究会（柳原愼也）
東アジアの歴史と現代研究会（八箇亮仁）
廣松渉研究会（森永和英）
メディア・カルチャー研究会（小林貞弘）

＊敬称略（ ）内は各研究会の主宰者

編集後記

『研究論集』の「第14集」の発行が大幅に遅れてしまったことについてまずはお詫びを申し上げなければならない。基本的には原稿が数量的に不足したため後追い的に追加原稿を依頼せざるを得なかったことによる。2018年８月26日に京都の龍谷大学清和館ホールで開催された「第13回日中共同学術討論会」（河合文化教育研究所・北京大学歴史学系 共催，龍谷大学文学部歴史学科東洋史学専攻 協力）の内容報告が「特集」として中心に据えられたのだが，中国側の参加大学が一校減ったこともあって，この内容だけでは分量的に「第14集」を構成できないという状況となり，各方面に原稿を依頼することになったわけだが，研究論文は簡単に生み出せるようなものではなく，結局何とか原稿がそろえることが出来たのは2019年の２月になってからであった。「日中共同学術討論会」で発表された人達には，発表から９ヶ月もの長期間お待ちいただくことになってしまった。心よりお詫び申し上げるとともに，新たに原稿を寄せられた方々には感謝の念を捧げたい。

「第13回日中共同学術討論会」についてはその「はしがき」を参照していただくことにして，それ以外の論考について若干の説明をしておきたい。

まず徐谷芃（Xu Gupeng）さんの「特別寄稿」は，「第13集」に寄せられた「村上春樹文学の世界性を読もう―『アフターダーク』を通して見る―」の続編である。続編というよりも「本論」といった方がよいのかも知れない。村上文学の核心とも言えるものに触れようとする意欲的な文学論である。

「論考」を寄せられた小林義廣さん，谷口規矩雄さん，馬彪さんはいずれも「内藤湖南研究会」の会員である。小林さんの「谷川共同体論と家族・宗教」は，「内藤湖南研究会」の生みの親であり2013年６月に亡くなられた谷川道雄氏の歴史論，中国社会論について述べられたものである。谷口さんは清朝の研究者でありしばしば『研究論集』に寄稿されているが，今回の「清代中期に於ける火薬・火器の使用状況について」もその清朝研究の一環をなすものである。きわめてユニークな視座からする実証研究である。馬さんは漢代の研究者であり，「王莽の長安都改造について」は，ある意味では中国の古代「都」論であり，祭祀と政治との両極を担った「都」という設定が基本的視座となっている。

「史料紹介」の名和悦子さんも，「内藤湖南研究会」の会員であり，「第５集」「第７集」「第11集」にも寄稿されている。今回は「論考」の前提となる「史料紹介」をされているが，容易には目にすることの出来ない貴重な文献資料が提示されており，こうした「史料紹介」も『研究論集』の大きな役割として必要であるように思われる。

ともあれ「第14集」をお届けすることができたことを素直に喜びたい。寄稿された方々にもう一度感謝の念を捧げたい。（山田伸吾）

研究論集　第14集

2019年6月1日　第1刷発行

編集・発行　河合文化教育研究所
〒464-8610　名古屋市千種区今池 2-1-10
TEL (052) 735-1706㈹　FAX (052) 735-4032

印刷・製本　㈱あ る む